

第四次足立区環境基本計画素案

令和 8 年度第 1 回環境審議会資料

(令和 8 年 5 月 2 8 日開催)

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画の目的と策定の背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 対象とする環境の範囲.....	3
4 計画期間と評価.....	4
第2章 計画策定の背景	5
1 国内外の動向.....	5
2 区の動向.....	13
3 足立区のこれまでの取組みと課題.....	19
第3章 計画の体系	26
1 足立区基本構想における将来像.....	26
2 環境の視点から目指す姿.....	27
3 計画の基本体系.....	28
第4章 各柱の施策	30
柱1 地球温暖化対策（脱炭素化の推進）.....	30
柱2 ごみの減量と循環型社会の構築.....	58
柱3 自然環境・生物多様性の保全.....	66
柱4 良好な生活環境づくりの推進.....	78
柱5 意識の向上と行動変容のしくみづくり.....	86
第5章 計画の進行管理	102
1 推進体制.....	102
2 進行管理の方法.....	103
3 点検・評価結果の公表.....	103
4 計画期間.....	103
第6章 環境保全行動指針 —区民・事業者・区の行動指針—	104
柱1 地球温暖化対策（脱炭素化の推進）.....	106
柱2 ごみの減量と循環型社会の構築.....	109
柱3 自然環境・生物多様性の保全.....	112
柱4 良好な生活環境づくりの推進.....	115
柱5 意識の向上と行動変容のしくみづくり.....	118

本文中「*〇〇」で表示されている用語については、資料編「6 用語説明（●●～●●ページ）」に解説を記載しています。

ただし、その言葉が同じページに複数回記載されているときは、そのページで最初に記載されている場所だけ「*」を付けています。

今後、用語解説を作成し巻末に掲載予定

第1章 計画の基本的事項

1 計画の目的と策定の背景

第四次足立区環境基本計画（以下、「本計画」といいます。）は、区の施策を環境の視点から整理・体系化し、環境の保全に関する基本的方向を示す計画です。区では、2022（令和4）年3月に地球温暖化による環境への影響や環境に関わる様々な社会状況の変化に対応するため、第三次足立区環境基本計画の改定を行い、これまで区民、事業者等、足立区に関わる全ての主体が協働・協創し、取組みを進めてきました。

さらに、区は2025（令和7）年2月に足立区基本計画を策定し、計画における新しい理念として区民の「ウェルビーイング」を高めることを掲げました。

例えば、ごみの分別や省エネ等の環境に関する取組みに対しては、「少し手間がかかる」、「続けにくい」と感じる人がいるかもしれません。しかし、そこに「お得」や「楽しい」のような+αの効果を得られることで幸福感（ウェルビーイング）を感じ、自分ごととして取り組むことにつながります。区では施策や情報発信を通じ、区民・区内事業者等に対し、環境の視点からウェルビーイングを高めるための新たなライフスタイルを提案・推進していくことが重要であると考えます。

そのため、本計画においては、上位計画である足立区基本計画の理念に基づき、これまでの持続可能な開発目標（SDGs）における区の取組みとともに、環境活動における区民の「ウェルビーイング」を高めることを目的として策定しました。

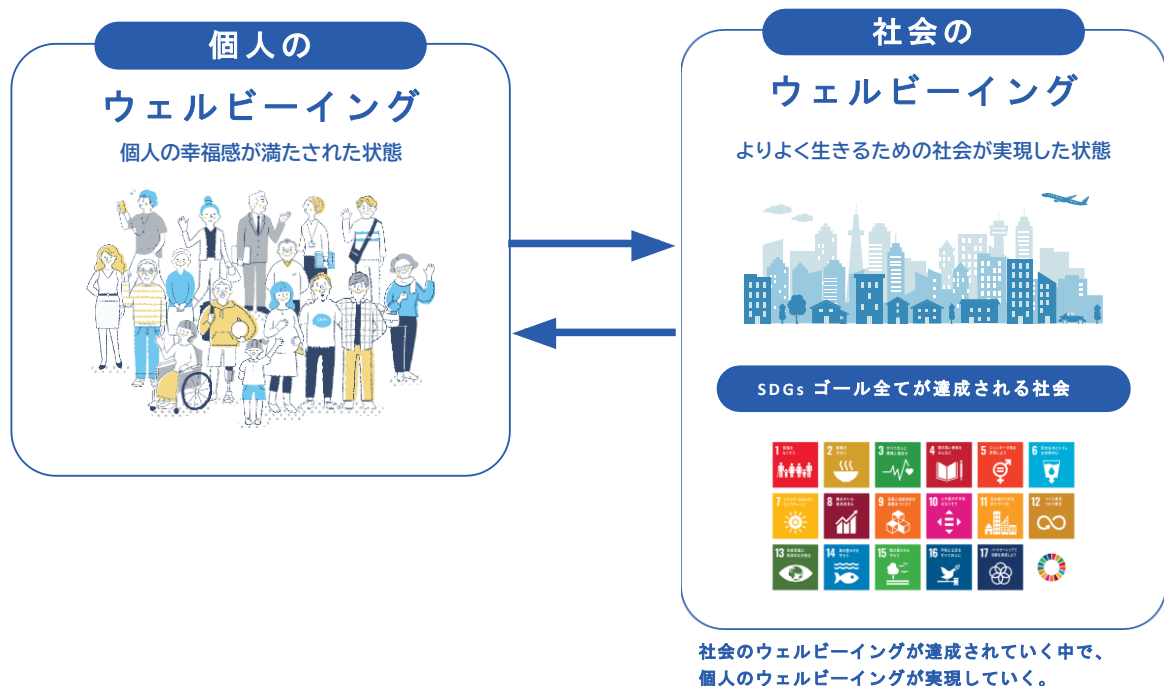


図 ウェルビーイング・SDGsを一体的に推進

出典 足立区基本計画

2 計画の位置づけ

足立区環境基本計画は、足立区環境基本条例第8条（環境基本計画）により策定が義務付けられています。

本計画は、環境に関する各種法令と足立区環境基本条例の基本理念に基づき作成するものであり、上位計画である足立区基本構想・基本計画をはじめ、各種関連計画との整合を図るものとします。

なお、これまで足立区環境基本計画に包含しておりました「足立区食品ロス削減推進計画」および「足立区プラスチックごみ削減方針」については、計画における体系の見直しにより、「足立区一般廃棄物処理基本計画」に包含します。

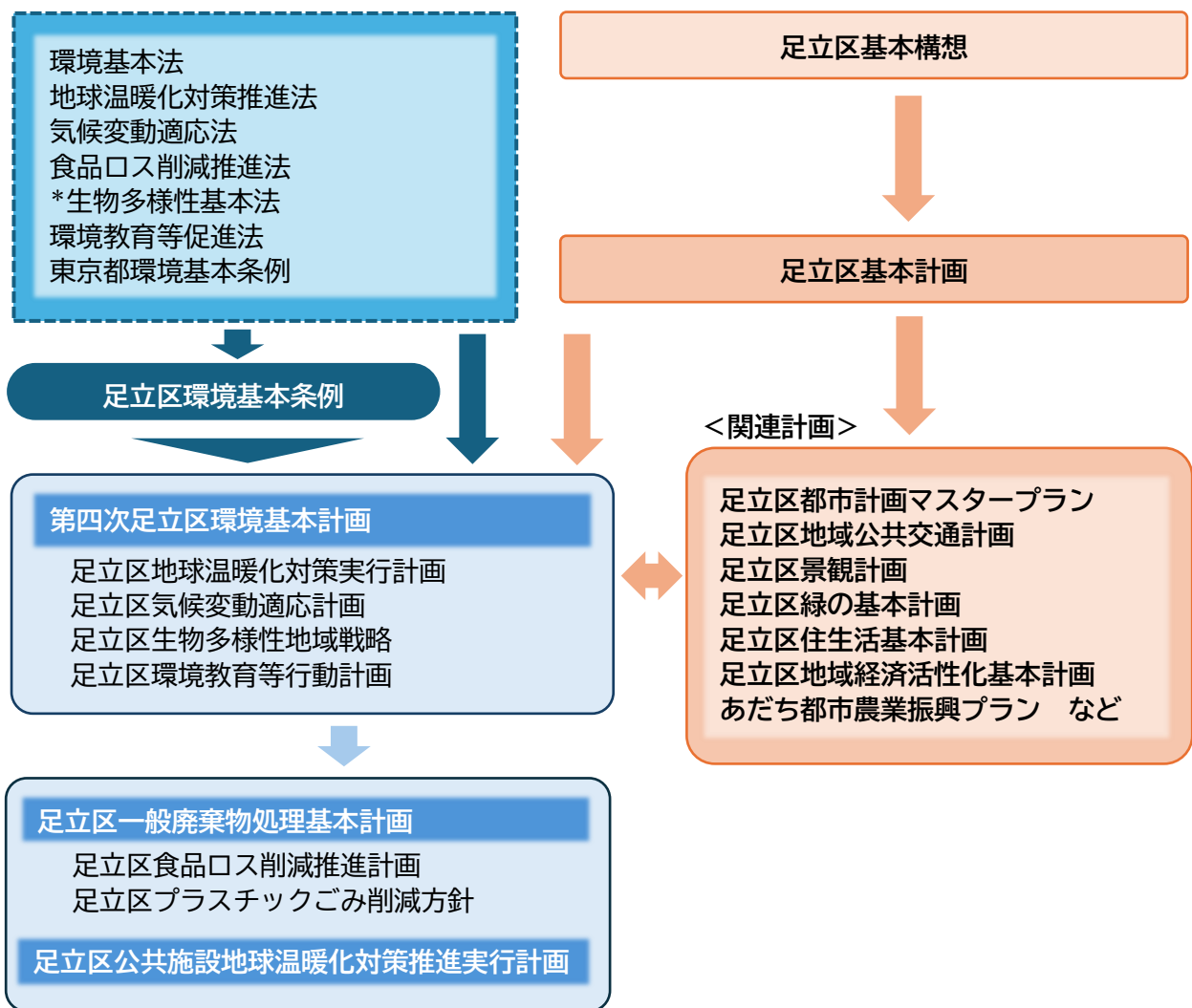


図 計画体系

また、本計画は以下の計画を包含します。

(1) 足立区地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）第21条第3項に規定されている「区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項」を定める計画です。柱1「地球温暖化対策（脱炭素化の推進）」の施策群1-1（38～47ページ）、施策群1-2（48～53ページ）が該当します。

(2) 足立区気候変動適応計画

気候変動適応法第12条に規定されている「区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画」で、柱1「地球温暖化対策（脱炭素化の推進）」の施策群1-3（54～56ページ）が該当します。

(3) 足立区*生物多様性地域戦略

生物多様性基本法第13条に規定されている「区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」で、柱3「自然環境・生物多様性の保全」（66～76ページ）が該当します。

(4) 足立区環境教育等行動計画

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）第8条に規定されている「区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」で、柱5「意識の向上と行動変容のしくみづくり」（86～101ページ）が該当します。

3 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、足立区環境基本条例第4条を踏まえて設定します。

足立区環境基本条例

（区の責務）

第4条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止及び生活環境の保全
- (2) 有害物質等による汚染等のない、安心して暮らせる都市環境の保全
- (3) 水、緑、生き物等からなる自然環境の保全及び野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保
- (5) 良好な景観の保全及び地域の環境特性を生かしたまちづくり
- (6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量
- (7) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全
- (8) 前各号に掲げるもののほか環境への負荷の低減に関する事項

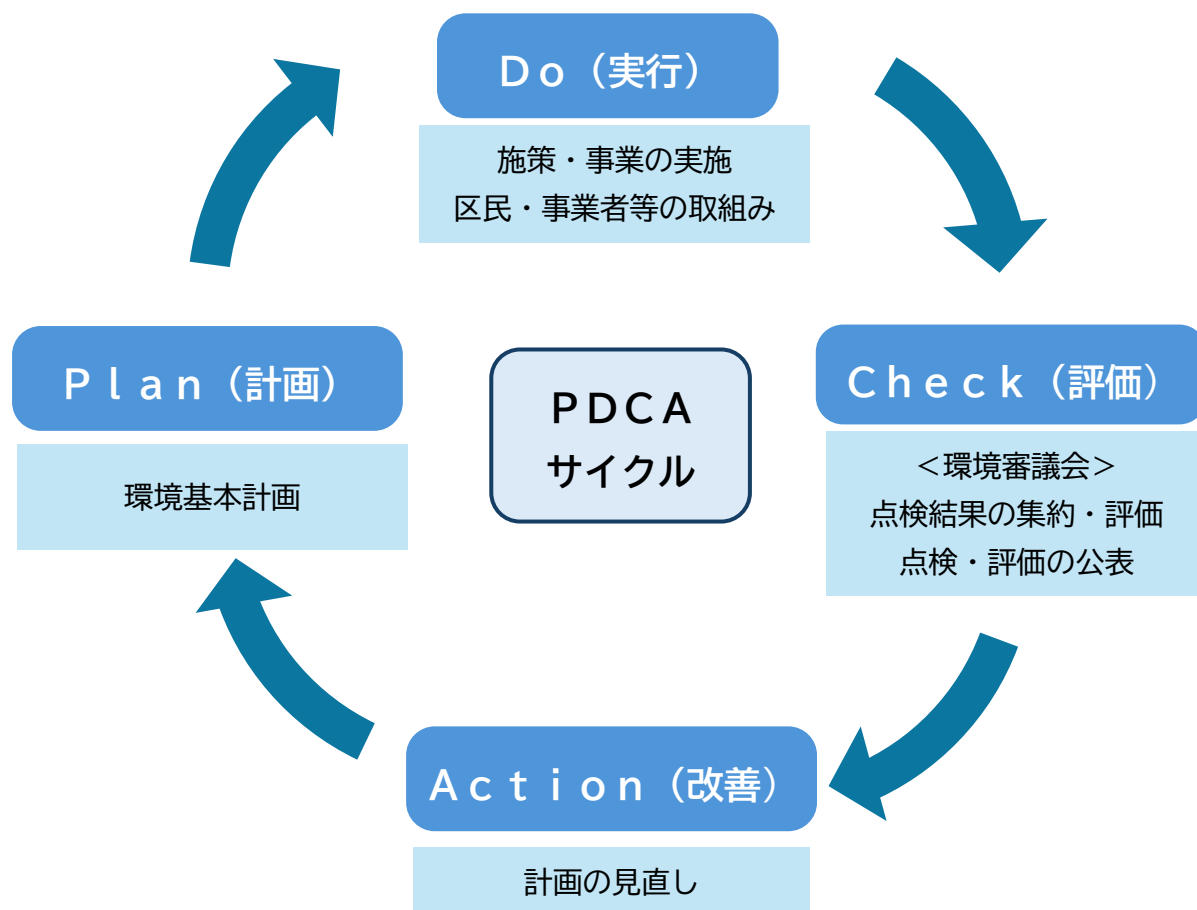
2 区は、環境の保全について、事業者及び区民と協働して推進する責務を有する。

4 計画期間と評価

本計画は2033（令和15）年度までを計画期間としています。

	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15
第四次 環境基本計画								
				<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">計画の見直し</div>				

毎年、本計画の施策がスケジュールどおり進捗しているかどうかを把握・評価し、進捗管理を行います。



各施策の成果指標に従い、環境審議会で評価した結果を議会に報告し、「*足立の環境」や区のホームページ等で公表します。

第2章 計画策定の背景

1 国内外の動向

(1) SDGs（持続可能な開発目標）について

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「Sustainable Development Goals」の略称です。2001（平成13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。

この目標では、2030（令和12）年までに持続可能で、よりよい世界を目指しています。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

下の図はSDGsの17の目標を3層に分類して総合的に整理した「SDGsのウェディングケーキ図」です。「経済」は「社会」に、「社会」は「（自然）環境」に支えられて成り立つという考え方を示しており、パートナーシップで環境・経済・社会の課題に統合的に取り組み、持続可能な社会への変革を目指すことの必要性を示しています。

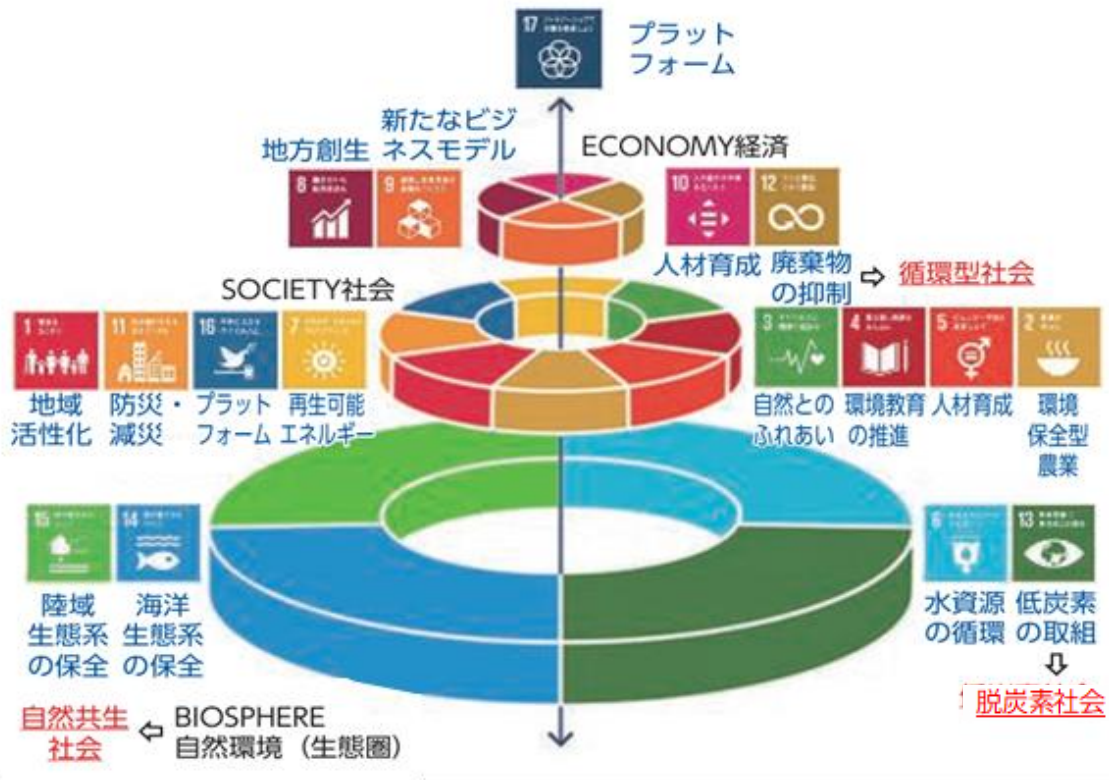


図 SDGsのウェディングケーキ図

出典 環境省 「第六次環境基本計画の概要」および
環境省 2024（令和6）年版環境白書を基に作成

(2) 「第六次環境基本計画」(2024(令和6)5月閣議決定)について

第一次環境基本計画策定から30年という節目に、国は「第六次環境基本計画」を閣議決定しました。「第六次環境基本計画」では、気候変動、*生物多様性の損失、汚染という地球規模の三つの危機に直面していることが指摘されています。さらに、人類の活動が*地球の環境収容力(プラネタリー・バウンダリー)を超えつつあるという認識のもと、産業革命以降の化石燃料に過度に依存した経済社会システムからの転換が不可欠であることが強調されています。

また、「第六次環境基本計画」では、環境保全を通じ、現在および将来の国民一人ひとりの「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現を最上位の目的として掲げ、「循環共生型社会」の構築を目指しています。化石燃料など「地下資源」への過度な依存を減らし、人・生き物・環境が相互作用しているという考えのもと、環境を軸とし、現在及び将来の国民が、明日に希望を持って高い生活の質を享受できる持続可能な社会の実現を求めています。

この大規模な社会変革を達成するためには、「スピードとスケール」を伴う取組みが不可欠であるとされており、政府、市場(企業)、国民(市民社会、地域コミュニティを含む)といったあらゆる主体が、「全員参加型」のパートナーシップの下で相互に作用し、共に進化(共進化)していくことが求められています。

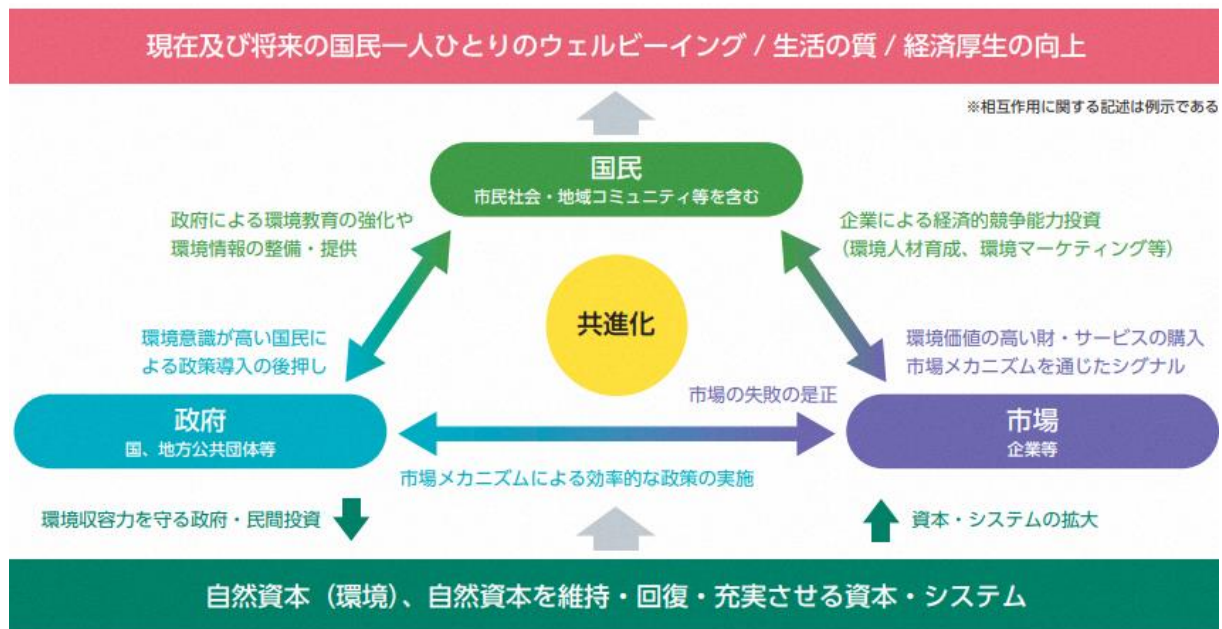


図 共進化によるウェルビーイング実現のイメージ

出典 環境省 令和7年版環境白書

(3) 地球温暖化（気候危機）に関する動向

ア パリ協定およびグラスゴー気候合意

「気候危機」とも言われている気候変動問題は、国際社会が一体となって直ちに取組むべき重要な課題です。世界的にも近年では、平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されており、日本においても、平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

国際社会では、1992（平成4）年に採択された国連気候変動枠組条約に基づき、1995（平成7）年より毎年、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催され、世界での実効的な温室効果ガス排出量削減の実現に向けて、精力的な議論が行われてきました。このような中、2015（平成27）年12月、フランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、パリ協定が採択され、2020（令和2）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みが定められました。

パリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をするという目標が設定され、その後の2021（令和3）年11月に開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）におけるグラスゴー気候合意でもこの目標が盛り込まれました。このグラスゴー気候合意では、「気候変動及び*生物多様性の損失という相互に結びついた世界全体の危機、並びに自然及び生態系の保護、保全及び回復が、気候変動への適応及び緩和のための利益をもたらすにあたり重要な役割を果たす」と述べられています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「1.5℃特別報告書」では、気温上昇を約1.5℃に抑えるためには、2030（令和12）年までに2010（平成22）年比で世界全体のCO₂排出量を約45%削減することが必要という知見が示されました。世界各国は様々な問題に立ち向かいつつ、できるだけ早く、できるだけ大きく排出量を減らす取組みを加速的に進めています。

イ 「地球温暖化対策計画」(2025(令和7)年2月閣議決定)

地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策推進法に基づく国の総合計画で、2021(令和3)年10月に閣議決定した前回の計画を改定し、2025(令和7)年2月に閣議決定されました。

さらに国は、世界全体での1.5℃目標と総合的で、2050(令和32)年*ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、「2035(令和17)年度、2040(令和22)年度において、温室効果ガスを2013(平成25)年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という、新たな「日本のNDC(国が決定する貢献)」を、気候変動に関する国際連合枠組条約事務局(UNFCCC)に提出しました。

改定された地球温暖化対策計画には、この新たな削減目標及びその実現に向けた対策・施策を位置づけており、2050(令和32)年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路を弛まず着実に歩んでいくことを示すことで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組み・投資やイノベーションを加速させ、排出削減と経済成長の同時実現に資する地球温暖化対策を推進するとしています。

- 我が国は、**2030年度目標と2050年ネット・ゼロを結ぶ直線的な経路を、弛まず着実に歩んでいく。**
- 次期NDCについては、**1.5℃目標に総合的で野心的な目標**として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ**60%、73%削減**することを目指す。
- これにより、中長期的な**予見可能性**を高め、**脱炭素と経済成長の同時実現**に向け、**GX投資を加速**していく。

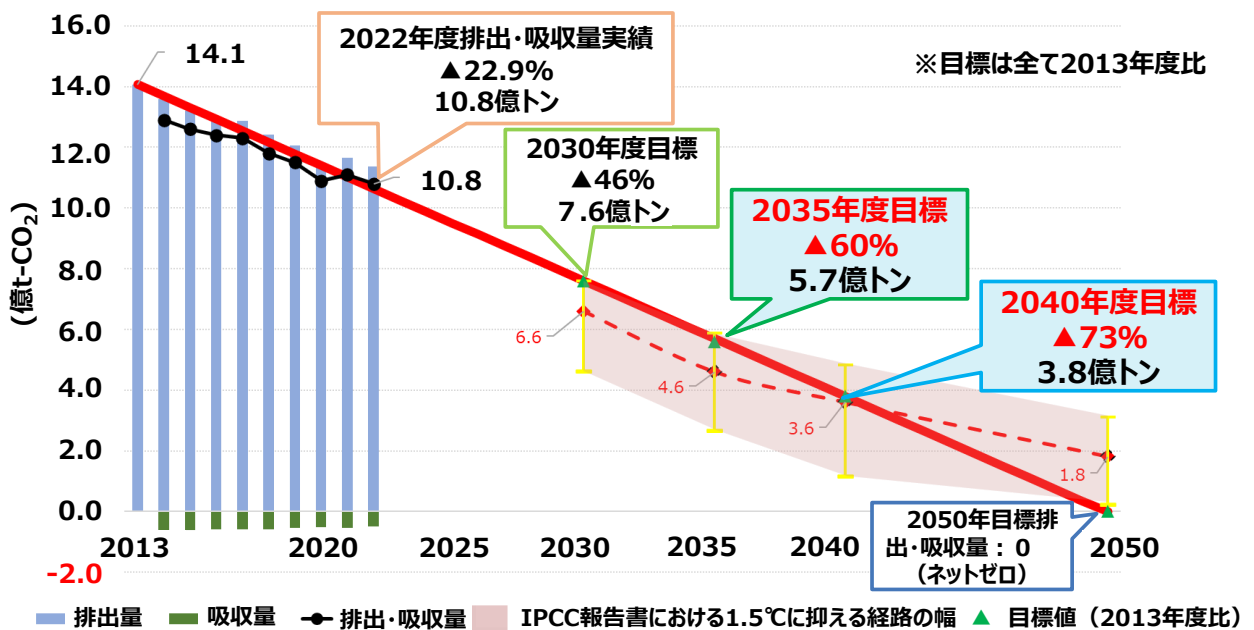


図 次期削減目標 (NDC)

出典 環境省 地球温暖化対策計画の概要 (令和7年2月)

ウ 「第7次エネルギー基本計画」(2025(令和7)年2月閣議決定)

エネルギー基本計画は、エネルギー政策の基本的な方向性を示すためにエネルギー政策基本法に基づき国が策定するものです。「第7次エネルギー基本計画」は、2021(令和3)年10月に閣議決定した前回の計画(第6次エネルギー基本計画)を改定し、2025(令和7)年2月に閣議決定されました。

第6次エネルギー基本計画策定以降、エネルギーに関しては、ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化などのエネルギー安全保障の要請の高まりに加え、国内では*DXや*GXの進展による電力需要増加が見込まれる状況となっています。

2040(令和22)年に向けた政策の方向性としては、需要側において徹底した省エネルギーと電化や水素等を活用した非化石転換を推進し、供給側では、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないバランスの取れた電源構成を目指すとしています。

		2023年度 (速報値)	2040年度 (見通し)
エネルギー自給率		15.2%	3～4割程度
発電電力量		9854億kWh	1.1～1.2兆kWh程度
電源構成	再エネ	22.9%	4～5割程度
	太陽光	9.8%	23～29%程度
	風力	1.1%	4～8%程度
	水力	7.6%	8～10%程度
	地熱	0.3%	1～2%程度
	バイオマス	4.1%	5～6%程度
	原子力	8.5%	2割程度
火力	68.6%	3～4割程度	
最終エネルギー消費量		3.0億kL	2.6～2.7億kL程度
温室効果ガス削減割合 (2013年度比)		22.9% ※2022年度実績	73%

(参考) 新たなエネルギー需給見通しでは、2040年度73%削減実現に至る場合に加え、実現に至らないシナリオ(61%削減)も参考値として提示。73%削減に至る場合の2040年度における天然ガスの一次エネルギー供給量は5300～6100万トン程度だが、61%削減シナリオでは7400万トン程度の見通し。

図 2040年度におけるエネルギー需給の見通し

出典 資源エネルギー庁 エネルギー基本計画の概要(令和7年2月)

エ 東京都「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」 (2025 (令和7) 年3月策定)

東京都は、2050 (令和 32) 年までの温室効果ガス排出実質ゼロ (ゼロエミッション) の実現に向け、具体的なビジョンと道筋を示す戦略として「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を策定しました。

この計画では、2030 (令和 12) 年カーボンハーフ (2000 年比 50%削減) の達成を見据え、さらにその先の 2035 (令和 17) 年までに温室効果ガス排出量を 2000 (平成 12) 年比で 60%以上削減するという新たな目標を掲げています。

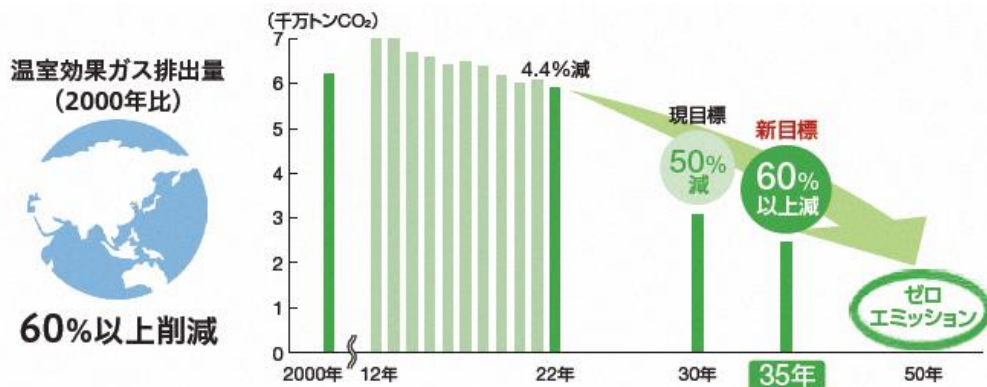


図 2050 年ゼロエミッションに向けた新たなマイルストーン
出典 ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ

2024 (令和 6) 年には産業革命前頃 (1850~1900 年) の平均気温と世界平均気温との差が観測史上初めて「1.5℃」を超過するなど、近年は「地球温暖化」の時代が終わり、「地球沸騰化」の時代が到来したと言われるように、現在、気候危機が深刻化しています。東京都は、この喫緊の課題を都市のレジリエンス (強靱性) と競争力を高めるチャンスと捉え、世界のモデルとなる「脱炭素都市」の実現を目指しています。

計画を推進するため、東京都は以下の 10 の政策を設定しました。

10 の政策	
政策 1	再生可能エネルギーの基幹エネルギー化
政策 2	ゼロエミッションビルの拡大
政策 3	ゼロエミッションモビリティの推進
政策 4	水素エネルギーの普及拡大
政策 5	サーキュラーエコノミーへの移行 (持続可能な資源利用・プラスチック対策・*食品ロス対策の推進)
政策 6	フロン対策
政策 7	気候変動*適応策の推進
政策 8	都庁の率先行動
政策 9	あらゆる主体との連携
政策 10	ゼロエミッション東京の実現を支える基盤づくり

(4) 資源循環に関する動向

ア 第五次循環型社会形成推進基本計画（2024（令和6）年8月閣議決定）

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法（2000（平成12）年制定）に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。概ね5年ごとに、環境基本計画を基本として策定され、2024（令和6）年8月に第五次循環型社会形成推進基本計画が策定されました。

第五次循環型社会形成推進基本計画では、世界における気候変動、*生物多様性の保全、環境汚染や、国内における人口減少や資源獲得競争などの課題を複合的に解決し、国民の「ウェルビーイング／高い生活の質」を高めるための「勝ち筋」として、従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、資源を効率的・循環的に利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を推進することが掲げられています。

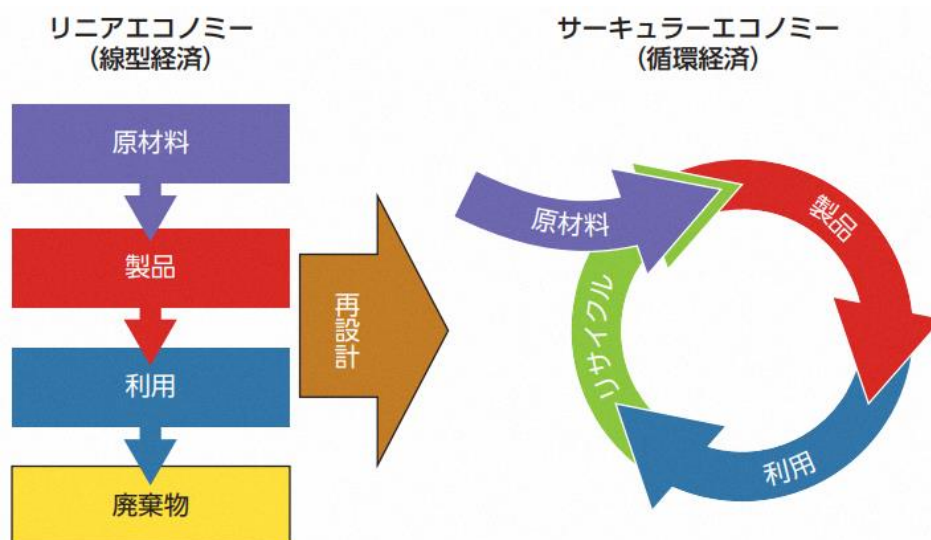


図 線形経済から循環経済へ
出典 環境省 令和7年版環境白書

(5) *生物多様性に関する動向

ア 昆明・モンリオール生物多様性枠組（2022（令和4）年12月採択）

中国の昆明とカナダのモンリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、2020（令和2）年までの国際目標であった愛知目標に代わる2021（令和3）年以降の新たな国際目標として「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されました。

この枠組では、生物多様性の損失が前例のない速度で進行している現状に対応するため、生物多様性の損失を止め反転させることを目的とし、2050（令和32）年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指しています。そのため、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」が主要な目標の一つとして定められています。

イ 生物多様性国家戦略2023-2030（2023（令和5）年3月閣議決定）

「昆明・モンリオール生物多様性枠組」に対応した生物多様性国家戦略として、国は第六次戦略「生物多様性国家戦略2023-2030」を2023（令和5）年3月に策定しました。

この戦略は、2030（令和12）年に*ネイチャーポジティブの実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略として位置づけられています。ネイチャーポジティブの実現に向け、5つの基本戦略と、基本戦略ごとに状態目標（あるべき姿）（全15個）と行動目標（なすべき行動）（全25個）を設定しており、「30by30目標」を主要な目標としています。

ウ 東京都生物多様性地域戦略（2023（令和5）年4月策定）

「昆明・モンリオール生物多様性枠組」や「生物多様性国家戦略2023-2030」を踏まえ、東京都は「東京都生物多様性地域戦略」を2023（令和5）年4月に策定しました。

この戦略では、「自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指す」ことを基本理念とし、2050（令和32）年東京の将来像を示すとともに2030（令和12）年目標を「自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる（＝ネイチャーポジティブの実現）」として掲げています。

さらに、目標を実現するために3つの基本戦略とそれぞれに対する10の行動方針を設定しています。これらの取組みは、行政だけでなく、都民、事業者、NPO・NGO等の民間団体、教育・研究機関など、あらゆる主体が連携・協働して進めていくことが求められています。

2 区の動向

(1) 足立区基本計画（2025（令和7）年2月策定）

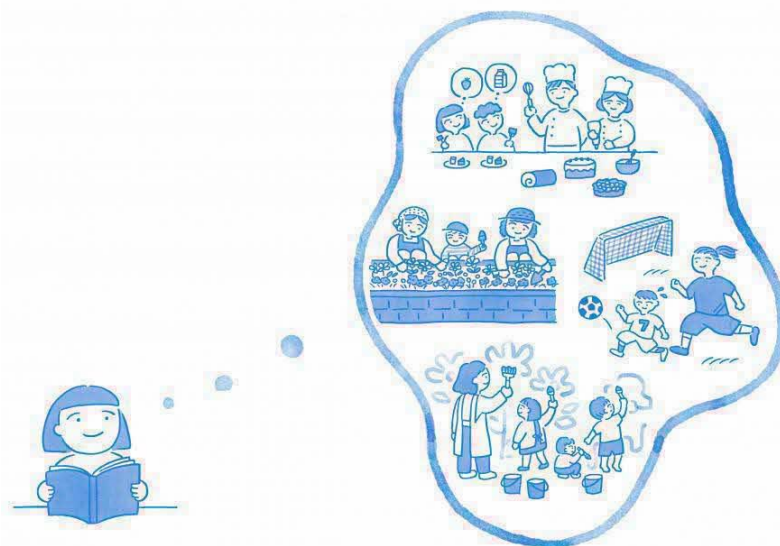
区では、2025（令和7）年2月に足立区基本構想に掲げる将来像の実現に向けた取組みを総合的かつ計画的に推進するべく、2025（令和7）年度を計画の初年度として、区制100周年にあたる2032（令和14）年度までの8年間を見据えた基本方針を示す、新たな「足立区基本計画」（以下「基本計画」という）を策定しました。

基本計画では、区民一人ひとりが秘める想いを原動力に、新たな活躍や協創が区の魅力や個性を高める大きなうねりとなり、自治体の持続可能性を高めていくことを目指し、「やりたいことが叶うまち」をテーマとしました。

このテーマを実現するための基本的な考え方として、以下の7つの理念を掲げています。これらの理念は、区のあらゆる施策に共通し、推進されるものです。

足立区基本計画の理念

- ① 協創の再構築
- ② やりたいことが叶う
- ③ ウェルビーイングの向上とSDGsの推進
- ④ 人権・多様性の尊重と地域共生社会の実現
- ⑤ 子ども・若者と進めるまちづくり
- ⑥ 地域特性・地域資源を踏まえた施策の展開
- ⑦ 持続可能な区政運営の推進



イメージ 足立区基本計画のテーマ「やりたいことが叶うまち」

出典 足立区基本計画

(2) SDGsの取り組み

区では、区の活力を蝕む「貧困の連鎖」と、払拭しきれない「区に対するマイナスイメージ」が地域課題となっています。この2つの高い壁を乗り越えるために、子どもたちや区民が逆境を乗り越える力を身につけていくことを目標とした「足立区SDGs未来都市計画」(2025(令和7)年2月 第2期策定)を策定しています。

「足立区SDGs未来都市計画」では、2030(令和12)年のあるべき姿として「誰もが一步踏み出せるレジリエンス(逆境を乗り越える力)の高いまち」を掲げており、特に「貧困の連鎖」の解決を目指し、社会・経済・環境のそれぞれの側面において、逆境を「まちの力」で乗り越えるための様々な施策を推進しています。

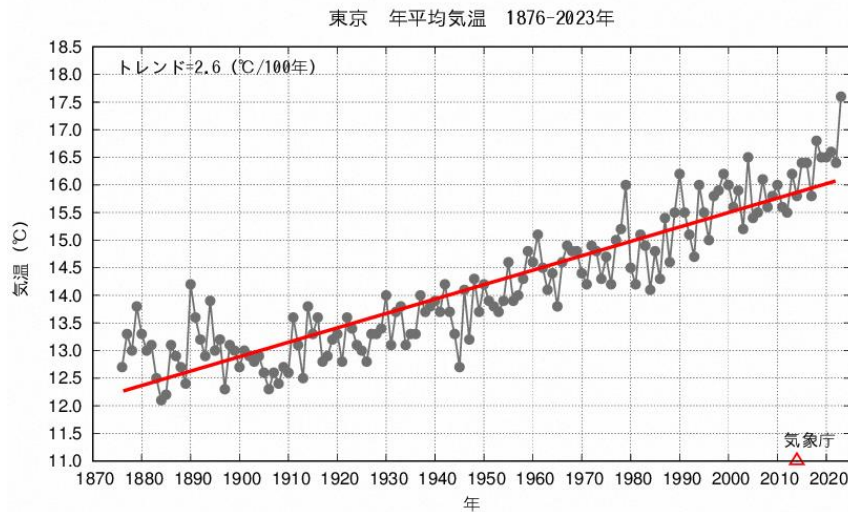
また、2022(令和4)年度には、内閣府から「SDGs未来都市」「自治体SDGsモデル事業」にダブル選定され、さらに取り組みを加速させるとともに、2024(令和6)年度からはSDGs17のゴールのうち、区のボトルネック的課題(「治安」「学力」「健康」「貧困の連鎖」)の解決に資するゴール(1・3・4・11・17)に関する事業の進捗管理を行い、全庁のSDGsを一層推進していくこととしています。



(3) 環境の概況と区民生活への影響

ア 気温の上昇

東京観測所（気象庁）のデータによると、ここ100年で東京の平均気温は約2.6℃上昇しています。これは地球温暖化に加え、*ヒートアイランド現象の影響も受けています。



出典 気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）

このような気温上昇の影響により、区民の健康や生活にも深刻な影響がでています。例えば、熱中症で緊急搬送される患者が増加しています。特に2018（平成30）年夏は熊谷市で41.1℃を記録するなど記録的猛暑となり、足立区でも熱中症による搬送者数が急増しました。

気象庁によれば、2024（令和6）年はほぼ年間を通じて全国的に気温が高い状態が続き、日本の年平均気温は統計を開始した1898（明治31）年以降で最も高くなりました。今後も地球温暖化に伴う気温の上昇が懸念されるため、熱中症対策の強化が重要となっています。

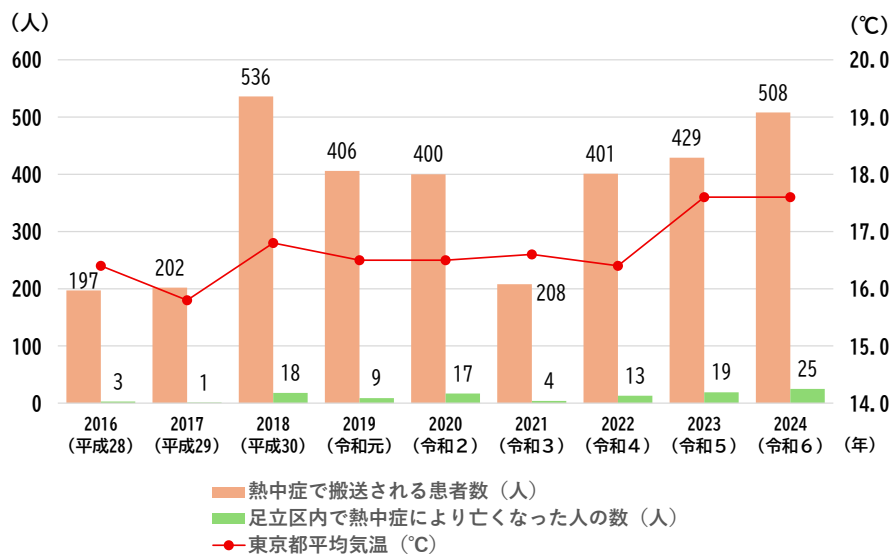


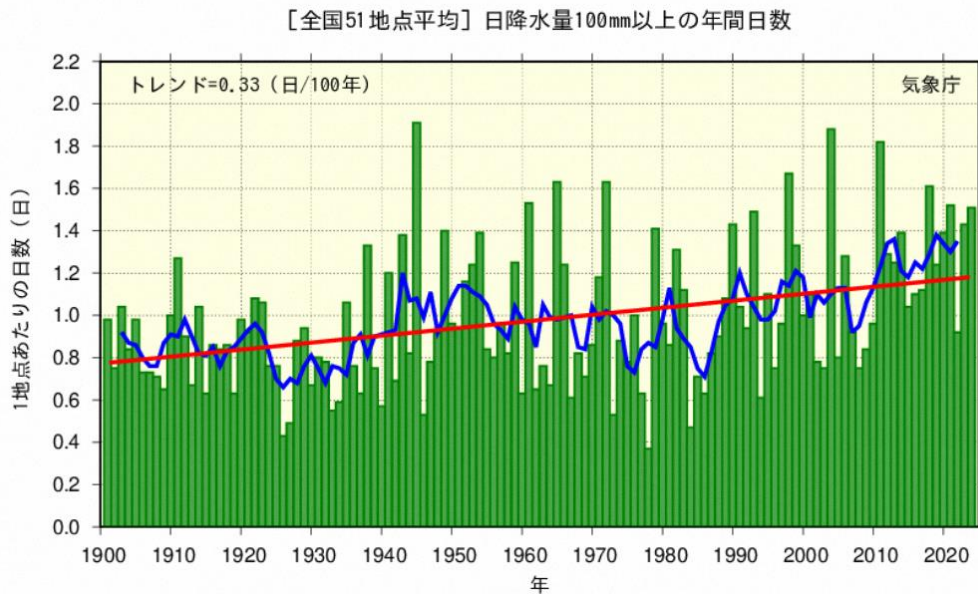
図 足立区内における熱中症による搬送者数および死亡者数

出典 東京消防庁及び東京都保健医療局データ

イ 極端な雨の降り方

気象庁によると、1898（明治31）年から継続して国内51地点における観測データを用いて評価された年降水量（1年間に降る雨の総量）は、年によって多い年や少ない年がありますが、気温の上昇のように、増加や減少の長期的な傾向は見られていません。

一方で、雨の降り方には変化が見られます。以下の図で示すように、1日当たりの降水量が100mm以上の日数は、100年当たり0.33日のペースで増加しています。これは、大雨が降る頻度が増えていることを示しています。また、1時間当たりの降水量が50mmの「激しい雨」や80mm以上の「猛烈な雨」の回数も増加傾向にあります。



棒グラフ（緑）：各年の年間発生回数を示す（全国のアメダスによる観測値を1,300地点あたりに換算した値）。折れ線（青）：5年移動平均値、直線（赤）：長期変化傾向（この期間の平均的な変化傾向）を示す。

出典 文部科学省・気象庁「日本の気候変動2025（本編）」（2025年5月）

非常に強い雨が集中して降ると、洪水による被害が増えて、区民の健康のみならず命さえも危険な状況となります。

足立区は荒川、中川、綾瀬川など複数の河川に囲まれており、歴史的に見ても水害リスクが高い地域です。「足立区 洪水・内水・高潮*ハザードマップ」では、各河川が氾濫した場合の浸水深について予測しており、これによると、足立区では、多くの範囲が浸水想定区域となり、最大で5m以上の浸水が予測されている地域もあります。

(4) 循環型社会の構築

区では、2019（令和元）年に「第四次足立区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの発生を抑制し、環境負荷の少ない循環型社会の構築を進めてきました。今後は、改定した新たな計画のもと従来の生産・消費・廃棄の社会経済活動の発想から脱却し、持続可能な循環型社会の形成を目指します。

特にリデュース「ごみを作り出さない」、リユース「繰り返し使う」、リサイクル「再資源化する」の3Rを重視し、区民のライフスタイルそのものの転換を図るべく、取組みを進めています。

また、プラスチックについては、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の2022（令和4）年4月施行に伴い、2024（令和6）年4月から、千住地域、新田地域、小台・宮城地区で「プラスチックの分別回収モデル事業」を実施し、2026（令和8）年4月から区内全域で回収を開始しました。

さらに、使い捨てプラスチック容器の削減を図る取組みの一環として、マイボトルの利用促進にも力を入れています。公共施設や商業施設などにマイボトル用ウォーターサーバーを設置し、区民が持参したボトルに水を補給できる環境を整備することで、ペットボトルの使用削減を目指しています。



マイボトル用
ウォーターサーバー
(ギャラクシティ)

(5) 自然環境・*生物多様性の保全

身近な生き物と触れ合い、興味を持つことで、生物多様性への理解を深めることを目的として、スマートフォンアプリ「Biome（バイオーム）」を活用した「あだち生きもの図鑑をつくろう！」プロジェクトを2021（令和3）年度から開始しています。このプロジェクトによって、区内の自然環境を可視化し、希少種の保全や*外来種対策など、具体的な生物多様性保全施策の普及啓発にも繋がっています。収集されたデータは、区の生物多様性に関する基礎資料としても活用されています。

また、2024（令和6）年に「第三次足立区緑の基本計画」の中間検証を実施し、計画目標である「ひとつづくり」（緑を育むために自ら行動し、活動するひとを増やす）と「まちづくり」（魅力のある緑を実感できるまちづくりの推進）について、取組みの進捗状況を評価し、今後の施策の方針を示しました。計画後期における主な取組みとして、若い世代を含めた緑化活動の参加者層の拡大、緑化活動への評価や表彰の拡充、民有地の緑の充実に向けた制度の拡充と手続き簡素化などを挙げていきます。



生きもの図鑑

(6) ESG債の購入

ESG債に関する情報を確認次第更新予定

(7) 友好自治体の森林整備を支援（カーボン・オフセット）

区では、友好自治体である新潟県魚沼市と連携した「カーボン・オフセット」（排出されるCO₂の埋め合わせ）を通じて現地の森林整備の支援に取り組んでいます。

「カーボン・オフセット」では、友好自治体が適切に管理する森林によるCO₂吸収量を「クレジット」として購入し、その購入資金が森林整備に活用されます。

2025（令和7）年度には、新潟県魚沼市の「魚沼わくわくの森クレジット」（新潟県版 J-クレジット）を購入し、区の公用車 184 台の使用に伴うCO₂排出量のうち 200t 分をオフセットしました。



魚沼わくわくの森クレジット
無効化証明書

3 足立区のこれまでの取組みと課題

(1) 第三次足立区環境基本計画改定版における達成状況

前計画である第三次足立区環境基本計画改定版は、環境の視点から目指す姿として「地球にやさしいひとのまち」を掲げ、5つの柱立てからなる施策を進めてきました。この施策の達成状況により、現状を把握します。

施策群	指標	令和3年度 実績	令和6年度 実績	令和6年度 目標	達成率
柱1 地球温暖化・エネルギー対策					
1-1 エネルギーの 効率的な利用	区内のエネルギー使用量【低減目標】	22,772 *TJ (2019年度実績)	22,668 TJ (2022年度実績)	18,679 TJ	82.4 %
	助成制度による省エネ支援件数	497 件	755 件	410 件	184.1 %
	省エネルギーを心がけている区民の割合	48.2 %	52.9 %	70.0 %	75.6 %
1-2 再生可能エネルギーの利用 拡大	再生可能エネルギーの導入による二酸化炭素排出削減効果量	19,592 t	22,826 t	22,000 t	103.8 %
	区の助成による年間の太陽光発電の導入量	649 kw	3,053 kw	850 kw	359.2 %
	再生可能エネルギーの導入量（累計）	40,410 kw	51,883 kw	45,000 kw	115.3 %
1-3 二酸化炭素吸収量を増やす 取組みの推進	区内の二酸化炭素吸収量	3,695 t	3,615 t	3,900 t	92.7 %
	樹木被覆地率	9.4 % (2017年度実績)	9.7 %	9.8 %	99.0 %
	緑化活動に実際に参加した区民の割合	17.3 %	23.6 %	17.4 %	135.6 %
1-4 気候変動による被害の回避・ 軽減	熱中症や気象災害による死者数【低減目標】	1 人	25 人	0 人	—
	熱中症対策講座受講者数	1,435 人	5,252 人	800 人	656.5 %
	河川の氾濫時の避難場所を決めている区民の割合	77.9 %	94.2 %	80.0 %	117.8 %

施策群	指標	令和3年度 実績	令和6年度 実績	令和6年度 目標	達成率
柱2 循環型社会の構築					
2-1 リデュースと リユースの推 進	区が把握できる廃棄物の量（区収集ごみ＋資源化物＋事業系持込ごみ）【低減目標】	201,025 t	187,215 t	188,000 t	100.4 %
	区内のごみ量（区収集ごみ＋事業系持込ごみ）【低減目標】	173,721 t	161,631 t	158,400 t	98.0 %
	1人1日当たりの家庭ごみ排出量【低減目標】	532.8 g	482.3 g	470.0 g	97.4 %
2-2 廃棄物の適正 な排出と処理	燃やすごみに含まれる資源化物の割合【低減目標】	16.3 % (2019年度実績)	13.0 %	14.8 %	113.8 %
	適正排出のための指導（*ふれあい指導）件数【低減目標】	2,780 件	2,253 件	1,632 件	72.4 %
	*雑がみを燃やすごみではなく、資源として出している区民の割合	59.4 %	57.5 %	70.0 %	77.1 %
2-3 持続可能な資 源利用への転 換	資源化率	19.8 %	19.8 %	21.5 %	92.1 %
	*資源買取市の利用者数	1,427 人	2,622 人	6,500 人	40.3 %
	環境に配慮した製品を選んで使っている区民の割合	10.9 %	11.2 %	14.0 %	80.0%
柱3 生活環境の維持・保全					
3-1 生活環境の保 全と公害対策 の推進	公害苦情の相談件数【低減目標】	437 件	405 件	232 件	57.3 %
	公害苦情相談の解決率	95.0 %	94.3 %	100.0 %	94.3 %
	適切な*アスベスト対策を行っている解体等工事現場の割合	69.0 %	50.0 %	50.0 %	100.0 %
3-2 快適で美しい まちづくり	ごみがなく地域がきれいになったと感じる区民の割合	58.0 %	61.8 %	50.0 %	123.6 %
	ごみゼロ地域清掃活動の参加者数	52,452 人	61,607 人	80,000 人	77.0 %
	不法投棄処理個数【低減目標】	7,154 個	6,933 個	7,298 個	105.3 %

施策群	指標	令和3年度 実績	令和6年度 実績	令和6年度 目標	達成率
柱4 自然環境・*生物多様性の保全					
4-1 自然や生物多 様性に対する 理解の促進	自然環境を大切にす ることを心がけてい る区民の割合	31.4 %	26.2 %	40.0 %	65.5 %
	生物とふれあう事業 の参加者数	40,172 人	198,200 人	310,240 人	63.9 %
	自然や生物に関する 情報発信回数	2,838 回	3,131 回	3,200 回	97.8 %
4-2 自然環境の保 全と創出	まちなかの花や緑が 増えていると感じる 区民の割合	62.9 %	62.6 %	64.4 %	97.2 %
	保存樹林指定箇所数	27 箇所	31 箇所	30 箇所	103.3 %
	緑豊かな景観形成に 取り組む団体・区民の 数	1,218	1,213	1,312	92.5 %
柱5 学びと行動のしくみづくり					
5-1 環境意識の向 上と行動する 人材の育成	日頃から環境への影 響を考えて具体的に 行動していると答え た区民の割合	73.8 %	69.1 %	80.0 %	86.4 %
	環境に関する情報発 信回数	529 回	872 回	420 回	189.8 %
	環境学習プログラム に参加し修了した人 の数（累計）	896 人	923 人	958 人	95.0 %
5-2 環境保全活動 の拡大	自主的な環境保全活 動数	4,174 回	9,399 回	1,400 回	687.6 %
	区が実施する環境配 慮を促す事業の数	69 事業	77 事業	80 事業	95.0 %
	エコ活動ネットワー ク足立の登録団体数	97 団体	事業終了	95 団体	—

(2) 計画の進捗状況における課題

ア 脱炭素施策関連の主な指標と2024年度目標に対する達成率

指標	達成率
助成制度による省エネ支援件数（活動指標）	172.2 %
燃やすごみに含まれる資源化物の割合（成果指標）	110.4 %
再生可能エネルギーの導入による二酸化炭素排出削減効果量（成果指標）	101.3 %

イ 区民の環境意識関連の主な指標と2024年度目標に対する達成率

指標	達成率	若者の達成率
自然環境を大切にすることを心がける区民の割合（成果指標）	59.8 %	39.0 %
省エネルギーを心がけている区民の割合（活動指標）	73.0 %	57.1 %
環境に配慮した製品を選んで使っている区民の割合（活動指標）	77.1 %	48.5 %

ウ 課題

第三次足立区環境基本計画改定版の指標の達成状況からは、脱炭素施策関連の取組みに関する指標では目標を達成しているものの、環境意識や行動に関する指標の達成率が低いことが確認できます。このことから、施策の効果が区民の意識に十分結びついていないことや、特に若い世代で環境への意識が低いことが課題として考えられます。

解決策としては、環境への意識が高い方向への啓発、情報発信とは別に、環境への関心が低い層へのアプローチによる「気づき」を促す方策として、不特定多数の区民が集まる場（あだち区民まつり等）での出展によるPRなどが考えられます。さらに若い世代に届く情報発信策の検討が必要となります。

また、国の「地球温暖化対策計画」や東京都の「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」では、新たなCO₂排出削減目標が設定されており、区としても2030年度以降の新たなCO₂削減目標の設定や、目標を実現するための施策の検討が求められています。

(3) 若い世代に届く周知・啓発に関する検討

ア 上位計画（足立区基本計画）の理念

足立区基本計画の理念では、「子ども・若者と進めるまちづくり」を理念の一つとして掲げています。

足立区基本計画の理念（足立区基本計画審議会答申より）

子ども・若者は、一人ひとりが権利の主体であり、地域社会の一員である。まちを一緒につくっていく主体として位置付け、年齢に関わらずすべての区民がそれぞれの立場から、より良いまちを実現するために区の未来を描いていくしくみづくりを進める。

イ 「アダチ若者会議」での意見

2025（令和7）年度、足立区に在住・在学・ゆかりのある若者（15～30歳）を対象に、高校へのアウトリーチおよび公募による「アダチ若者会議」を実施しました。（詳細については、資料編（●ページ）参照）

今後資料編を作成し詳細な情報を掲載予定

(ア) 高校へのアウトリーチによる若者会議の実施

<実施概要>

日時	2025（令和7）年6月11日（水）午後3時から午後5時まで
会場	都立足立高校
対象	都立足立高校生徒会
参加者数	16名

<主な意見>

	項目	内容
①	季節感の変化	春・秋がなくなった。
②	分別の乱れ	ペットボトルのリサイクルボックスにごみが入っている。
③	映像・視覚	プラ分別動画のショートバージョンがあれば、SNSで広がりやすい。
④	見学・体験	リサイクルの過程やごみの埋立までの工程等を見学・体験によって知ることによって「自分ごと」になる。



若者会議の様子（高校へのアウトリーチ）

(イ) 公募による若者会議

<実施概要>

日時	2025（令和7）年7月11日（金）午後7時から午後9時まで
会場	あやセンターぐるぐる
対象	足立区在住・在学・在勤・ゆかりのある若者（15歳～30歳）
参加者数	11名（応募20名）

<主な意見>

	項目	内容
①	楽しみながら実践	ゲーム形式、遊び感覚でごみ、プラスチックを分別する。
②	見える化	大人の社会科見学 （ごみ処理やリサイクルの見える化）
③	映像・視覚	ショート動画作成（関心を惹く、印象に残る）
④	学び	民間企業の取組みから環境問題や対策を知る、学ぶ
⑤	自分ごと	環境問題を自分自身の問題として捉えてもらう周知（*マイクロプラスチックを気付かないうちにたくさん食べている）
⑥	周知・見学・動画等	排水の浄化やリサイクルなどにはお金と時間がかかることを知ってもらう。



若者会議の様子（公募）

(ウ) 結果概要

	項目	内容
①	情報発信	SNSや動画など、若者らしい情報への接し方・発信方法が重視されている。
②	環境の範囲	学校・家庭・生活習慣など、身近な環境が大事になる。
③	行動変容	自分の体験や意識の変化が、次の行動を生む要因となっている。
④	キーワード	「見える化」、「体験」、「わかりやすさ」、「楽しみながら実践」が共通のキーワードとして挙げられている。

ウ きかせて！みんなのいけん（アンケート）

区では、区民の意見を広く集約するため「きかせて！みんなのいけん」としてオンラインでのアンケートを実施しています。

2025（令和7）年度、「きかせて！みんなのいけん」を活用し、環境意識に関するアンケート調査を実施しました。（詳細については、資料編（●ページ）参照）

<実施概要>

実施期間	2025（令和7）年5月8日（木）～2025年6月22日（日）
対象	①子ども（小、中学生） ②高校生・若者（概ね30歳まで） ③未就学児の保護者
回答者数	①子ども（小、中学生）：126名 ②高校生・若者（概ね30歳まで）：25名 ③未就学児の保護者：24名

<結果概要>

	項目	内容
①	環境に対する意識	全体的に地球の環境に対する意識は高く、特に地球温暖化やごみ問題に関心が高い。
②	環境に対する行動	節電・節水、ごみの分別・削減、*食品ロス削減など、多くの人によって実践されており、それらは将来の行動としても重視されている。
③	行動に移すための課題	やりたい気持ちはあるが、お金がかかることや不便なことは続けられないと思う人が多い。
④	行動変容・環境教育	地球の環境を守るためには、友人や家族と一緒にやってみる楽しさ、ポイント交換などの経済的利点、社会全体での協力、教育やメディアを通じた情報発信が効果的だと考えられている。

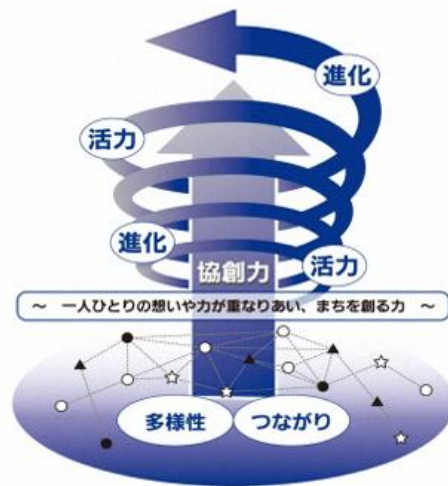
第3章 計画の体系

1 足立区基本構想における将来像

区では、2016（平成28）年10月に、30年後を見据えた将来像として、「協創力でつくる活力にあふれ 進化しつづける ひと・まち 足立」を掲げ、区民と行政の共通の目標となる基本構想を策定しています。

区の将来像

協創力でつくる
活力にあふれ
進化し続ける
ひと・まち 足立



「協創力」とは

区民・地域・事業者・団体・行政等、それぞれの想いや力が重なり合い、互いの役割を果たすことで生まれる地域課題を解決していく「力」、共にまちや魅力を創り出していく「力」、これがすなわち「協創力」です。

「協創力」は、未来に踏み出す一歩となるとともに、区を取り巻く社会状況の変化に柔軟に対応するために必要なエンジンとなります

「活力」とは

持続可能な社会を支えるための力であるとともに、進化のエネルギーでもあります。「活力」は、多様な人々や団体などがゆるやかにつながることで生み出される「協創力」によって一層増大します。まちに「活力」があふれることで人やモノが自然と集積し、つながり、新しいうねりが巻き起こります。それが、まち全体の活力として区を動かし、「進化」へとつながるエネルギーとなります。

「進化」とは

今後起こり得る様々な変化に柔軟に対応し、課題を克服し、危機的状況を乗り越えていくことです。「活力」によって、人やまち、行政が進化し、より幅広い多様性の受容が進み、刻々と変化する状況への対応力が高まります。「協創力」によって呼び起こされた新たな「活力」が、更なる「進化」を生み出す、というプラスのスパイラルにより、「進化」はより深まります。

2 環境の視点から目指す姿

足立区基本計画では、理念の一つとして「ウェルビーイングの向上とSDGsの推進」を掲げています。さらに、国の第六次環境基本計画でも環境保全を通じた国民一人ひとりの「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を最上位の目的として掲げています。

本計画においても、「環境の視点から目指す姿」として、「ウェルビーイング」の視点を持ち、全ての人がかんげやすく、満足した生活を送ることができるまちづくりを進めていくこととします。また、SDGsの目標達成に向け、環境活動による+αの効果（経済的にお得、健康に良い等）を感じることができる新たなライフスタイルを提案します。

足立区基本構想の目指す将来像

協創力でつくる 活力にあふれ進化し続ける ひと・まち 足立

環境の視点から目指す姿

基本方針 地球にやさしい ひと のまち

かけがえのない地球環境を守るため、
すべての ひと が自ら学び考え、実践するまち

※ 「ひと」には、区民だけでなく、区内在勤・在学者、事業者・団体・NPOなど区に関わるあらゆる主体を含みます

環境の視点からウェルビーイングを実現

視点1

学び考え
行動する『ひと』

地球環境を意識して未来のために自発的に行動するとともにその輪を広げていく「ひと」

視点2

環境負荷の
少ない『暮らし』

すべての「ひと」が実践する低炭素、資源循環自然共生型の暮らし

視点3

環境と
調和した『まち』

みどりや水辺環境が保全され豊かな自然環境と便利で快適な都市機能とが調和したまち

視点4

学び考え
行動する『ひと』

自ら学び考え、行動する「ひと」を育成しつなげ活躍するしくみづくりで活動を支える区

柱1

地球温暖化対策
(脱炭素化の推進)

柱2

ごみの減量と
循環型社会の構築

柱3

自然環境・
*生物多様性の保全

柱4

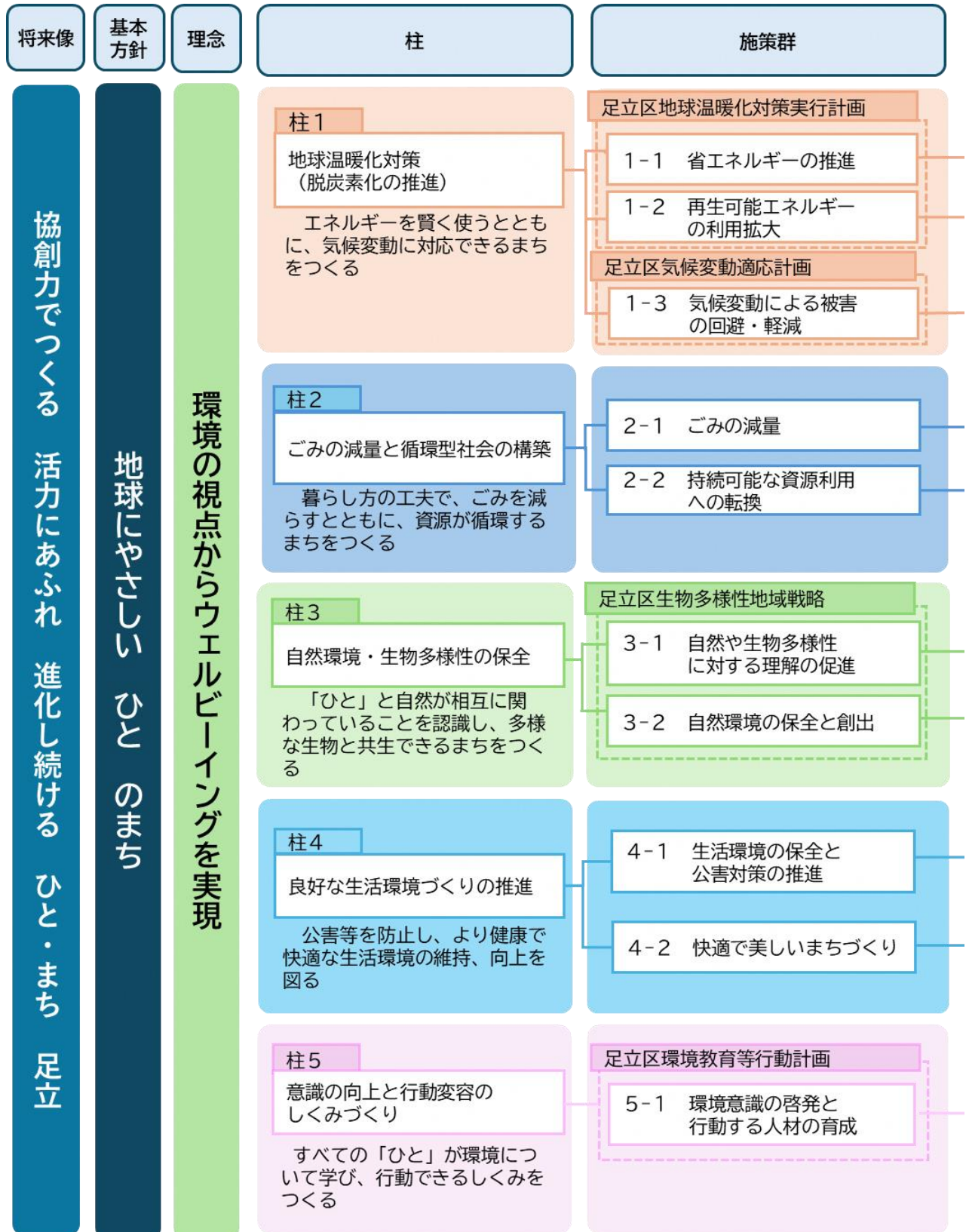
良好な生活環境
づくりの推進


柱5

意識の向上と
行動変容のしくみ
づくり

柱5は分野横断的な位置づけです。

3 計画の基本体系



施策群ごとの目標（目指す姿）	施策	SDGs ゴール
<p>日常の心がけや工夫、新しい技術の積極導入によりエネルギー消費が最小限に抑えられている。</p> <p>再生可能エネルギーの導入が拡大され、エネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量が減少している。</p> <p>気候変動の現状を知り、対策を講じることで暑熱、気象災害の被害が減少している。</p>	<p>(1) 省エネルギー行動の促進による家庭部門のCO₂削減 (2) 事業活動における省エネルギー化の推進 (3) 区の事務事業における省エネルギー化の推進 (4) 交通の低炭素化</p> <p>(1) 太陽エネルギーの活用促進 (2) 再生可能エネルギー・低炭素エネルギーの利用拡大</p> <p>(1) 自然災害対策の推進 (2) 健康被害対策の推進</p>	
<p>リデュース・リユースが日常化されるなど、ライフスタイルの転換により廃棄物の発生が根本から抑制され、ごみの減量が図られている。</p> <p>資源循環への意識が高まり、分別の協力度が向上している。さらに事業者との連携で廃棄物の資源化（リサイクル）が進んでいる。</p>	<p>(1) 日常的なごみ減量行動の促進 (2) リデュース・リユースにつながる消費行動を促す仕組みづくり (3) 排出ルールの周知徹底とごみの適正処理の推進</p> <p>(1) 分別への理解促進と資源化の拡大</p>	
<p>自然や生物とのふれあいの場を通じて日常から自然環境を意識し、生物多様性への理解が深まっている。</p> <p>すべての「ひと」が自発的に自然環境を守り、緑を増やす取組みを実践することで、緑豊かな景観が創出されている。</p>	<p>(1) 自然や生物への関心を高める取組みの推進 (2) 自然・生物とのふれあいなどの実体験や学びの機会の創出 (3) 身近な生物に関する調査と生物多様性の理解につながる情報の発信</p> <p>(1) 緑地、樹木等自然環境の保全と緑化活動の推進 (2) CO₂の吸収と固定を支える環境づくりの推進</p>	
<p>法令に基づく適切な指導及び対策と、苦情への対応により生活環境が向上している。</p> <p>積極的に地域の美化活動や不法投棄・落書き対策に関わる「ひと」が増えることで、きれいなまちづくりへとつながっている。</p>	<p>(1) 工場等への適切な指導と公害苦情・相談への対応 (2) 大気、水質、騒音等の定期的な調査と情報発信</p> <p>(1) 美しいまちの創出と維持 (2) 快適な生活を実現する計画的なまちづくり</p>	
<p>環境問題を喫緊の問題として正しく理解し、「自分ごと」として捉え、自ら学び行動する「ひと」が増加するとともに、互いにつながり合い活躍の場が拡大している。</p>	<p>(1) 区民の環境意識を高め「自分ごと」としての行動につながる啓発策の展開 (2) 環境に配慮した行動の促進と協働ネットワークの強化 (3) 環境に関する情報、環境配慮行動の発信 (4) すべての世代への環境に関する学びの機会の提供 (5) 環境活動のリーダーを育て取組みを波及させる仕組みづくり (6) 五感で学ぶ自然体験と環境学習の推進</p>	

第4章 各柱の施策

柱1 地球温暖化対策（脱炭素化の推進）

包含する計画

足立区地球温暖化対策実行計画
足立区気候変動適応計画

目標

エネルギーを賢く使うとともに、
気候変動に適応できるまちをつくる

現状と課題

（1）足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言

2021（令和3）年3月23日、区と区議会は足立区環境審議会の意見を踏まえ、気候が地域を超えた非常事態であるとの認識をすべての区民・事業者・団体などと共有し、国や他自治体、企業とも連携を図りつつ、オール足立で2050（令和32）年までにCO₂排出実質ゼロを目指すことを宣言しました。



区と区議会が共同で二酸化炭素排出実質ゼロを宣言

(2) 足立区のCO₂排出量およびエネルギー使用量

ア CO₂排出量について

2023（令和5）年度の区内のCO₂排出量は、家庭部門が39.5%と最も高く、次いでオフィスや商業施設などの業務部門が24.0%、運輸部門が22.7%となっており、東京23区の部門別割合と比較すると、足立区は家庭部門及び運輸部門の割合が大きいという特徴があります。

また、CO₂排出量は1,891千t-CO₂、2013（平成25）年度比で26.1%（667千t-CO₂）減少しており、全体的には微減傾向で推移しています。

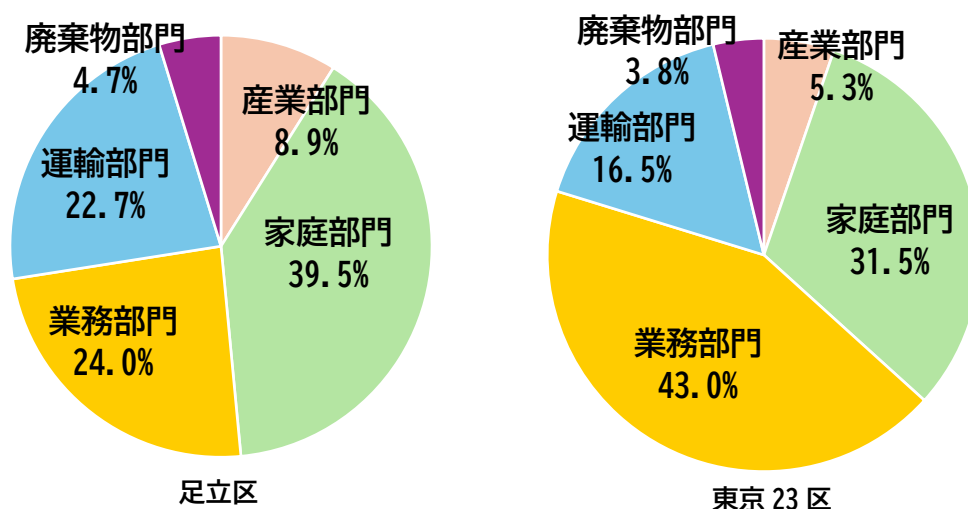


図 2023（令和5）年度部門別CO₂排出量の割合

出典 *オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」を基に作成

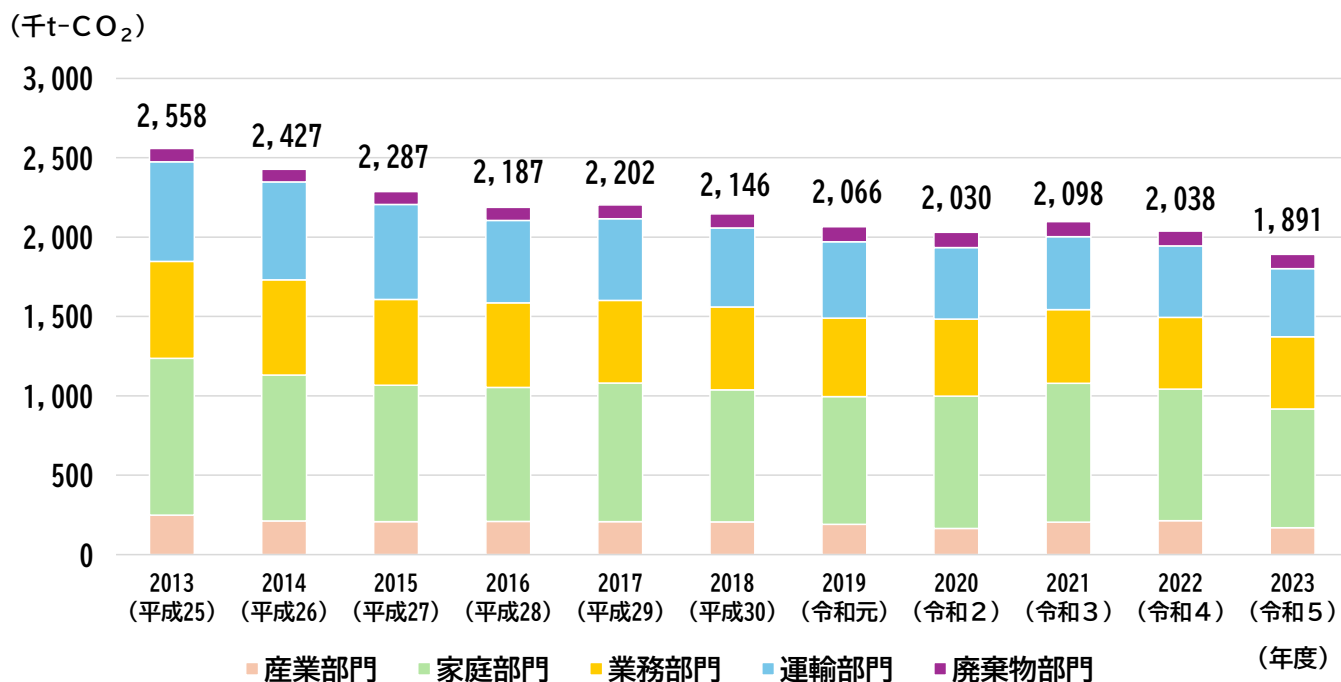


図 足立区のCO₂排出量の推移

出典 オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」を基に作成

イ エネルギー使用量について

2023(令和5)年度の区内のエネルギー使用量を部門別にみると、家庭部門が41.9%と最も多く、次いで運輸部門が27.2%、業務部門が22.0%と続きます。

また、エネルギー使用量は2023(令和5)年度で22,030*TJ、2013(平成25)年度比で17.4%(4,655TJ)減少しており、全体的には微減傾向で推移しています。

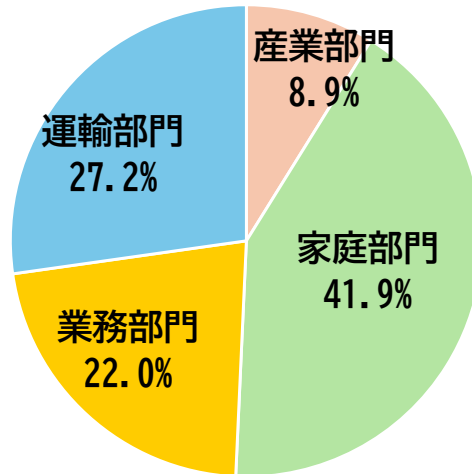


図 足立区の部門別エネルギー使用量の割合

出典 *オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」を基に作成

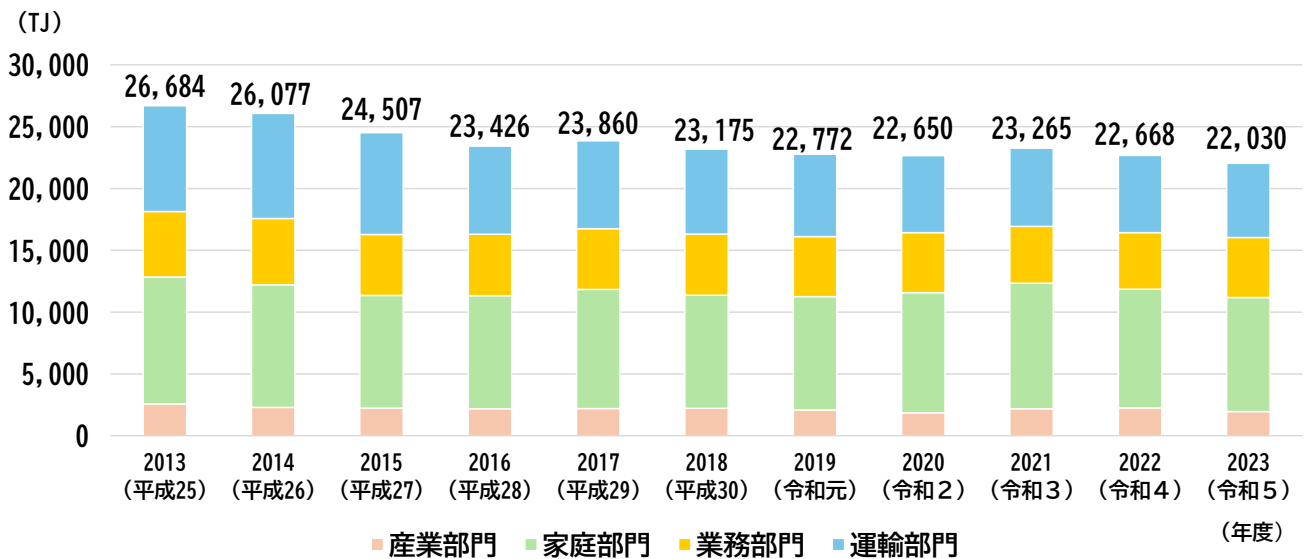


図 足立区のエネルギー使用量の推移

出典 オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」を基に作成

(3) 家庭部門におけるCO₂排出量について

家庭部門におけるCO₂排出量を世帯当たりで見ると2023（令和5）年度は、2013（平成25）年度（基準年度）から34%以上減少しています。要因としては、技術的進歩（省エネ機器への移行、電気の*排出係数の減少等）や世帯当たりの人数の減少が考えられます。

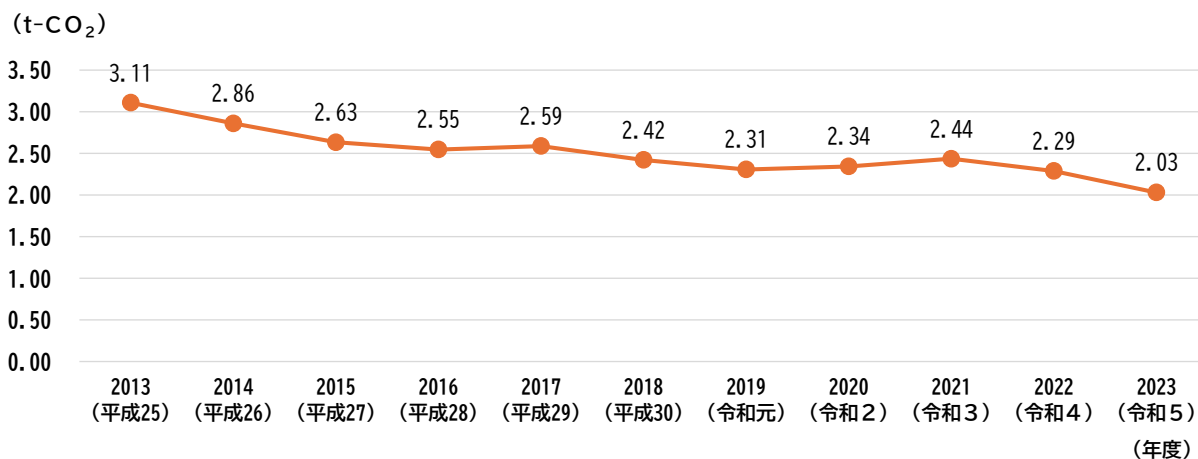


図 足立区の世帯当たりの家庭部門CO₂排出量

出典 *オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」を基に作成

(4) 再生可能エネルギーの活用

ア 太陽光発電ポテンシャル

住宅や施設等の統計情報をもとにした環境省の試算によると、足立区の太陽光（建物系）導入ポテンシャルは約 909MWとされており、東京 23 区内では4番目の規模となっています。

足立区の平坦な地勢や、中高層の建築物が少ないことによる太陽光発電ポテンシャルの高さを活用することで、効率よく脱炭素化を図ることが可能です。

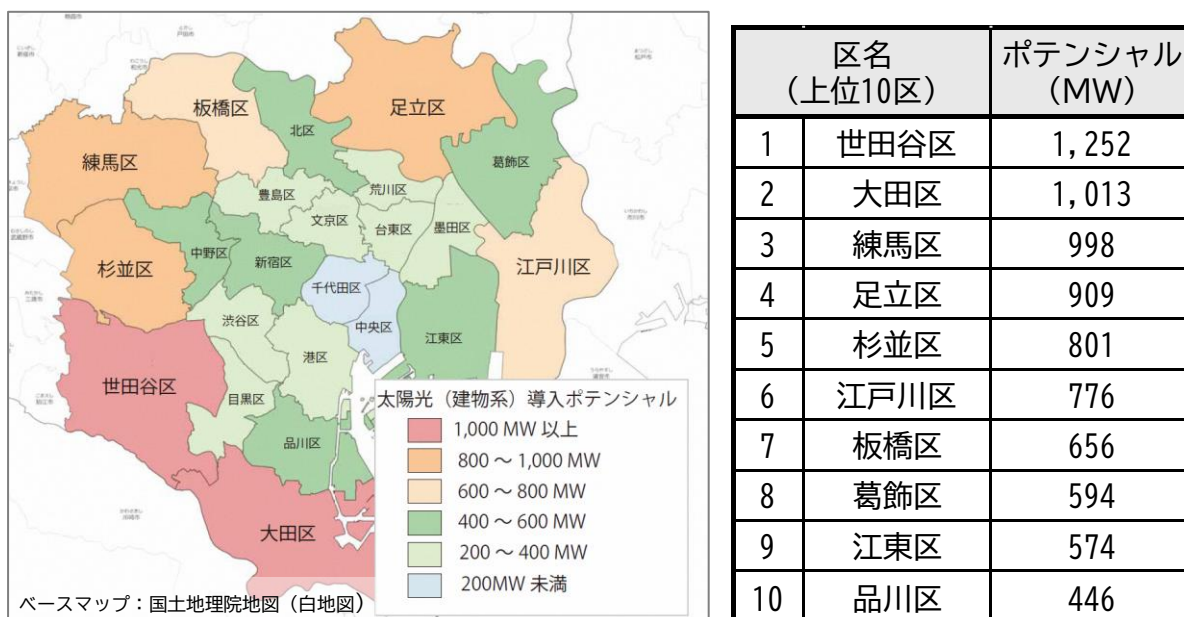


図 太陽光（建物系）導入ポテンシャル

出典 環境省「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」を基に作成

イ 太陽光発電設備設置費の助成による再生可能エネルギー導入拡大

区の太陽光発電設備設置ポテンシャルの高さを活かした再生可能エネルギーの導入拡大策として太陽光発電システム設置補助金による支援を実施しています。設備の設置に対するニーズが年々高まっており、それに対応する形で予算を増額し補助件数を増やしています。2025（令和7）年度の補助実績は1,036件（前年度比396件増）となっています。

また、区では蓄電池の活用によるエネルギーの効率的な使用を推進しており、太陽光発電システムと併せ蓄電池設置費の補助も行っています。

（5）気候変動による影響・被害

地球温暖化や都市の*ヒートアイランド現象によって、都市で生活する人々が夏に感じる暑さは厳しさを増しています。極端に暑い日が増加し、夜間も気温の高い日が多くなってきています。

2024（令和6）年度に区内で熱中症により搬送された患者数は508人です。亡くなられた方は25人で、うち65歳以上の方が21人となっています。

また、「ゲリラ豪雨」と呼ばれる現象も増加しており、*都市型の水害などのリスクも増えています。

今後も猛暑日や熱帯夜が増え、台風や集中豪雨による被害が増加していくことが予想されます。区民の生命と財産を守るためには、気候変動による被害に備える対策と、区民への周知・啓発の推進が喫緊の課題であると言えます。

■ 包含する計画等

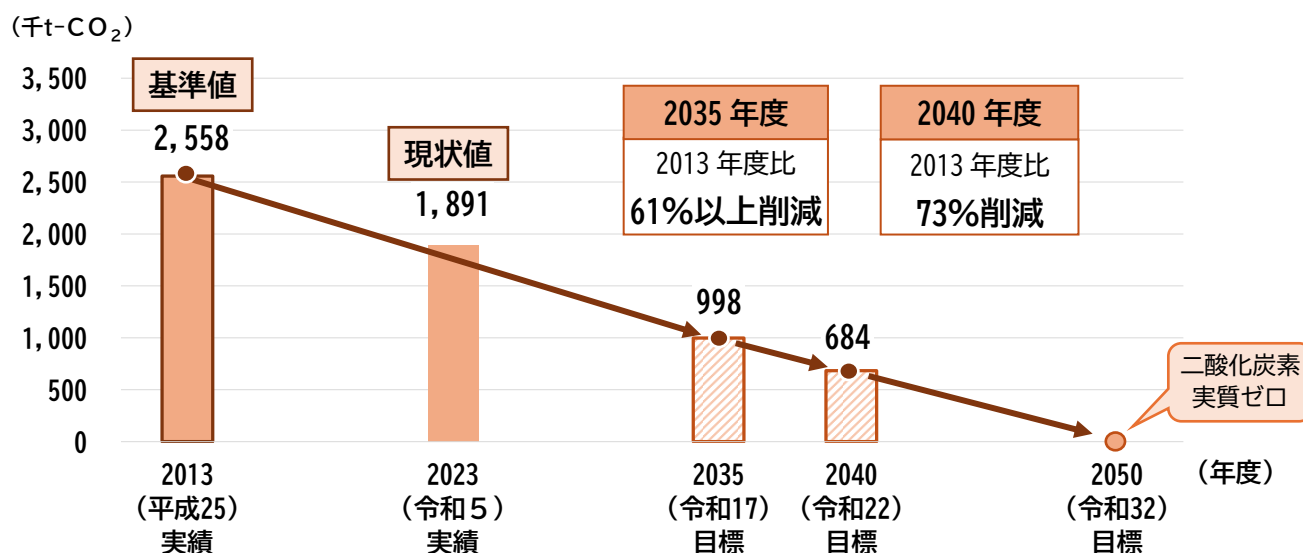
柱1は、足立区地球温暖化対策実行計画及び足立区気候変動適応計画を兼ねるものです。

(1) 足立区地球温暖化対策実行計画

ア CO₂削減目標

2035（令和17）年度、および2040（令和22）年度のCO₂削減目標を以下のとおりとします。

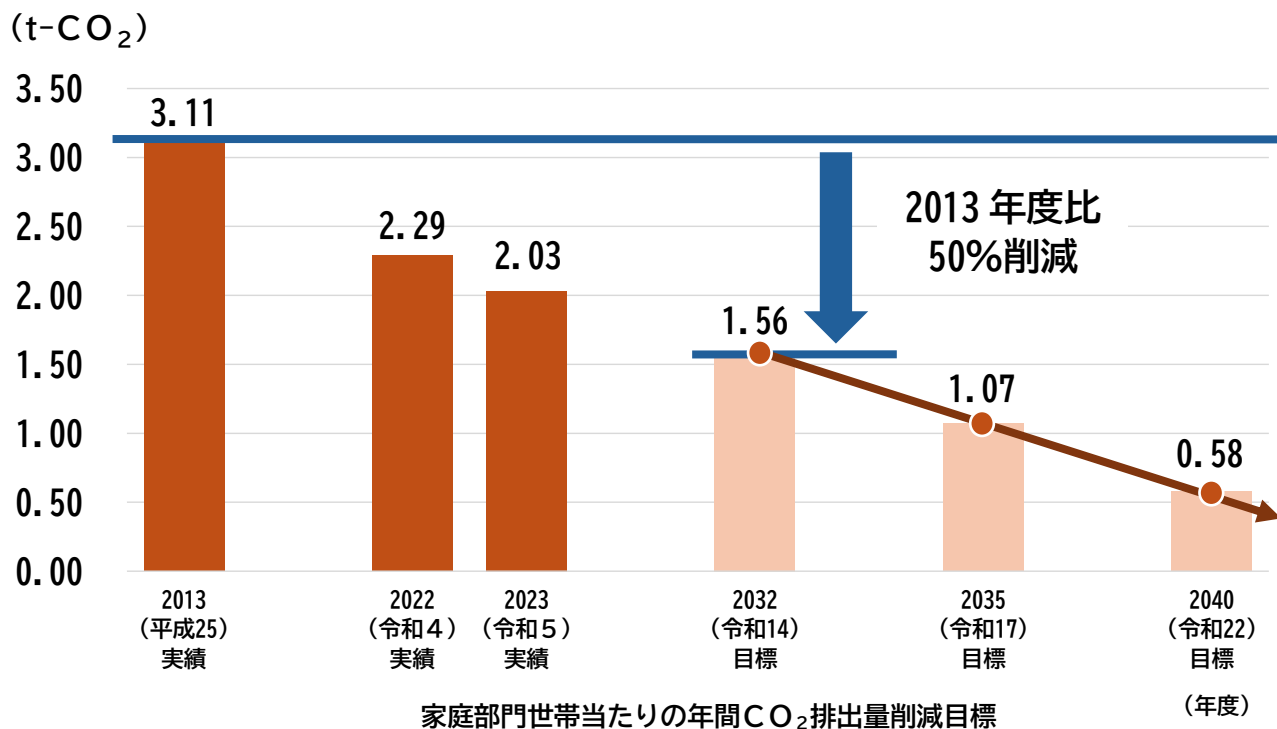
2035年度目標	2013年度比 61%以上削減
2040年度目標	2013年度比 73%削減



現状値は、*オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による算定値が当該年度より2年遅れて公表されるため、2023（令和5）年度の数値を使用

イ 家庭部門における世帯当たりのCO₂排出量の目標

足立区基本計画（2025（令和7）年2月）では、家庭部門におけるCO₂排出量の目標値を2013年度比で50%削減した値である1.56tに設定しています。



(2) 足立区気候変動適応計画

ア 目標

暑熱、気象災害の被害を少なくする

気候変動による影響は、洪水被害や熱中症をはじめとして、様々な形で区民生活にも現れており、その影響が今後更に大きくなることが予想されます。

そのため、「*緩和策」を進める努力のみならず、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策である「*適応策」も同時に推進します。

ページ調整のため余白

施策群1-1 省エネルギーの推進

足立区地球温暖化
対策実行計画

目標（目指す姿）：日常の心がけや新しい技術の積極導入により、
エネルギー消費が最小限に抑えられている

● 成果指標と活動指標

分類	指標名	現状値 (2024年度)	目標値 (2033年度)	目標値 (2035年度)
成果指標	省エネルギーを心がけている区民の割合	52.9%	59.2%	60.6%
活動指標	助成制度による省エネ支援件数	755件	830件	850件

<指標の定義>

- ・ 省エネを心がけている区民の割合：足立区政に関する世論調査で「環境のために心がけていること」として省エネルギーを選んだ割合
- ・ 助成制度による支援件数：省エネリフォーム補助金および*EV購入、LED照明助成の合計件数

■ 施策推進の方向性

地球温暖化対策としてCO₂排出量を削減するためには、区民一人ひとりの省エネルギー行動と効率的なエネルギー使用の実践が不可欠となります。

また、足立区のCO₂排出量全体のおよそ4割を家庭部門が占めており(31ページ参照)、区のCO₂排出削減目標の実現に向けて、特に家庭部門の排出削減策を強化していく必要があります。

具体的には、省エネルギー行動の促進や、高効率な設備導入、建物の性能向上の支援、誘導策により、区内のエネルギー使用量を削減します。

特に省エネルギー効果が高い住宅等の断熱化の促進策として、補助金等により既存住宅の窓の断熱化支援を進めるほか、健康面(*ヒートショック対策)・経済面(光熱費の削減)などの効果を踏まえた周知による啓発を行います。併せて、発電した電気を溜めて夜間に使用するなど、効率よくエネルギーを使用してもらうため、太陽光発電設備と併せ蓄電池の設置を働きかけていきます。

足立区で排出量割合が高い自動車部門のCO₂削減策としては、*ZEV化支援、公共交通やカーシェアリングの利用推進と宅配の再配達削減に関する啓発など、ハード・ソフト両面からの対策を進めていきます。

施策と具体的な取組み

(1) 省エネルギー行動の促進による家庭部門のCO₂削減

家庭での省エネルギー行動を促進し、電気やガスの使用量を減らすことでCO₂の排出を削減します。LED照明や高効率家電の活用に加え、断熱窓や断熱材を用いた省エネルギーリフォームを進めることで、冷暖房効率を高め、快適で環境にやさしい暮らしと脱炭素の両立を目指します。

【具体的な取組み】

- ア 省エネルギーにつながる高効率で環境に配慮した設備・機器の情報提供・普及促進
- イ 効果的な補助制度と継続的な普及のしくみの検討
- ウ 住宅の断熱化による効果のPR
 - ① CO₂排出削減、*ヒートショックのリスク軽減などの健康効果、電気代の節約などの経済的効果、防音効果
- エ 遮熱塗装や二重窓の導入支援による住宅の断熱性向上を促進
- オ 新築住宅における省エネ適合義務化を契機とした*ZEH水準の住宅の普及促進
- カ CO₂排出実質ゼロに向けた区民の行動変容を促す情報発信
- キ 蓄電池の活用による効率的なエネルギー使用の啓発と導入支援
- ク 建築物の省エネ性能表示制度のPR

【解説】省エネルギーリフォーム（断熱窓・断熱材）

- ア 断熱窓（リフォームの方法）
 - ① 既存のサッシはそのままガラスを断熱性能の高いものに交換する
 - ② 窓（サッシとガラス）を断熱性能の高いものに交換する
 - ③ 既存の窓の内側にもう一つ窓をつける（内窓）

- イ 断熱材

断熱材は「熱を通しにくい材料」を壁・屋根・床などに入れて、冬は暖かさを逃がさず、夏は外の熱を入れにくくする素材です。家などの建物における「ダウンジャケット」や「魔法瓶」のような役割を果たしています。

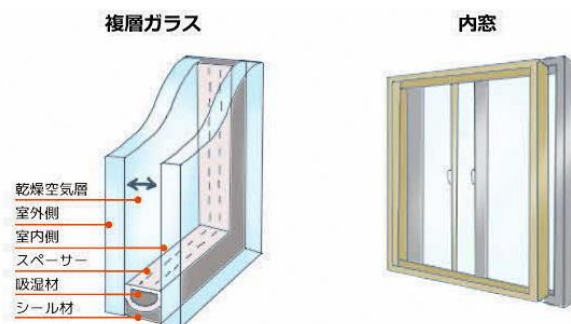


図 窓の断熱

出典：経済産業省ホームページ

【コラム】省エネ効果が高い「窓」の断熱

現在の住宅は、冬は暖房時における室内の熱の約6割が窓などの開口部から逃げ、夏は冷房時において、室外から侵入する熱の約7割が窓などの開口部から入ってくると言われています。

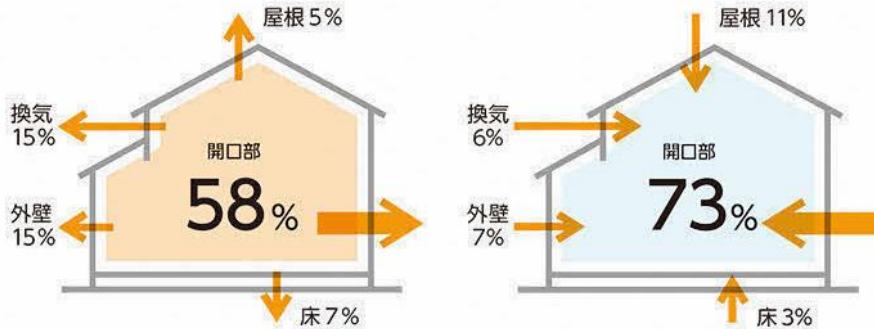


図 住宅への熱の出入り（左：冬の暖房時 右：夏の冷房時）

出典：「省エネ建材で、快適な家、健康な家」

（一社）日本建材・住宅設備産業協会 省エネルギー建材普及促進センター

<窓を断熱リフォームすることのメリット>

ア 冷暖房費の節約

冷暖房費の節約になることで、戸建住宅には平均では約18の窓があると試算されていますが、普段使っているリビングや寝室など半分の9つの窓を断熱リフォームするだけでも、電気代が年間約2万円節約できるというデータもあります。

改修方法	窓種	電気使用料 (kWh)	電力費用 (円/世帯・年)
改修前	アルミサッシ 単板ガラス	3,650	98,562
改修後 9窓+ドア	内窓「インプラス」 P G LowE	2,789	75,309
削減効果		△861	△23,253

図 断熱リフォームによる冷暖房費節約効果

出典：COOL CHOICE ウェブサイト

イ 快適で健康な暮らし

快適で健康な暮らしを送るのに役立ちます。「自然に健康になれる環境づくり」を目指す「ゼロ次予防」の考え方では、住宅の温度や湿度を適度に保つ窓の断熱が大切だとされています。（「ゼロ次予防に関する試論」 星旦二 地域保健 1989）

ウ 防音効果

窓の断熱リフォームによって外部の音をシャットアウトする効果もあります。

【解説】*ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

ZEHとは、高断熱化と高効率設備により省エネを図り、再生可能エネルギーの利用で年間の*一次エネルギー消費量を実質ゼロにすることを目指した住宅です。

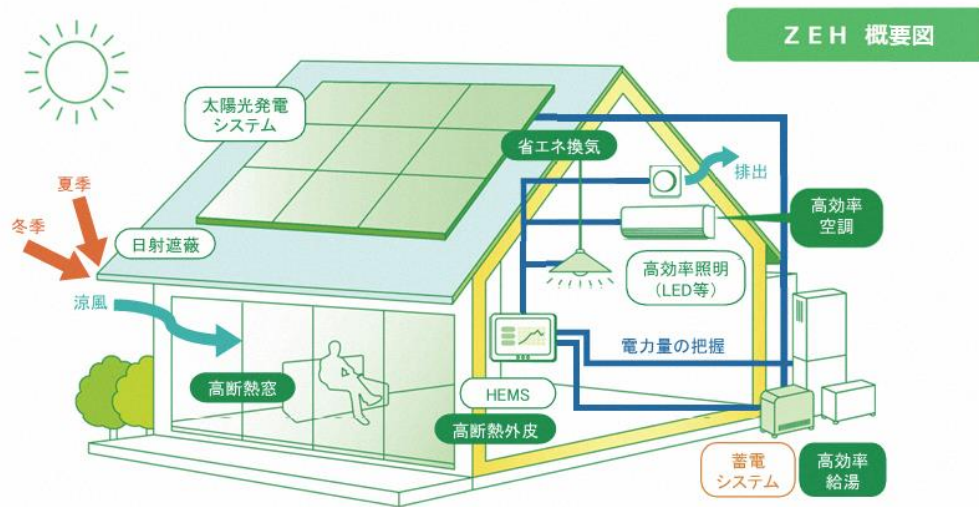


図 ZEH概要図

出典：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業調査発表会 2025 経済産業省

【区の実施】ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金

東京都では、「東京ゼロエミ住宅導入促進事業」として、都が独自に定めた高い省エネ・断熱性能基準を満たす新築住宅の建設に対し、費用の一部を助成しています。

足立区では、この都の事業や国のZEH補助金を活用して建てられた住宅を対象に、独自の上乗せ補助（ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金）を行うことで、国や東京都の取組みと連携しながら区民の省エネ住宅の普及を促進しています。

【コラム】一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入が終了

LED照明は蛍光灯に比べて消費電力が少なく、省エネルギー性能に優れていることから、照明の主流はLEDへと移行しています。こうした動向や*水俣条約締結国会議の決定を受け、水銀使用製品である蛍光灯は2026（令和8）年1月より順次、製造と輸出入が規制されます。

なお、規制開始後も、蛍光灯の継続使用、在庫の売買及びその使用は可能です。

			
電球形蛍光灯（※1）	コンパクト形蛍光灯	直管形蛍光灯（※2）	環形蛍光灯（※2）
2026年1月1日 より禁止	2027年1月1日 より禁止	2028年1月1日 より禁止	2028年1月1日 より禁止

※1 電球形蛍光灯のうち30Wを超えるものは2027年1月1日から禁止されます。
 ※2 ハロゲン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたものは2027年1月1日から禁止されます。

図 一般照明用の傾向ランプの規制
 出典：環境省ホームページ

（2）事業活動における省エネルギー化の促進

区内事業者向けに、省エネルギー化に向けた啓発と支援を行います。事業活動における効率的なエネルギー使用を促進することで、産業部門や業務部門のCO₂排出量削減を目指します。

【具体的な取組み】

- ア 事業者・団体の省エネ行動の拡大を促進
 - ① 区ホームページ等で区内企業の取組みを紹介
- イ *クールビズ・*ウォームビズの実施徹底など区民への啓発
- ウ 工場等で使用する機器の省エネ化支援

【解説】ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

*ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）は、断熱化により快適な室内環境を実現しながら、高効率の設備の導入などによりエネルギー使用量を削減するとともに、使用するエネルギーを太陽光発電などで作ることで、消費する年間の*一次エネルギー収支を正味ゼロにすることを旨とした建物です。

ZEBには、右図のように4段階が定義されています

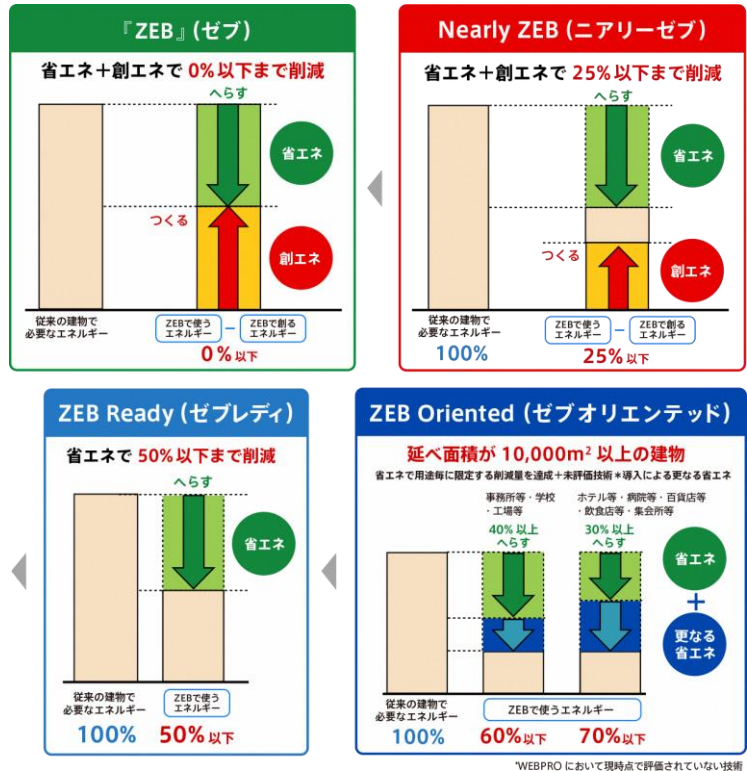


図 ZEBの定義

出典：環境省ホームページ

【コラム】省エネ基準適合の義務化（2025（令和7）年4月）

2022（令和4）年6月に建築物省エネ法が改正され、2025（令和7）年4月からは、原則としてすべての新築建築物において、省エネ基準への適合が義務化されました。

これにより、これまで対象が限られていた制度が見直され、住宅・非住宅を問わず、新しく建てる建物は省エネ性能を満たすことが基本となりました。

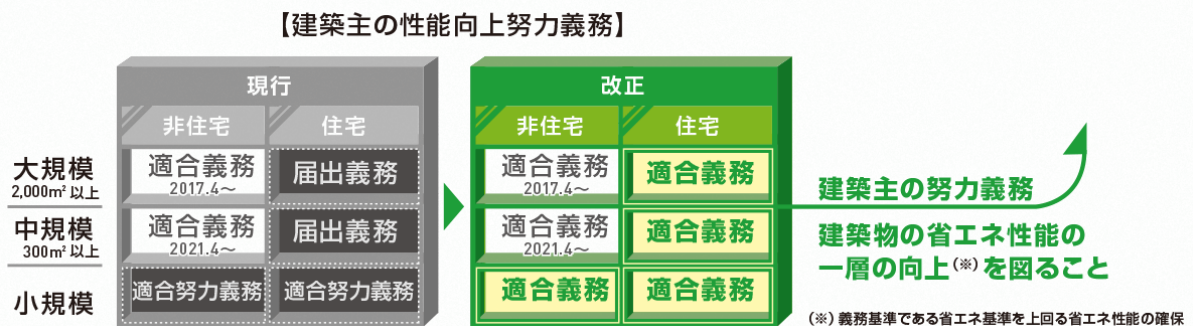


図 省エネ基準適合義務化

出典：令和4年度改正建築物省エネ法の概要 国土交通省

【区の実践】庁内における省エネへの取組みと職員向け啓発

区では、職員に対して、省エネルギーに関する意識啓発を推進し、以下のような取組みを徹底しています。

ア 節水

トイレ手洗いの排水、厨房排水、雨水、空調機の排水等を*中水として処理し、便器の水洗に利用しています。

イ *クールビズ・*ウォームビズの実施

区では、クールビズ・ウォームビズを推進するため、啓発ポスターを作成して職員や施設利用者への周知を図っています



クールビズ・ウォームビズの啓発ポスター

ウ 昼休み、終業後の一斉消灯

エ 情報システム機器に関する節電

- ① 昼休みなどパソコンを使用しない時、ノートパソコンは蓋を閉じ、デスクトップパソコンはモニターの電源を切ります。
- ② パソコンの画面の明るさを落とします。

オ 閉庁時のエレベーターの一部運休

カ *ナッジ理論の活用による省エネへの取組み推進

健康増進効果を階段に掲示することで、より良い選択を押しするために小さなきっかけをつくること(ナッジ)により階段使用を促し、併せてエレベーター使用の削減による省エネを図ります。

キ 時間外の空調使用の制限

(3) 公共施設における省エネルギー化の推進

まずは足立区自身が区の施設において、省エネルギー化に向けた率先行動を実践します。その取組みや成果を広く発信することで区民や事業者の模範となり、地域全体の環境配慮行動を牽引していきます。

【具体的な取組み】

- ア 区施設の設備・機器の計画的な更新
- イ 新築、改築する区施設の*ZEB化の推進
- ウ 区施設のZEB化による効果の見える化と啓発、環境学習への活用の検討
- エ 学校の断熱化促進

【区の実施】公共施設の*ZEB化推進

区では公共施設のエネルギー使用に伴うCO₂排出量を削減するため、施設のZEB化について、次の通り方針を定めています。

公共施設のZEB化推進に関する方針

新築、改築を行う公共施設については、*ZEB Ready（延べ面積が10,000㎡以上の建物は*ZEB Oriented）以上の認証を目指し、ZEBの標準化を進めます。認証が困難な施設は、可能な限り省エネ性能を高めます。

既存施設の改修については、省エネ性能が高い設備の率先導入を図るため、工事契約の特記仕様書に環境配慮について項目を設けるなどの対応により、エネルギー使用に伴うCO₂の削減を図ります。

ZEB Ready認証を取得した施設（令和7年度末現在）

- ① 高野スポーツパーク（2024（令和6）年 認証取得）
- ② 第三上沼田保育園（2024（令和6）年 認証取得）

高野スポーツパーク管理棟
（ZEB Ready認証施設）



（4）交通の低炭素化

CO₂排出量が多い自動車部門の対策を進めます。*ZEV化の支援や、公共交通・カーシェアリングの利用推進、宅配の再配達削減の周知など、ハード・ソフト両面から低炭素化を図ります。

【具体的な取組み】

- ア 公共交通機関・自転車を優先的に利用した移動の促進
- イ エコドライブ※の啓発
 - ※ 環境に配慮し、燃料やCO₂の排出を減らす運転のこと
- ウ ZEVへの買い替え促進
- エ カーシェア活用に関する周知・情報発信
 - ① 公共交通との併用やエコカーのレンタル利用を促進
- オ 自転車ナビマークの整備やシェアサイクルの活用促進による自転車利用の環境整備
- カ 宅配ボックスの活用促進（再配達防止）
- キ 乗用の区公用車のZEV化

【コラム】東京都における乗用車および二輪車の非ガソリン化

東京都は、2050（令和 32）年ゼロエミッション東京を実現するため、都内で新車販売される乗用車については2030（令和 12）年までに、また二輪車については2035（令和 17）年までに100%非ガソリン化することを目指しています。

表 東京都における非ガソリン車の目標

		2023 年度実績	2030 年度目標	2035 年度目標
新車販売台数に占める 非ガソリン車割合	乗用車	63 %	100 %	100 %を維持
	二輪車	12 %	35 %	100 %

出典：「ゼロエミッション東京戦略Beyond カーボンハーフ 東京都」を基に作成

【解説】カーシェアリング

カーシェアは車をみんなで使うしくみです。1台を複数の利用者で使うことで社会全体で必要となる車両数が抑えられ、製造・廃棄や車の維持に伴う環境負荷やCO₂排出の抑制が期待できます。「使う時だけ」なので移動も厳選され、徒歩・公共交通への切り替えも進みます。また、車両の更新が進みやすく、低燃費車・*EV導入で走行時の排出も下げられます。



【コラム】再配達削減

再配達は同じ荷物をもう一度運ぶため、走行距離・停車回数が増えCO₂が余計に排出されます。国土交通省によると、2024（令和6）年10月時点で宅配便の再配達率は約10.2%となっています。

再配達のトラックから排出されるCO₂の量は、年間でおおよそ25.4万トン（2020（令和2）年度国交省試算）と推計されており、宅配便の再配達は地球環境に対しても負荷を与えています。

日時指定、置き配、宅配ボックス等の多様な受け取り方法を活用することによって、再配達を減らすことが重要です。

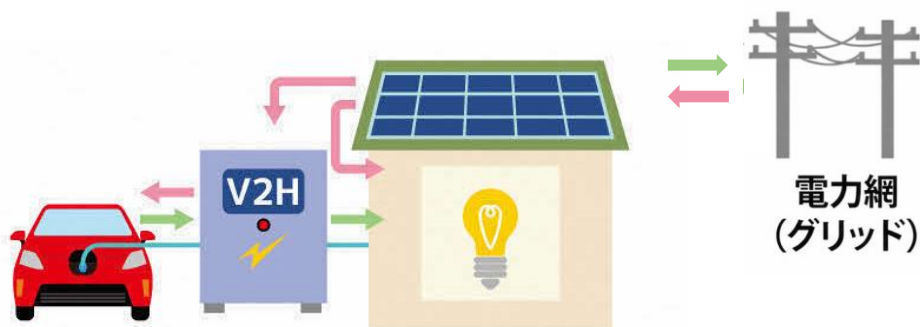


【コラム】運輸部門の動向

国は、電気自動車（*EV）や燃料電池車（*FCV）といったクリーンエネルギー車を広めるため、「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」により、車を買う際の費用負担を軽減しています。また、充電スタンドや水素ステーションといったインフラ導入のための補助金やガイドラインを整備し、公共施設や民間施設への設置を後押ししています。さらに、自動運転や*モビリティDX（デジタル技術による移動の効率化）を進め、エネルギーの使い方を含め、交通システム全体の効率化を図っています。

東京都では、国の制度に加え、ゼロエミッションビークル（*ZEV）の購入補助や、住宅・事業所向けのEV充電設備の設置費補助を実施しています。さらに、*V2H（Vehicle to Home）の導入を補助することで、太陽光発電と組み合わせ、普段の省エネルギー対策だけでなく、停電や災害時の非常用電源としても活用できるしくみづくりを進めています。

技術面では、電気自動車（EV）の航続距離の伸長、充電時間の短縮、バッテリー性能の向上が進んでいます。今後は、より安全で高性能な全固体電池（電解質が液体ではなく固体であり、安全性向上や高エネルギー密度が期待される電池）や、短時間での充電を可能とする超急速充電技術の実用化が期待されています。さらに、車両から電力系統へ電力を供給する*V2G（Vehicle to Grid）の実用化が期待されており、自動車がエネルギーインフラの一部として機能する可能性が高まっています。



V2HおよびV2Gのイメージ

施策群1-2 再生可能エネルギーの利用拡大

足立区地球温暖化
対策実行計画

目標（目指す姿）：再生可能エネルギーの導入が拡大され、エネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量が減少している。

● 成果指標と活動指標

分類	指標名	現状値 (2024年度)	目標値 (2033年度)	目標値 (2035年度)
成果指標	区内の太陽光発電設備導入による二酸化炭素削減量	22,826 t	29,800 t	32,100 t
活動指標	区の助成による年間の太陽光発電導入量	3,053 kW	6,750 kW	6,750 kW

< 指標の定義 >

- ・ 区内の太陽光発電設備導入による二酸化炭素削減量：資源エネルギー庁固定価格買取制度公表用ウェブサイトの足立区の導入容量（累計）を用い、東京ソーラー屋根台帳（東京都）の年間予測発電量の推定及び太陽光発電システムの年間予測CO₂削減量の推定に基づき算出
- ・ 区の助成による年間の太陽光発電導入量：太陽光発電システム設置費補助金交付要綱に基づき助成、設置された発電設備の導入容量

■ 施策推進の方向性

CO₂排出量の削減に向けては、枯渇することがない自然エネルギーの利用を拡大することで、化石燃料の使用量を減らす必要があります。

足立区では再生可能エネルギーの中でも屋根面への太陽光発電設備の設置ポテンシャルが高いというデータも示されています（33ページ「(4) ア 太陽光発電ポテンシャル」参照）。このポテンシャルを活かすため、区施設への率先導入とPRや、補助事業での支援により設備導入の拡大を図ります。併せて、賃貸住宅等、設備の導入が困難な方に対しては、契約する電力を再生可能エネルギー100%由来のものへと見直すことの啓発、誘導策を展開していきます。

施策と具体的な取組み

(1) 太陽エネルギーの活用促進

区内で設置ポテンシャルが高い太陽光発電の導入を拡大します。区施設への率先導入や区民への補助事業による支援を行うとともに、設備導入が難しい方向けには再生可能エネルギー100%電力への切替を啓発します。

【具体的な取組み】

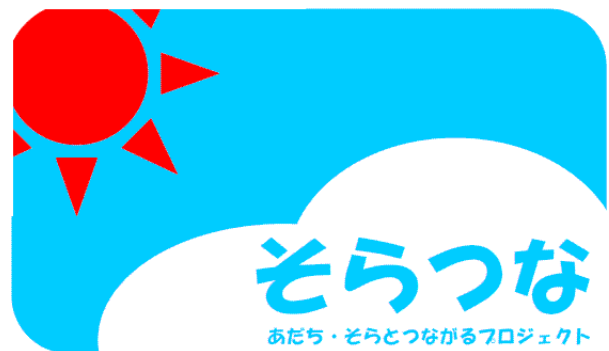
- ア 太陽光発電システムの導入支援
- イ あだち・そらとつながるプロジェクトの活用案内
- ウ 住宅や事業所の新築・改築時の太陽エネルギー導入を促進するしくみの検討
- エ 区施設における太陽エネルギー利用機器の率先導入と効果の周知
 - ① 太陽光発電の導入によるCO₂削減効果の見える化
 - ② *PPAモデルによる学校への太陽光発電導入拡大と環境学習への活用

【区取組み】太陽光発電システム取扱い店紹介制度

～あだち・そらとつながるプロジェクト～

太陽光発電システムを設置する際、設置業者の選定に不安を感じる区民が多いことから、区では2013（平成25）年度から、登録した区内事業者を「そらとつながるお店（そらつな店）」として区ホームページ等で紹介する「あだち・そらとつながるプロジェクト」を実施しています。

「そらつな店」では、太陽光発電システムのしくみを分かりやすく説明し、設置する際の不安を解消させるとともに、区民限定のサービスの提供なども行っています。



【コラム】ペロブスカイト太陽電池（次世代型太陽電池）

2050（令和 32）年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの普及は欠かせません。その中でも、次世代の太陽電池として注目されているのが「ペロブスカイト太陽電池」です。

「ペロブスカイト」とは、ある特別な形をした結晶構造のことです。この構造をもつ材料を使って光を電気に変えるのが、ペロブスカイト太陽電池です。

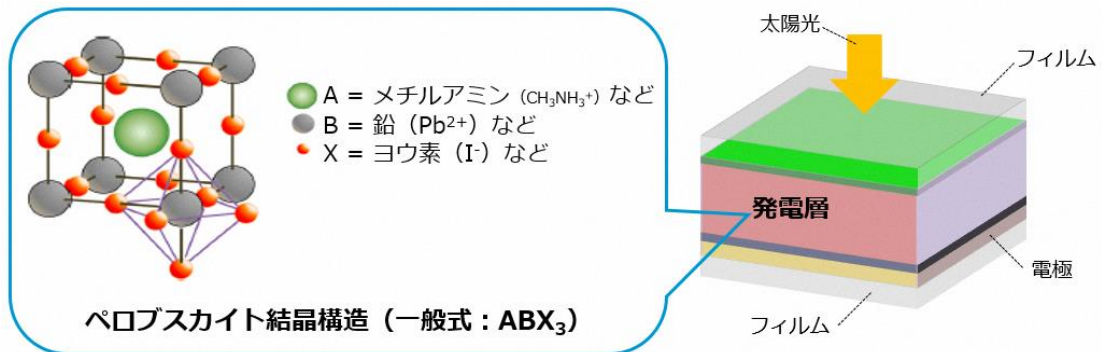


図 ペロブスカイト結晶構造
 出典：経済産業省ホームページ

この太陽電池には、いくつかの大きな特長があります。

ア 安く作れる

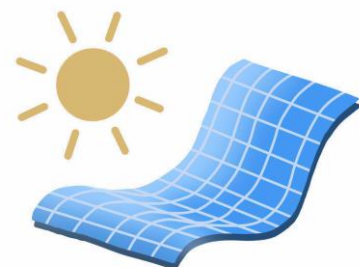
ペロブスカイト太陽電池は、材料をフィルムに塗ったり印刷したりすることで簡単に作ることができます。少ない手間で大量に生産することが可能となれば、コストの削減にもつながります。

イ 軽くて曲げられる

従来のシリコン太陽電池が重くて固いのに対し、ペロブスカイト太陽電池は紙のように薄くて軽いのが特長です。少し折り曲げても使えるので、ビルの壁や住宅の窓など、これまで太陽電池を設置しにくかった場所にも取り付けることができます。

ウ 日本が強みを持つ原料

主な材料のひとつであるヨウ素（ようそ）は、日本が世界で2番目に多く生産しています。原料を国内で確保しやすいという点でも、国としての強みと考えることができます。



(2) 再生可能エネルギー・低炭素エネルギーの利用拡大

CO₂排出量を削減するため、化石燃料を減らし自然エネルギーの利用を広げます。賃貸住宅等、設備の導入が難しい区民に対しては、契約電力を再生可能エネルギー100%由来へと見直すよう啓発・誘導を進めます。

【具体的な取組み】

- ア 区施設への再生可能エネルギー由来の電力契約の促進及び多用な低炭素エネルギーの導入に向けた検討
- イ 家庭や小規模事業者向けに再生可能エネルギー由来の電力導入支援
- ウ *非化石証書の取引等再生可能エネルギー活用による企業価値向上に資する情報の発信
- エ 新たな技術の動向や先進事例等に関する情報収集と導入、実証等の検討

【区取組み】区施設における再生可能エネルギーの率先的導入

区では、再生可能エネルギーの導入拡大を図るためにも、区施設において率先した取組みを行っています。

ア 区立小・中学校への再生可能エネルギー導入事業（*PPA事業）

PPA（Power Purchase Agreement）事業は、協定を結んだ民間事業者が区立小・中学校に太陽光発電設備・蓄電池等を設置し、そこで発電した電気を区が購入し校内で、その電気を自家消費するしくみです。

区は設備を所有しないため、設備の設置工事や維持管理に伴う負担が軽減されます。また、災害時には避難所となる学校で、停電が発生した際には電源の確保に役立つとともに、枯渇しない自然由来のエネルギー使用による環境負荷の低減や、電力消費量の「見える化」による省エネルギーの意識啓発等、環境学習にも活用することができます。



平野小学校での導入（2024（令和6）年度）

イ 区施設での再エネ100%電力の導入

区施設の電力契約を「再エネ100%電力」に切り替え、電力使用に伴うCO₂排出量の削減を図っています。2026（令和8）年4月時点で、本庁舎、区立小・中学校、スポーツ施設、住区センターなど多くの施設で導入済みで、今後も区施設への導入を進める予定です。

【区の実施】再生可能エネルギー電力の利用促進に関する協定及び
再エネ 100 電力導入サポートプラン協力金

区では、ゼロカーボンシティの実現を目指し、2023年に株式会社エナーバンクと「再生可能エネルギー電力の利用促進に関する協定」を結びました。区内の企業やお店が安心して再生可能エネルギー（以下、「再エネ」）を取り入れられるよう、様々な取組みを進めています。

「リバースオークション」とは、通常のオークションとは反対に、価格を下げていくしくみです。電気を販売する会社が他社の入札を見ながら何度でも値下げできるため、利用者はより手ごろな価格で再エネの電気を選ぶことができます。

自治体と連携したリバースオークションサービスの例

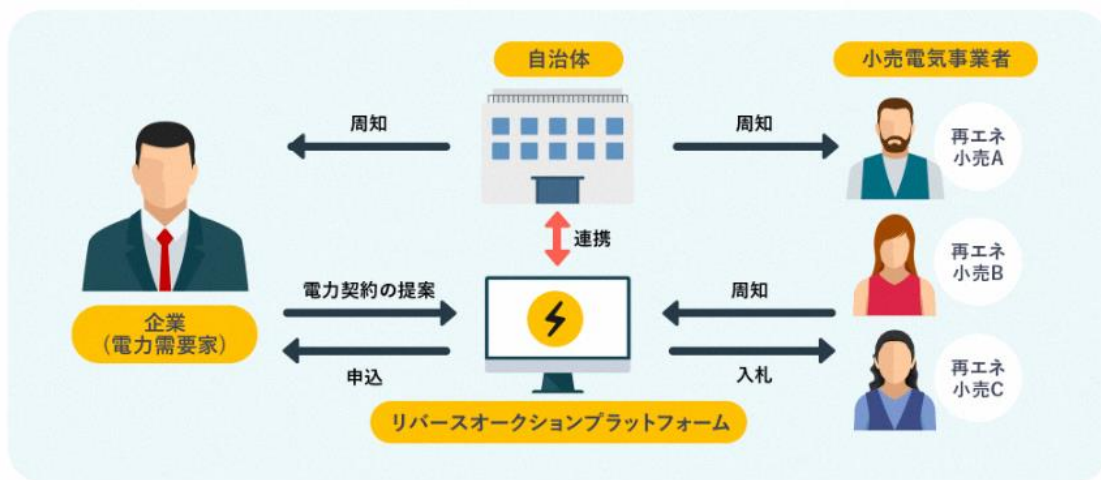


図 リバースオークション

出典：「再エネスタート」（環境省ホームページ）

また、区では再エネ 100%の電力プランを提供する電力小売事業者を「賛同事業者」として紹介し、再エネ電力に切り替える区民や中小企業に「再エネ 100 電力導入サポートプラン協力金」を支給しています。

再エネ電力プランで使用される「*グリーン電力証書」や「*非化石証書」は、再エネ由来の電気が持つ“環境への貢献価値”をデータ化して取引できるしくみです。こうした証書を購入することで、自分が使う電気を実質的に再エネとみなすことができます。

環境にやさしい電気への切り替えは、地球温暖化の防止につながるだけでなく、企業やお店にとっては「環境意識の高い経営」として信頼を高める効果ももたらします。

【コラム】水素エネルギー

水素は、消費する際に二酸化炭素を排出しないエネルギーとして注目されています。また、電気から製造し貯蔵・輸送できるため、「エネルギーの蓄電池」としても期待されています。

用途としては、乗用車に加えバス、ごみ収集車などの燃料電池車（*FCV）への移行、公共施設の給湯、発電や、災害発生時に停電となった避難所へ電気と熱を届けるなどの活用方法も考えられます。

今後に向けては、製造から利用までのライフサイクルを通してCO₂削減効果を高める必要があるため、再エネ電力による水素の製造やコスト、供給拠点（製造・運搬・充填）の充実や安全対策などが課題となっています。



燃料電池バス

施策群1-3 気候変動による被害の回避・軽減

足立区気候変動
適応計画

目標（目指す姿）：気候変動の現状を知り、対策を講じることで暑熱、気象災害の被害が減少している。

● 成果指標と活動指標

<指標の定義>

分類	指標名	現状値 (2024年度)	目標値 (2033年度)
成果指標	熱中症対策を行っている人の割合	-	初回の世論調査結果 確認後に設定
活動指標	熱中症対策に関する催し、講座への参加者数	5,252人	7,400人

- ・ 熱中症対策を行っている人の割合：足立区政に関する世論調査で、熱中症対策を行っていると答えた区民の割合
- ・ 熱中症対策に関する催し、講座への参加者数：学校向け出前講座、住区センターで実施した熱中症対策講座、一般向け講座（気象予報士による講座）、シルバー人材センター会員向け研修会における参加者数の合計

■ 施策推進の方向性

地球温暖化の原因となるCO₂の排出を抑制する「*緩和策」に加え、気候変動の影響にあらかじめ備え、被害を最小限にする「*適応策」を推進しています。

災害などによる水害への対策としては「*ハザードマップ」や「コミュニティタイムライン（CTL）」の普及、熱中症対策としては「*クーリングシェルター」「涼み処」の設置、活用案内や、講座実施による熱中症の正しい理解の促進と対策の啓発を進めています。

また、*PPAモデルによる太陽光発電設備の導入と蓄電池の設置により、災害に伴う停電発生時には避難所となる学校での電力使用が可能となります。

施策と具体的な取組み

(1) 自然災害対策の推進

*ハザードマップやコミュニティタイムラインの普及および影響予測や情報収集の強化により水害に備えます。さらに、避難所となる学校へ太陽光発電及び蓄電池の導入や、体育館へのプロパンガス対応のガス空調設置など、災害に伴う停電にも対応できる体制を整えています。

【具体的な取組み】

- ア 洪水時の避難行動計画の作成支援などの集中豪雨等の災害対策の推進
- イ ハザードマップやマイ・タイムラインの普及拡大
 - ① 町会・自治会へのコミュニティタイムラインの導入促進
- ウ 足立区災害ポータルサイト及び足立区防災アプリの普及拡大
- エ 無電柱化の推進
- オ 学校（避難所）における* P P Aモデルによる太陽光発電の導入

【区の取組み】コミュニティタイムライン（CTL）策定支援

区では、全庁的に水害対策の強化に取り組んでいます。

2019（令和元）年台風19号時に、以前から地域独自でコミュニティタイムライン（CTL）を策定していた中川地区では、当該計画を活用し、地域住民のスムーズな防災行動につながったという事例があります。

コミュニティタイムラインとは、風水害の予報や河川水位情報等をもとに、地域住民の取るべき防災行動や避難のタイミングなど「いつ・誰が・何をするか」を定めた行動計画のことです。

災害時は地域住民による「共助」が非常に重要になります。区では、中川地区を良い見本とし、CTLの策定を全区的に拡げるため、浸水の深さや継続時間など水害時の浸水リスクが高い荒川沿いの地域から、順次CTL策定の支援を進めています。

町会・自治会のみならずへ ▲ 足立区

コミュニティタイムラインを作ろう

台風接近4日前からやるべきことは？

～豪雨から住民の「命を守る」ために～

コミュニティタイムラインとは、町会・自治会のみならずをはじめとする住民が中心となり、水害時に取るべき行動や避難のタイミングについて「いつ・誰が・何をするか」を定めた事前防災行動計画です。

誰が・いつから・どうやって避難を呼びかける？

高齢者や要支援者の避難はどうする？

ある町会が作成した例を参考に
コミュニティタイムラインを作成してみましょう

作成方法等、お困りのことは下記にご連絡ください

近年、日本各地で千年に一度の雨量による水害が毎年のように発生しており、足立区においても決して他人ごとではありません。いつ・誰が・何をするかを事前にルール化し、それを地域で思い届けるとともに必要に応じて改善していくことで、より現実的で「有効なコミュニティタイムライン」がブラッシュアップできます。

松尾 一郎
足立区総合防災行政アドバイザー
東京大学大学院 情報学環 総合防災情報研究センター 客員教授

お問い合わせ先 足立区 危機管理部 総合防災対策室 災害対策課
電話：03(3880)5836

足立区 総合防災行政アドバイザー

コミュニティタイムライン（CTL）策定の手引きリーフレット

(2) 健康被害対策の推進

「*クーリングシェルター」や「涼み処」の設置・活用案内のほか、講座を通じた正しい理解と対策の啓発を行い、区民の健康被害を回避・軽減します。

【具体的な取組み】

ア 熱中症対策の推進

- ① 熱中症対策講座の実施
- ② 熱中症対策や注意喚起につながる催しの開催
- ③ 高齢者や幼児、小学生等を中心とした普及啓発

イ 涼み処の設置と利用促進

- ① 涼み処の活用による高齢者の熱中症対策や孤立防止など

ウ 遮熱塗装等による*ヒートアイランド対策の実施

エ 極端な気象や夏の長期化等に対応した既存対策の強化

【区取組み】 熱中症対策講座

各住区センターで、高齢者を対象にまずはセンターに来てもらい涼んでもらうことを目的に「涼を得るイベント」を実施しています。その中で熱中症や対策について知ってもらうよう働きかけを行っています。

また、小学生向けに環境・熱中症関連の出前講座として「*緑のカーテン」、「気候変動」、「気象予報士による講座」の3種類を実施しており、さらに令和6年度からは一般の方向けにも気象予報士による講座を実施しています。



気象予報士による講座

【区取組み】「涼み処」の設置

暑さ指数が35℃以上となった場合に区が指定する施設である「クーリングシェルター」に加え、冷房が効いた区立施設や民間施設をどなたでもご利用いただける「涼み処」として整備しています。2025（令和7）年9月16日現在、106施設を登録しており、「涼み処」の利用による熱中症予防を呼びかけています。



涼み処
(バルクス足立神明店)

ページ調整のため余白

柱2 ごみの減量と循環型社会の構築

目標

くらし方の工夫で、ごみを減らすとともに
資源が循環するまちをつくる

現状と課題

(1) ごみの排出量

2024（令和6）年度の区が収集したごみと事業系持込ごみの合計量は、161,631tとなり、前年度と比べ約2.5%減少しました。2019（令和元）年度は、新型コロナウイルス感染症対策による在宅勤務等、区民の生活様式の変化による家庭ごみ量増加の影響でわずかに増加しましたが、2020（令和2）年度以降は、減少傾向となっています。

ごみの排出量を更に減少させるためには、区民に対するごみ出しルールや分別方法、ごみの減量を、より一層きめ細やかに発信していく必要があります。

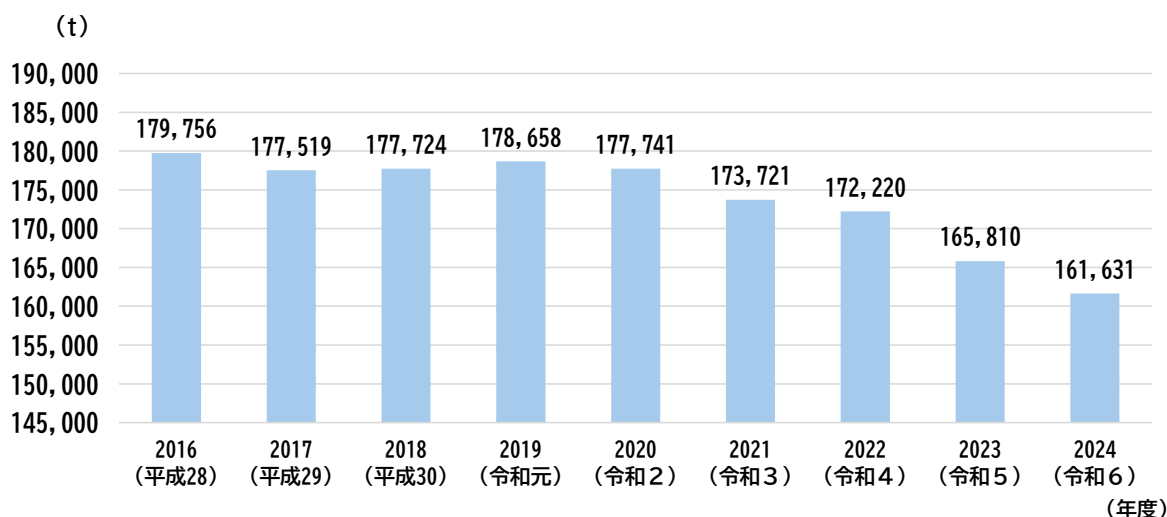


図 ごみ排出量の推移
出展 *足立の環境

(2) 資源回収量

2024(令和6)年度の資源回収量は25,475tで、内訳は行政回収が18,930t(約74%)、*集団回収が6,545t(約26%)です。

今後、リユースやリサイクルに対する一層の意識向上を図りつつ、更なる資源化の対象品目拡大に関する研究等を進めていく必要があります。

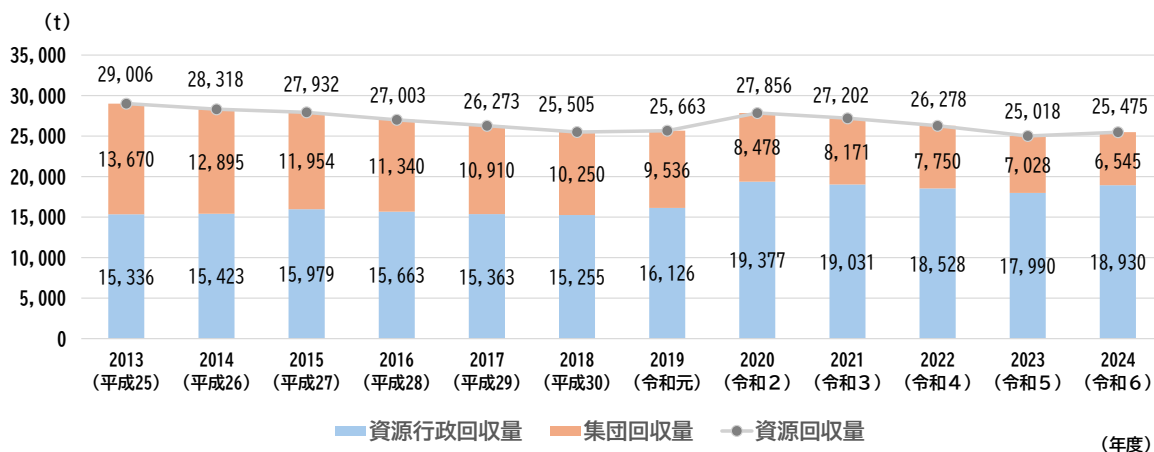


図 資源回収量の経年変化

出展 数字で見る足立

令和7年度実績が公表され次第更新予定

(3) プラスチック分別回収モデル事業

区ではこれまでの廃プラスチックを燃やすごみとして収集、焼却し熱エネルギーを回収する「サーマルリサイクル」から、分別回収後、化学原料や新たなプラスチック製品の原料として再利用するリサイクル方式へと移行しています。

千住地域、新田地域、小台・宮城地区において2024(令和6)年度から2年間、分別回収モデル事業を実施しました。2024(令和6)年度は1,149.54tのプラスチックを回収しています。

回収したプラスチックのうち1,038.43tは、化学原料などに再利用する「ケミカルリサイクル」により、1,526.49tのCO₂削減を実現しました。(CO₂削減量はリサイクル量1t当たり1.47tで算出)



プラスチック処理の流れ

施策群2-1 ごみの減量

目標（目指す姿）：リデュース・リユースが日常化されるなど、ライフスタイルの転換により廃棄物の発生が根本から抑制され、ごみの減量が図られている

● 成果指標と活動指標

分類	指標名	現状値 (2024年度)	目標値 (2033年度)
成果指標	区内の年間ごみ量（低減） （区収集＋事業系持込ごみ）	187,215 t	一般廃棄物処理基本計画の 策定で目標値を決定予定 整合を取って掲載予定
	区民一人1日あたりの家庭 ごみ排出量（低減）	482.3 g	
活動指標	*生ごみ処理機・*コンポスト 化容器購入費補助件数	-	
	区内事業者向け廃棄物管理 責任者講習会受講率	83.3 %	

<指標の定義>

- ・ 区内の年間ごみ量（区収集＋事業系持込ごみ）：区が家庭等から収集したごみと、事業者が処理施設へ直接持ち込んだごみの合計重量
- ・ 区民一人1日あたりの家庭ごみ排出量：区民1日1人あたりの家庭ごみ（燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ）排出量
- ・ 生ごみ処理機・コンポスト化容器*購入費補助件数：区内の家庭で対象機器を購入し、区から補助金の交付決定を受けた年度ごとの合計件数
※ 燃やすごみのおよそ25%が調理くず・残飯であるため生ごみ処理機等の活用がごみの減量に有効
- ・ 区内事業者向け廃棄物管理責任者講習会受講率：事業用大規模建築物（延べ床面積1,000㎡以上）の廃棄物管理責任者に対して区が実施する講習会について、廃棄物管理責任者全体に占める受講済の責任者の割合

■ 施策推進の方向性

収集運搬、焼却処分の際のCO₂排出や埋立処分場が逼迫している状況等、ごみの排出削減はすべての区民、事業者にとって喫緊の課題であり、循環型社会の実現に向け重要な取り組みとなります。

まずは使い捨ての商品を選択しないことや必要以上に物を購入しないなど不要な資源の消費を抑える「リデュース」、修理や手入れをして再利用する「リユース」を意識した消費行動への転換を図るべく周知、啓発を強化します。またイベントでのリユース食器の使用や、公共施設でのマイボトル用給水スポットの設置等、区民を巻き込んだ取り組みとなるような誘導策を展開していきます。

施策と具体的な取組み

(1) 日常的なごみ減量行動の促進

ごみの排出削減を喫緊の課題と捉え、日々の生活で「使い切り」や「生ごみの水切り」を徹底する行動を促します。*生ごみ処理機の活用支援や、排出ルールの周知を通じて、すべての区民が無理なく取り組めるごみ減量を推進し、循環型社会を構築します。

【具体的な取組み】

ア ごみの量や重さを減らす取組みの推進

- ① ごみを出す前につぶしたり、水分を除くなど、容積や重量を減らしてから排出する取組みの推進
- ② 生ごみ処理機・*コンポスト化容器の活用による生ごみ減量促進と導入支援

イ ごみ処理経費の発信等、施策の「見える化」による区民意識の醸成

ウ *Rのお店や民間事業者との連携による3R推進等の拡大

- ① 区民が手軽に取り組むことができるリユース促進策の検討
- ② 廃食油の航空燃料への活用に対する区民の理解促進につながる啓発策の展開

エ プラスチックごみの発生抑制

- ① 使い捨てプラスチックの使用削減等プラスチックごみ削減に向けた出前講座等による啓発活動
- ② 区の物品調達における使い捨てプラスチックの使用の削減等、職員による率先行動
- ③ 不要、過剰な包装を控える、従業員にマイボトルの利用を推奨する等、事業者に対するプラスチックごみ削減の啓発と協力依頼

(2) リデュース・リユースにつながる消費行動を促すしくみづくり

イベントでのリユース食器の使用や公共施設への給水スポット設置など、区民が自然に資源を大切にす消費行動をとれるしくみを広めていきます。

【具体的な取組み】

ア 食品や資源になる紙類等の資源ロス削減

イ *食品ロスを削減する行動の習慣化を推進

- ① 買い物に行く前に冷蔵庫をチェックし、必要なものを買う
- ② 量り売りやバラ売りなどを活用し、食べきれ的分だけ買う
- ③ 必要な分だけ調理し、食品ロス削減レシピ活用等により食材を使い切る
- ④ 冷蔵庫の整理や在庫の把握による賞味期限切れ防止

ウ 食品ロス削減につながる*フードドライブや*フードシェアリングの活用促進

- ① フードシェアリングサービスを実施する店舗の拡大

エ 事業系食品ロスの実態把握と事業者向け啓発

オ イベント等におけるリユース食器の利用促進

- カ 一定期間が経過し防災備蓄の役割を終えた食品・物品の積極的な有効活用
 - ① 希望する町会・自治会への配付や、防災訓練・イベント時の啓発品としての活用、*フードバンク等と連携した、食品・物品を必要とする団体への提供等による有効活用
- キ 事業者等との連携により、家庭の不用品がごみにならず再利用できるしくみの構築と区民の利用促進
- ク 簡易な容器包装への転換の促進
- ケ マイボトル利用の促進と定着化
 - ① 区施設やイベント会場へのマイボトル専用の給水スポット設置とPR

(3) 排出ルールの周知徹底とごみの適正処理の推進

ごみの排出削減と適正な処理に向け、分別の徹底を呼びかけます。多言語対応やデジタル媒体の活用など、ターゲットに合わせたきめ細やかな説明を行い、すべての区民が正しいルールを「自分ごと」として実践できる環境づくりを強化します。

【具体的な取組み】

- ア *ふれあい指導による排出指導の拡大
- イ 資源持去り対策の強化
- ウ 区民、区内事業者へのごみの出し方や分別のわかりやすい周知
- エ 折り畳み式ごみ収集ボックス（とりコン）や防鳥ネットの利用促進による集積所美化策の推進
- オ *し尿の適正処理の推進
- カ 事業系有料ごみ処理券の貼付指導と貼付向上に向けた取組み
- キ 廃棄物管理責任者講習会の実施
- ク プラスチックの正しい分別方法の周知啓発
- ケ 高齢者や障がい者を考慮したごみ収集（戸別訪問収集）の実施
- コ 遺品整理や生前整理に係るごみの出し方相談や事業者紹介の実施
- サ ごみ出しアプリを活用した情報発信

【区取組み】資源分別の周知啓発

資源になる紙類の分別促進と啓発をするためにも区のイベント等で、「紙資源分別バッグ」や「資源になる紙類大辞典」を活用し、分別することによる経済効果や正しい排出方法を周知しています。



紙資源分別バッグ



資源になる紙類大辞典

施策群2-2 持続可能な資源利用への転換

目標（目指す姿）：資源循環への意識が高まり、分別の協力度が向上している。さらに事業者との連携で廃棄物の資源化（リサイクル）が進んでいる。

● 成果指標と活動指標

分類	指標名	現状値 (2024年度)	目標値 (2033年度)
成果指標	資源化率	19.8 %	一般廃棄物処理基本計画の策定で目標値を決定予定 整合を取って掲載予定
活動指標	資源化量	29,426 t	
	区民一人1日当たりの資源回収量（低減）	115.5 g	

<指標の定義>

- ・ **資源化率（資源化量÷廃棄物総量※）**：ごみや不要物のうち、資源として活かした量の割合
※ 家庭ごみ排出量、資源行政回収量、※集団回収量の合計（事業系持込ごみは含まない）
- ・ **資源化量（資源回収量+燃やさないごみ資源化量+粗大ごみ資源化量）**：区民が資源として出した物の量及び燃やさないごみ、粗大ごみとして出した物を区が資源化した量の合計（区民と区の取組みによる資源化量の合計）
- ・ **区民一人1日当たりの資源回収量※**：区民が資源として出した物の量を人口と日数で割った値（区民の取組みによる回収量）
※ 資源行政回収量と集団回収量の合計

■ 施策推進の方向性

足立区ではプラスチックの分別回収による再資源化を令和8年度より区内全域で実施しています。

取組み内容の周知や指導の強化による分別の徹底と、資源化品目の拡大検討などにより、循環型社会への転換を目指しています。

また、リサイクルの「見える化」等情報発信の工夫や、ターゲットに合ったきめ細やかな説明により、すべての区民、事業者に「自分ごと」として分別、資源化に取り組んでもらうことで、資源循環をさらに拡大させていきます。

施策と具体的な取組み

(1) 分別への理解促進と資源化の拡大

プラスチックの分別方法に関するわかりやすい情報発信やホームページでのQ A掲載による課題と対策の共有など、区民の分別への不安を取り除くことで、協力度の向上につなげていきます。

また、オンライン化が進み、紙媒体の使用減少に伴う古紙回収量の減少等、資源回収の状況にも変化が表れています。資源そのものが減少している中でも資源化率を向上させていくため、資源*集団回収の実施団体募集や資源化による効果の発信などにより、自ら分別、資源化拡大へと取り組む区民を増やしていく必要があります。

【具体的な取組み】

- ア 集団回収（区民による自発的な資源回収）の推進
- イ *資源買取市の利用促進
- ウ 更なる資源化品目拡大に向けた研究
- エ プラスチック分別回収の協力度の向上
 - ① プラスチック分別回収後に生まれ変わる製品の紹介等「リサイクルの見える化」によるPR
 - ② 多様性に対応した周知啓発による理解促進
 - ③ 分別に関する課題や対応策等情報の発信による区民との共有

柱3 自然環境・生物多様性の保全

包含する計画 足立区*生物多様性地域戦略

目標

「ひと」と自然が相互に関わっていることを
認識し、多様な生物と共生できるまちをつくる

現状と課題

(1) 保存樹木・樹林

区では、個人宅や寺社等で良好な緑を形成している樹木を「保存樹木・樹林」として指定し、一定の要件を満たした樹木・樹林に対して維持管理費用等の一部を助成しています。2026（令和8）年3月31日現在、保存樹木として478本、保存樹林として55,291m²を指定しています。開発などにより、昔から残る屋敷林などの緑が減少している状況がある中、区民の理解と協力を得ながら、今ある緑の保全に取り組むとともに、新たな緑地の創出を強化していく必要があります。

保存樹木

樹木の高さ10m以上、地上1.2mにおける幹周りが1.5m以上



安養院の保存樹木
(クロマツ)



関原の森の保存樹木
(スダジイ)

保存樹林

樹木の一集団が占める土地の面積が300m²以上



入谷氷川神社の
保存樹林

(2) 河川に生息する魚類

区内を流れる4河川（荒川、綾瀬川、圀川、毛長川）6地点において、生息する魚類を継続的に調査しており、2025（令和7）年度には、合計7目12科29種の魚類の生息が確認されました。重要種および*外来種の調査結果については、下表のとおりです。

表 2025（令和7）年度調査における重要種および外来種

区分	種数	魚種
重要種 (環境省レッドリスト等における該当種)	6魚種	ニホンウナギ、ギンブナ、マルタ、ニゴイ、アシシロハゼ、ヌマチチブ
国外外来種 (人の移動や物流等による国外由来の外来種)	7魚種	コイ、タイリクバラタナゴ、コウライギギ、カダヤシ、ブルーギル、オオクチバス、コクチバス
国内外来種 (国内の他の地域から人間の活動によって持ち込まれた国内由来の外来種)	4魚種	ゲンゴロウブナ、ツキフキ、スゴモコロ、ナマズ

調査では飼育由来や釣りの対象種など人為的に放流されたと考えられる外来種が多く確認されています。このような外来種を減らすためには、啓発活動を行い、区民の河川環境への関心を高めることが不可欠です。そのためには、河川の現状について積極的に公開することや、調査に合わせて環境教育を実施することなどが有効です。

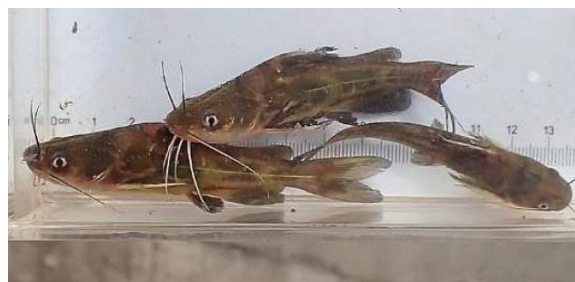
特に毛長川では*^{しゅんせつ}浚渫が魚類の生息環境に影響している可能性もあり、今後の河川工事では環境への更なる配慮が必要と考えられます。

特定外来生物

「特定外来生物」とは、国外外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものとして指定された生物です。

令和4年度調査において綾瀬川で初めて確認された特定外来生物のコウライギギが令和7年度の調査でも確認されました。

綾瀬川ではニゴイやヌマチチブ、テナガエビなどの重要種が確認されており、コウライギギが生態系に与える影響は小さくありません。今後も注目していく必要があります。



コウライギギ（令和7年度採集）

釣りの対象種

■国外外来種



ブルーギル（特定外来生物）

■国内外来種



ゲンゴロウブナ（ハラブナ）

(3) 区でみられる野鳥

区内の40地点において、1992（平成4）年度から野鳥の生息状況（種名、個体数、場所、営巣及び給餌等の行動）を継続的に調査しており、2023（令和5）年度には77種を確認しました。種数はほぼ横ばい傾向で推移していますが、個体数は減少傾向にあり、近年では2007（平成19）年度の確認個体数のピーク時より、約4割も減少してきています。そのため、野鳥の生息環境を保全するとともに、野鳥に関心を持ってもらうこと、「餌付けしない」「鳥との距離を保つ」「繁殖期には巣に近づかない」といった観察時のルールを心がけてもらうこと等について、区民に対する啓発活動が必要です。



区でみられる野鳥（左：ハヤブサ 右：カワセミ）

足立区*野鳥モニターによる撮影

(4) 特定外来生物対策

2020（令和2）年9月、区内において、サクラやウメなどを食べて枯らしてしまう特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」が、東京23区で初めて発見されました。2024（令和6）年度においても古千谷本町・花畑・大谷田・東綾瀬で被害が確認されており、今後も注意が必要です。



クビアカツヤカミキリ
出典：東京都環境局

■ 包含する計画等

柱3は、足立区*生物多様性地域戦略を兼ねるものです。

ア 目標

「ひと」と自然が相互に関わっていることを認識し、
多様な生物と共生できるまちをつくる

私たちのくらしは多様な生き物と生態系に支えられています。ところが、開発や気候変動により自然環境は損なわれつつあります。安心してくらし続けるためには、身近な自然を守り育て、次世代へ引き継ぐことが必要です。

区では、人の活動が生態系に与える影響をわかりやすく伝え、調査や緑化活動を通じて理解を深め、生物多様性を大切にする行動を広げます。

また、緑地を守り育て、温暖化防止や防災、地域の魅力向上につなげます。

施策群3-1 自然や生物多様性に対する理解の促進

足立区生物多様性
地域戦略

目標（目指す姿）：自然や生物とのふれあいの場を通じて日常から自然環境を意識し、*生物多様性への理解が深まっている。

● 成果指標と活動指標

分類	指標名	現状値 (2024年度)	目標値 (2033年度)
成果指標	自然環境を大切にすることを心がけている区民の割合	26.2 %	世論調査設問内容を調整中
活動指標	自然や生き物とふれあう事業の参加者数	198,200 人	198,650 人

<指標の定義>

- ・ 自然環境を大切にすることを心がけている区民の割合：足立区政に関する世論調査で、自然環境を大切にすることを心がけていると回答した区民の割合
- ・ 自然や生き物とふれあう事業の参加者数：区が実施する自然や生物とふれあうことができる事業の参加者数

■ 施策推進の方向性

河川や公園等、区内には豊かな自然を体感できる場が数多くあります。また、生物園や都市農業公園のような、自然や生き物について実体験を通して学べる施設も充実しています。

区内の身近な自然や生物を知り、ふれあう機会を創出するとともに、専門家による講座やイベント、デジタル教材等による啓発の機会の充実を図ります。

我々のくらしが自然の恵みによって支えられていることへの理解を深め、自然や生物との共生を意識した行動を促します。

施策と具体的な取組み

(1) 自然や生物への関心を高める取組みの推進

身近な自然をきっかけに専門家の知見やデジタル教材に触れる機会を作り、我々のくらしを支える自然の恵みへの理解を深めます。生き物との共生を「自分ごと」として強く意識し、自発的な行動へ繋げるための啓発を展開します。

【具体的な取組み】

- ア あだちの野鳥やあだちの川の魚たちなどの区内でみられる自然や生き物について紹介する冊子や、SNSを活用した啓発
- イ 身近な場所での緑化・花植え活動の推進
 - ① 保育園等における*緑のカーテンの設置、育成支援
 - ② 「花のあるまちかど-*ビューティフル・ウィンドウズ運動-」による花を育てる活動の推進
- ウ 公園おでかけマップの活用やSNSなどによる公園の魅力の発信
- エ *緑の協力員の再構築により、任期終了後の活動を支援
- オ ホームページ等を活用したあだち生きもの図鑑への投稿と生育・生息情報の公開
 - ① 区民や事業者から日常生活や事業所周辺で見つけた生き物の投稿の募集とあだち生きもの図鑑の公開
- カ 小・中学生向けの情報発信
 - ① 小学校高学年を対象にした環境学習ワークブックとこれに連動したデジタル教材及び小学校低学年を対象にしたうんこSDGsドリルを活用
- キ 日常生活と結びつけた普及啓発
 - ① 食べ物、衣服、医薬品等と多様な生物とのつながり
 - ② 大気や水、土壌の良好な環境を生み出す生物の役割など

(2) 自然・生物とのふれあいなどの実体験や学びの機会の創出

生物園や都市農業公園等は生き物の命の尊さを感じることができる体験や、自然との共生を感じられる場として多くの催しを実施しています。子どもたちが身近な自然に直接接触れ、実体験により学ぶ機会を充実させることで、理解を深め行動変容へとつながる足がかりとします。

【具体的な取組み】

- ア 都市農業公園などにおける講座や自然観察、体験学習の実施
- イ 生物園などにおける自然や生物とふれあうイベントの開催
- ウ 荒川河川敷などの身近な自然を活用した自然体験、観察会の実施
- エ 友好都市等と連携した自然体験事業の実施
- オ 区内外の自然や生物とふれあうことができる場の情報提供

【区の実践】 自然体験教室

友好都市（新潟県魚沼市、長野県山ノ内町、栃木県鹿沼市）と連携し、自然観察、農業や森林での体験など区内では難しい環境活動の機会を創出し、参加者の環境への意識を高めるとともに、友好都市との交流を深める活動も実施しています。



長野県山ノ内町での自然発見トレッキング



栃木県鹿沼市での杉板焼体験

（3）身近な生物に関する調査と*生物多様性の理解につながる情報の発信

区では、区内の魚類や鳥類の生息状況を定期的に調査し、その結果を広く発信しています。専門的な調査に基づき、*外来種対策や生物多様性の重要性を伝えることで、生態系の保全を「自分ごと」として捉え、共生を意識した行動を促します。

【具体的な取組み】

- ア 魚類調査の実施と結果の公表
- イ *野鳥モニターによる野鳥調査の実施と結果の公表
- ウ 専門家と連携した区民参加型生き物調査や子どもを対象とした体験学習を兼ねた生き物調査の実施
- エ 公園の維持管理における生物多様性への配慮と生息する生物のわかりやすい見せ方の工夫
- オ 危険な外来生物の情報発信
 - ① クビアカツヤカミキリ等、区民の健康や財産に被害を与える危険のある外来生物に関する生態や被害予防のための情報の提供
- カ 特定外来生物等の防除の普及啓発

【区の実践】 アプリを活用した区内の生き物調査

生き物の名前をAIで判定するアプリ「Biome（バイオーム）」を使用し、参加者自身が区内で見つけた生き物を撮影・投稿します。投稿されたデータをもとに、区オリジナルの生きもの図鑑を作成します。

区内の身近な自然や生き物にふれあう機会を提供し、*生物多様性や自然環境の大切さを学ぶためのツールとしています。



生きもの図鑑
2024 春夏編

生物園に関するコラムを掲載予定

担当と調整中

施策群3-2 自然環境の保全と創出

目標（目指す姿）：自然や生物とのふれあいの場を通じて日常から自然環境を意識し、*生物多様性への理解が深まっている。

● 成果指標と活動指標

分類	指標名	現状値 (2024年度)	目標値
成果指標	自然環境を大切にすることを心がけている区民の割合	62.6 %	68.4 % (2032年度 ^{※1})
活動指標	緑豊かな景観形成に取り組む区民・団体	1,213	1,467 (2029年度 ^{※2})

※1 「足立区基本計画」における指標のため目標年度を2032年度としている

※2 「第三次足立区緑の基本計画」における指標のため目標年度を2029年度としている

<指標の定義>

- ・ まちなかの花や緑が多いと感じる区民の割合：足立区政に関する世論調査で、まちなかの花や緑が増えていると感じる区民の割合
- ・ 緑豊かな景観形成に取り組む区民・団体：公園等の管理、花壇や緑地・大木の管理、緑によるまちの美化、農業支援などに取り組む区民や団体の数

■ 施策推進の方向性

身近な自然を守り、緑を育む活動は、生物多様性の維持やCO₂の吸収など環境面での効果と併せ、景観形成や取組みを通じた地域の活性化にもつながる役割を果たしています。

我々には区内の豊かな自然や緑を守り、次世代へ継承していく責任があります。一人でも多くの区民が自発的に緑化活動に参加するしくみを構築するとともに、公園や建築物の緑化等の計画的な整備を進めます。

施策と具体的な取組み

(1) 緑地、樹木等自然環境の保全と緑化活動の推進

豊かな緑を次世代へ引き継ぐ責任を持ち、公園や建物の計画的な緑化を進めます。区民が自発的に緑化活動へ参加できるしくみの構築や助成制度を通じて、自然を守り育てる取組みを推進します。

【具体的な取組み】

- ア 緑を守り育む協創事業の展開
- イ 保存樹・保存樹林、特別緑地保全地区の指定
- ウ 地区計画等による公園計画地の整備推進
- エ 区民参加型の公園づくりと多様な協創事業の展開
- オ 自主的活動団体登録制度の創設

【区の実践】 緑豊かな景観形成に取り組む区民・団体による活動

区では、「*緑の協力員」をはじめとする区民や地域団体が、公園や街路での花壇づくり、樹木の手入れ、清掃活動などを通じて、緑豊かな景観形成に取り組んでいます。

学校や商店会、NPOなども参加し、季節の花を植える活動やイベントでの緑化啓発を行うことで、身近な場所からまち全体の景観向上と環境意識の向上につなげています。



緑に関するボランティア「緑の協力員」

(2) CO₂の吸収と固定を支える環境づくりの推進

樹木にはCO₂の吸収に加え、伐採後に建材として活用することなどで、CO₂を閉じ込める効果も得られます。CO₂の吸収源となる区内の豊かな自然や緑を次世代へ継承するとともに、地域間連携による森林保全や木質化の推進で温暖化対策に貢献します。

【具体的な取組み】

- ア 建築行為に伴う緑化の推進と優良緑化の表彰
- イ 緑化工事助成による民有地の緑の創出
- ウ 新築する区施設での木材利用の推進
- エ 区民・事業者への木材利用の呼びかけ
 - ① 建築時の木質化支援の検討と、木材の活用方法のPR
- オ CO₂吸収源である緑地・樹林等の適正な管理
- カ 魚沼市等の友好都市の森林保全とカーボン・オフセットの活用・普及啓発

【区取組み】都市緑化による二酸化炭素吸収量を増やす取組み

2023（令和5）年度に実施した足立区緑の実態調査（第7次）では、足立区全体における緑被地の割合（緑被率）は、17.2%でした。

緑被地を構成する項目の割合では、樹木被覆地率が9.7%と最も多くを占めており、草地率が6.6%、農地率が0.8%となっています。

項目		面積(ha)	割合(%)
緑被地	樹木被覆地	516.76	9.7
	草地	352.34	6.6
	農地	40.57	0.8
	屋上緑化	7.82	0.1
		917.48	17.2
裸地	公園空地*	98.68	1.9
		199.49	3.7
水面		276.95	5.2
構造物被覆地		3,931.08	73.8
緑被地+水面+公園空地 (みどり率)		1,293.11	24.3
区全域		5,325.00	100.0

*公園空地：公園敷地から緑被地、水面を除いた領域。
 *みどり率：緑被地、公園空地および水面の面積が足立区全体面積に占める割合。
 ※集計結果は四捨五入しているため、合計値が各値を足し合わせた結果と合わない場合がある。

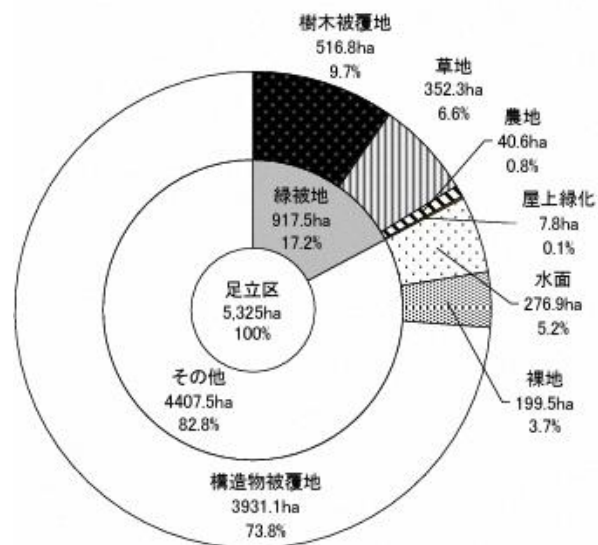


図 緑被等の構成

出典 足立区緑の実態調査

また、都市緑化の推進によるCO₂吸収量は、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編（環境省、令和7年6月）に基づいて算定すると、2024（令和6）年は、3,615 tでした。

ページ調整のため余白

柱4 良好な生活環境づくりの推進

目標

公害等を防止し、より健康で快適な生活環境の維持、向上を図る

現状と課題

(1) 大気、河川等の水質

大気汚染の主な原因のひとつとなっている自動車排出ガスの影響を把握するため、区では年に2回、環状7号線、首都高速中央環状線のほか区内の主要道路で調査しています。2024（令和6年）度は、7地点（2回目は測定不可能であったため6地点）で調査し、浮遊粒子状物質（SPM）、一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO₂）、窒素酸化物（NO_x）、すべての項目において環境基準値の超過はありませんでした。

また、区では中川、綾瀬川、荒川、隅田川、毛長川、伝右川、新芝川、圀川の8河川および見沼代用水において定期的に水質調査を行い、河川の状況を監視しています。流域全体における下水道整備や、排水規制の強化、河川浄化施設の設置、浄化水の導入などの様々な対策を行いました。中川、綾瀬川、荒川、隅田川は、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として環境基準が定められており、2024（令和6）年度平均値では、川の汚れを示す代表的な指標である* BODの環境基準はすべての地点で満たされています。

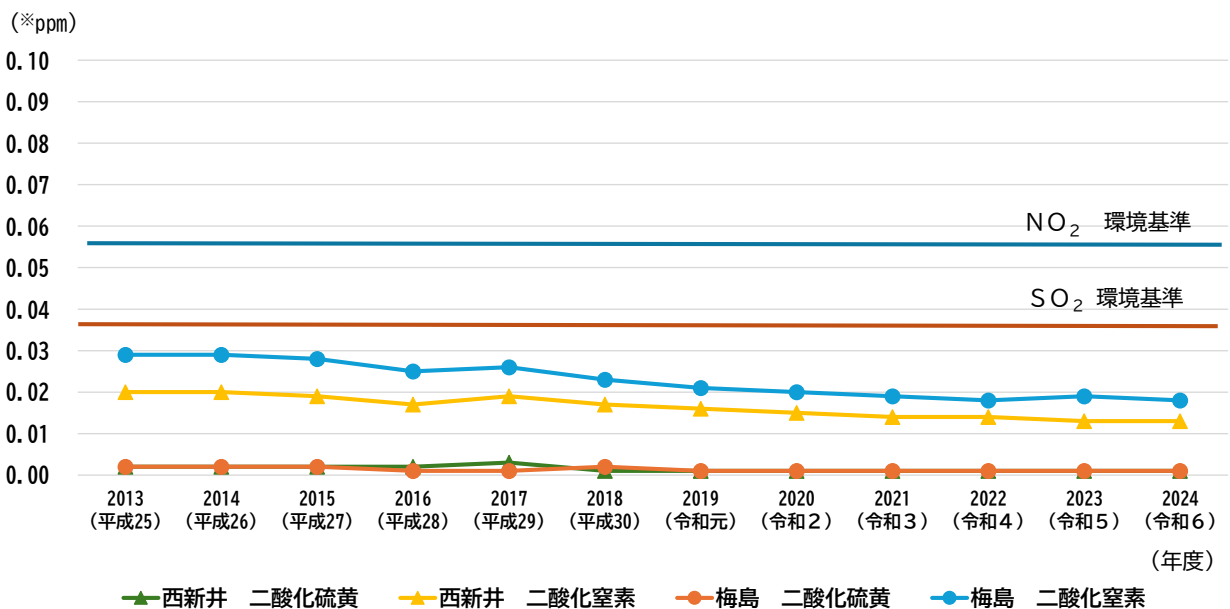


図 大気汚染測定局の測定結果 (二酸化硫黄・二酸化窒素)

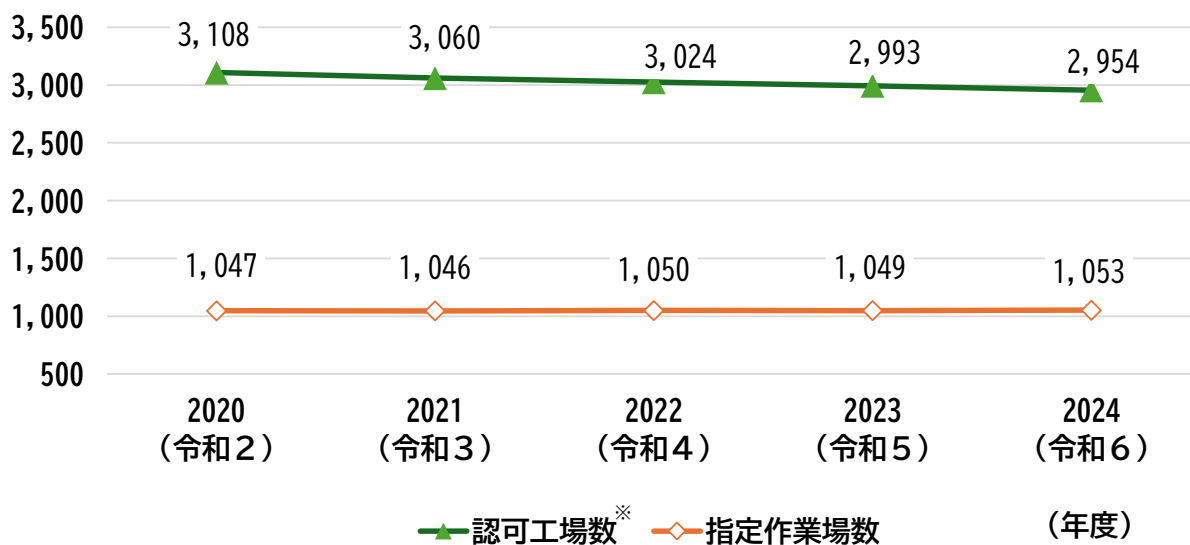
出典 数字で見る足立

(2) 工場、指定作業場による公害発生の未然防止

「*都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(環境確保条例)に基づく工場もしくは指定作業場*に該当する施設等を設置する場合や、変更する場合には、事前に届出書の提出等手続きが必要となります。

区では、工場、指定作業場の設置等の届出時に公害に関する確認、指導を行うほか、立ち入り調査を実施するなどして公害を未然に防止するための取組みを強化しています。

※ 東京都の環境確保条例で定められた工場ではないが、公害発生のおそれがある事業場



※ 東京都の環境確保条例で定められた工場の数

図 許可工場数および指定作業場数の推移

出典 *足立の環境

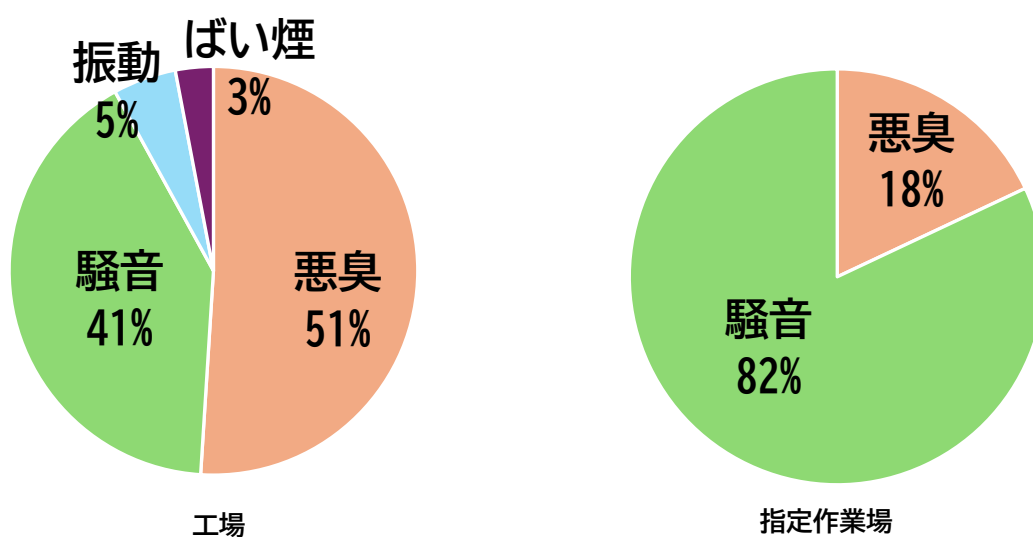


図 現象別公害相談件数の割合 (令和6年度)

出典 *足立の環境

施策群4-1 生活環境の保全と公害対策の推進

目標（目指す姿）：法令に基づく適切な指導及び対策と、苦情への対応により生活環境が向上している。

● 成果指標と活動指標

分類	指標名	現状値 (2024年度)	目標値
成果指標	工場・指定作業場の苦情相談件数（低減）	-	60件（2032年度※）
活動指標	立入調査の実施件数	-	300件（2033年度）

※ 「足立区基本計画」における指標のため目標年度を2032年度としている

<指標の定義>

- ・ 工場・指定作業場の苦情相談件数（低減）：区内の工場や指定作業場から発生する騒音や振動、悪臭等の苦情を区が受理した件数
- ・ 立入調査の実施件数：公害規制等に関する指導を目的に、区の職員が事業所などへ直接訪問し調査した延べ件数

■ 施策推進の方向性

区民が安全で快適に暮らすことができる生活環境を守るため、法令に基づき大気汚染・騒音・振動・悪臭などの問題を未然防止・改善するための取組みを進めています。また、大気、河川水質、自動車騒音、道路振動などを定期的に調査し、区民へ公表しています。今後は、区民からの苦情・要望に迅速に対応できる体制を維持・強化していきます。

施策と具体的な取組み

(1) 工場等への適切な指導と公害苦情・相談への対応

安全で快適な生活環境を守るため、法令に基づき工場等の設置・変更の届出時や巡回での指導を行い、公害の未然防止に努めます。騒音や悪臭などの苦情・相談には迅速に対応できる体制を維持・強化し、良好な住環境を確保します。

【具体的な取組み】

- ア 工場・指定作業場などの認可等における公害防止推進
- イ 大気汚染の防止と*アスベストの飛散や自動車排気ガス、*光化学スモッグ、*ダイオキシン類への対策の推進
- ウ 水質汚濁の防止と河川水質浄化策の推進
- エ 土壌・地下水汚染対策の推進
- オ 騒音・振動・悪臭の防止と自動車騒音対策の推進
- カ 地盤沈下の防止
- キ 有害化学物質の適正管理制度による排出量抑制の推進
- ク *環境アセスメントの推進
- ケ 公害苦情の相談受付体制の充実
- コ 公害防止支援の推進

(2) 大気、水質、騒音等の定期的な調査と情報発信

安全で快適な生活環境を守るため、大気、河川の水質、自動車騒音や振動などを定期的に調査します。得られたデータは区民へ公表し、現状を正しく伝えることで、生活環境の維持と環境意識の向上に役立てていきます。

【具体的な取組み】

- ア 大気汚染の調査
- イ 河川水質の調査
- ウ 自動車騒音・道路振動の調査
- エ 空間放射線量の調査
- オ 各調査結果の情報提供

施策群4-2 快適で美しいまちづくり

目標（目指す姿）：積極的に地域の美化活動や不法投棄・落書き対策に関わる「ひと」が増えることで、きれいなまちづくりへとつながっている

● 成果指標と活動指標

分類	指標名	現状値 (2024年度)	目標値 (2033年度)
成果指標	ごみがなく地域がきれいになったと感じる区民の割合	61.8 %	65.0 %
活動指標	ごみゼロ地域清掃活動の参加者数	61,607人	80,000人
	不法投棄・落書き防止啓発活動数	-	100回

<指標の定義>

- ・ **ごみがなく地域がきれいになったと感じる区民の割合**：足立区政に関する世論調査で、ごみがなく地域がきれいになったと感じると回答した区民の割合
- ・ **ごみゼロ地域清掃活動の参加者数**：当該年度のごみゼロ地域清掃活動に参加した延べ人数
- ・ **不法投棄・落書き防止啓発活動数**：不法投棄や落書きを未然に防ぐため、区が実施したパトロールやパネル展実施、SNS等による発信数

■ 施策推進の方向性

区では、区民が快適に暮らせるよう、景観に配慮した美しいまちづくりを推進しています。地域の美化や不法投棄、落書き対策等に関する日常の啓発活動と併せ、清掃活動や不法投棄の通報に主体的に参加できる体制を構築することで、早期の対応や抑止効果を高めています。これらの取組みを更に強化し、区民がきれいになったと実感できる街並みを実現します。

施策と具体的な取組み

(1) 美しいまちの創出と維持

落書きや不法投棄の未然防止と早期対応を強化します。区民が主体的に参加できる体制を構築し、誰もが「きれいになった」と実感できる美しい街並みを維持していきます。

【具体的な取組み】

- ア 不法投棄総合窓口と関係所管の連携による迅速な対応と不法投棄の再発防止
- イ 花いっぱいコンクールや清掃美化活動実施団体、ながら見守り活動などの地域の美化活動を推進する*ビューティフル・パートナーの拡大
- ウ 歩行喫煙防止策の推進や喫煙所の整備・改良
- エ 放置自転車の防止
- オ 規制誘導を通じた景観形成の推進
- カ 景観資源を活かした景観形成の推進
- キ 迅速な現場確認などによる*ごみ屋敷等対策の推進
 - ① 医療・保健・介護・福祉等関連所管との連携
 - ② 日常的な見守りなど再発防止策の実施
 - ③ 空き家・空き地の所有者に対する管理適正化の啓発
- ク 不法投棄予防策の推進
 - ① 土地、建物所有者の適切な管理による不法投棄の予防

【区の実践】 都市緑化による二酸化炭素吸収量を増やす取組み

区では、*ビューティフル・ウィンドウズ運動の一環として、春と秋の年2回、「ごみゼロ地域清掃活動」を展開しています。各地域の方々や団体、事業所、学校、保育園、幼稚園など、多くの人たちが協力して清掃活動を行うことにより、地域の環境美化と美化意識の啓発に取り組んでいます。



清掃活動の様子

【区の実施】 不法投棄・落書き防止啓発活動

*ビューティフル・ウィンドウズ運動の推進により、2018(平成30)年度から民有地(事業用地を除く)の不法投棄対策支援や、不法投棄通報協力員との協働による、不法投棄物の早期発見・撤去等、不法投棄対策を強化しています。



不法投棄 (左：撤去前 右：撤去後)



落書き (左：消去前 右：消去後)



違反広告物 (左：撤去前 右：撤去後)

(2) 快適な生活を実現する計画的なまちづくり

景観に配慮した計画的なまちづくりを推進します。良好な景観維持につながる基準の整備や適切な指導を行うとともに、*ごみ屋敷対策などの地域課題にも取り組み、区民が快適に暮らせる住環境を実現します。

【具体的な取組み】

- ア *地区環境整備計画に基づく地域特性を活かした区民主体のまちづくりの推進と地区まちづくり組織の活動支援
- イ *建築紛争予防条例に基づき、建築計画に伴う日照障害等の意見要望に関して事業者等を指導
- ウ 環境整備基準及び集合住宅条例による民間事業者への指導
- エ 老朽危険家屋の所有者に対する適正な維持管理の支援
- オ *無接道家屋の建替え誘導
- カ ブロック塀等カット工事の支援

柱5 意識の向上と行動変容のしくみづくり

包含する計画 | 足立区環境教育等行動計画

目標

すべての「ひと」が環境について共に学び、
行動するしくみをつくる

現状と課題

(1) 子どもたちの環境学習

区では、小・中学生を対象とした環境学習メニューとして、環境問題やSDGsをテーマとした出前講座を実施しています。

2021（令和3）年4月からは、ICT教育に対応した新しい環境学習教材として、環境学習専用のウェブサイトもスタートしています。小学校4～6年生にはウェブサイトと連動するワークブック、小学校1～3年生には環境問題やSDGsを楽しく学べる啓発冊子を配付しています。

足立清掃事務所による環境学習

清掃事務所職員が小学校に出向き、ごみの処理の流れや分別方法を説明します。また、模擬ごみを使って分別体験、中身の見えるごみ収集車への積み込みの体験ができます。

- ① スライドによるごみの流れの学習 ② パネルによる分別方法の学習



- ③ 分別体験



- ④ 積み込み体験



あだち環境学習教材

ア うんこSDGsドリル～環境編



「*うんこドリル」と足立区がコラボして作成し、区内の小学1～3年生に配布しています。

楽しみながら学べるICT教育のはじまりとして活用でき、SDGsの環境に関連する問題を5問収録。

低学年の児童にも、「難しいことを面白く、わかりやすく伝える」冊子となっています。

イ あだち環境学習ワークブック



区内の小学4～6年生に配布。ICT教育に対応した環境学習教材です。

SDGsや海洋プラスチック問題など幅広い環境問題を取り扱っています。

ウ あだち環境学習サイト



環境学習専用のウェブサイトです。

サイトにはワークブックで取り上げたテーマに関するデジタル教材を収録しています。

デジタル教材は、アニメ（動画）や図版で構成されています。

(2) リーダーの育成

区では、区内在住・在勤・在学の15歳以上の方を対象に、大学教授などの講師を招いて、環境に関する様々なテーマについて学ぶ「あだち環境ゼミナール」を実施しています。また、出席数とレポート提出等の条件を満たした受講生を「あだち環境マイスター」に認定する環境マイスター制度を設けており、2025（令和7）年3月31日現在、計149名の受講生が「あだち環境マイスター」に認定されています。

あだち環境ゼミナール・環境マイスター制度により、地域における環境活動のリーダーを育て、取組みを波及させていきます。

環境マイスターの活動

あだち環境ゼミナールを受講し、「あだち環境マイスター」として認定された方の中には、環境基金を活用した気候変動対策や啓発活動を行っている方もいます。

また、「あだち環境マイスター」は、あだち区民まつり（A-Festa）における環境マイスターブース出展やあだち環境かるた大会など区のイベントにおける運営サポートも行っています。

2025（令和7）年10月11日（土曜日）、12日（日曜日）に行われたあだち区民まつり（A-Festa）において、環境マイスターブースを出展し、2日間で計464の方にご来場いただきました。



あだち区民まつり（A-Festa）における
環境マイスターブース出展



マイスターの会（出展に向けた打合せ）

■ 包含する計画等

柱5は、足立区環境教育等行動計画を兼ねるものです。

ア 目指すべき姿と目標

地球にやさしいひとのまち
～かけがえのない地球環境を守るため、
すべてのひとが自ら学び考え、実践するまち～

イ 求められる人間像

地球環境を意識して、未来のために自発的に行動するとともに
その輪をひろげていく「ひと」

環境教育が単なる啓発にとどまらず、地域に根ざした学びと行動を通じて、持続可能な社会の担い手を育て、地域全体で自ら考え、行動できる「ひと」が求められます。

ウ 取組みの基本的方向

すべての「ひと」が環境について共に学び、
行動するしくみをつくる

あらゆる世代に「気づき」や「学び」につながる場を提供し、途切れることなく環境への意識を持ち続けてもらいます。また、学びの先に行動へと移行するための支援を充実させることで、地球にやさしい「ひと」づくりを進めます。

施策群5-1 環境意識の啓発と行動する 人材の育成

足立区環境教育等
行動計画

目標（目指す姿）：環境問題を喫緊の問題として正しく理解し、「自分ごと」として捉え、自ら学び行動する「ひと」が増加するとともに、互いにつながり合い活躍の場が拡大している。

● 成果指標と活動指標

分類	指標名	現状値 (2024年度)	目標値 (2033年度)
成果指標	日頃から環境への影響を考えて具体的に行動している区民の割合	69.1 %	世論調査設問内容を調整中
活動指標	小・中学校環境学習出前講座受講者数	6,632人	7,350人
	環境に関する情報発信回数	872回	1,100回
	自主的な環境保全活動数	9,399回	11,140回

<指標の定義>

- ・ **日頃から環境への影響を考えて具体的に行動している区民の割合：**足立区政に関する世論調査で、日頃から環境への影響を考えて具体的に行動していると回答した区民の割合
 - ・ **小・中学校環境学習出前講座受講者数：**区内の小・中学校にて、地球温暖化や気候変動などの環境問題をテーマとした区の出前講座を受講した児童・生徒の数
 - ・ **環境に関する情報発信回数：**区がSNS、広報紙、チラシ、ポスター等で環境に関する情報を発信した数
 - ・ **自主的な環境保全活動数：**区が把握できる自主的な環境保全活動の合計（環境マイスターの活動数※、*野鳥モニターの活動、*フードシェアリングサービスの利用回数）
- ※ 環境かるた大会、あだち区民まつり（A-Festa）における環境マイスターブース運営の延べ参加者数

■ 施策推進の方向性

環境に関する情報の発信と多様な学習機会の創出を通じて、環境問題を「自分ごと」として捉え、自ら行動する人材を育成し、取組みを波及させていきます。

取組みによる効果を数値化等でわかりやすく「見える化」するなど、区民が関心を持てる啓発を行います。

また、環境への意識があまり高くない人々への「気づき」や「きっかけ」につながる場の創出や参加型事業、情報発信を展開する一方、環境への意識が高い人々に対しては、専門的な学びや、活躍の場を区が創出することで地域の環境活動のリーダーを育てます。

区の未来を担う若者の環境意識を高めるため、若者の行動変容につながるような情報発信のあり方を工夫するとともに、若者を取り組みに巻き込む方策について検討を進めていきます。

施策と具体的な取組み

(1) 区民の環境意識を高め「自分ごと」としての行動につながる啓発策の展開

講座やイベントを通じた実践的な学びと「+αの効果」で、あらゆる世代の意識を具体的な行動へと変えていきます。

【具体的な取組み】

ア 環境イベントやキャンペーンの展開

- ① 事業者やNPO等と連携した資源ロスに関する啓発イベントの実施
- ② イベント等におけるリユース食器の利用促進
- ③ イベント開催の環境配慮に関するルールを庁内共有
- ④ 有効利用できるノベルティの選択
- ⑤ プラスチックごみとなる包装や持ち帰り袋の過剰な配布の禁止

イ 環境+αの効果と併せた啓発

- ① 健康面、経済面などの効果と併せた発信
- ② デジタルインセンティブ導入の検討
→東京都事業との連携によるポイント付与の検討

ウ パンフレットやハンドブック等を活用した環境意識の醸成

- ① 家庭の省エネハンドブック（都）などを活用した家庭における行動変容の促進

エ 行動のきっかけづくりとなる誘導策

- ① *ナッジ理論の活用等で取組みを誘導

【解説】ナッジ理論

ナッジ（nudge：そっと後押しする）とは、人々の選択の自由を尊重しながら、自然と望ましい行動へ導くしくみのことです。強制や義務ではなく、「ちょっとした工夫」によって行動のきっかけをつくる点が特徴です。

【区取組み】環境啓発イベントの開催

区の大型イベントであるしょうぶまつり、区民まつり、舎人公園千本桜まつりに脱炭素に関連するブースを大規模に出展し、これまであまり環境分野への関心が高くなかった方に対しても、環境意識の啓発を図っています。



「A-Festa」出展ブース

【解説】「+αの効果」

- ア 家計にやさしい「ポイント・値引き」で“最初の一步”を軽くする
ポイントの付与や商品券、図書券などをもらえることが行動の「きっかけ」になることがあります。例えば、東京都の「東京ゼロエミポイント」では省エネ家電の購入・買替えでポイント（値引き）が付与されるしくみで、家計のメリットと脱炭素を同時に実感しやすいものとなっています。
- イ 健康×まち美化：ごみ拾いを「イベント化」して楽しく続ける
ごみ拾い大会のように「楽しんで参加する企画」も効果的です。+αとしてポイントの付与や健康増進、地域の人との交流などと組み合わせると「楽しく続ける」ことができます。
- ウ 体験×学び：行動の「その先」を見せて自分ごと化する
例えば、ごみを「集める・分ける」だけでは、行動の意味が見えにくく、長続きしません。そこで、回収したものが社会でどう活かされるかを*VRなどで体験し、意義を理解してもらうことで「自分ごと化」するしくみが重要です。

【コラム】他の自治体等が実施するイベントの事例

- ア 「すみだ環境フェア 2025 in すみだまつり・こどもまつり」
墨田区では、2025（令和7）年に「すみだ環境フェア 2025 in すみだまつり・こどもまつり」を開催し、「みんなで楽しくゼロカーボン 未来のためにできるエコ」をテーマに、楽しみながら環境について考えるきっかけとなるよう、パネル展示や体験型プログラムを実施しています。
- ① スポGOMI（スポーツごみ拾い）
墨田区では、毎年フェアの中でごみの種類ごとの重量でポイントを競い合うイベントを開催しています。
 - ② ごみの投入体験
スケルトン清掃車「わかるくん」の投入体験により収集・圧縮のしくみを「見える化」し、その場で理解できます。そのほか、ごみを燃料にして走るスーパーカー「デロリアン」の展示や、環境保全課で使用している燃料電池自動車「トヨタミライ」の展示を行っています。
- イ 「エコライフ・フェアMINATO」
港区では2025（令和7）年に「エコライフ・フェア MINATO2025」を開催し、環境保全の意識を高め、環境に配慮したライフスタイルの実践を広く普及させるイベントを実施しています。
- 参加団体は、プラスチックを使った啓発品（ノバルティ）や、ビニール袋等のプラスチック製包装を使わず、ノバルティに対する環境への配慮も行っています。

(2) 環境に配慮した行動の促進と協働ネットワークの強化

企業や団体と手を取り合い、地域全体で地球を守る活動を広げます。環境に配慮した取組みを支援するほか、多様な組織が連携するネットワークを強化することで、一人ひとりの活動が地域全体に波及するしくみを構築します。

【具体的な取組み】


- ア 身近な環境行動に取り組むしくみの強化
 - ① *資源買取市の利用促進（再掲）
 - ② 花いっぱいコンクールや清掃美化活動実施団体、ながら見守り活動などの地域の美化活動を推進する*ビューティフル・パートナーの拡大（再掲）
- イ 「やってみたい」環境活動を支援
 - ① 大学や企業による先進的な取組みの情報収集と区のかかわり方の検討
 - ② 区民の取組みを後押しする体制の強化（環境基金による活動支援、環境マイスター制度）
- ウ 事業者や研究機関と連携した取組みの推進
 - ① 事業者の省エネ行動の拡大
 - エネルギー使用量を把握し、削減を促すしくみの利用拡大
 - ② 再生可能エネルギーの利用促進
 - あだち・そらとつながるプロジェクトの活用
 - ③ *食品ロス削減につながる*フードドライブや*フードバンク、*フードシェアリングの活用を促進
 - *Rのお店や民間事業者との連携による3R推進等の拡大（再掲）
- エ 区内大学との連携による取組みの検討
- オ 区内企業、団体向けの再エネ電力・省エネ機器等導入に関する情報提供や誘導策を展開
- カ 環境に配慮した活動を発表する場や表彰制度の検討
 - ① 優良排出事業者への感謝状の贈呈
 - ② 子ども、地域、事業者などの取組み発表の機会の提供
- キ 環境に配慮した行動による効果の「見える化」
 - ① 効果的な補助制度と継続的な普及のしくみを検討（再掲）
- ク 多様な協創事業の展開（再掲）
- ケ 森林環境譲与税の活用
- コ 各主体をコーディネートする人材の育成
- サ *緑の協力員の再構築により、任期終了後の活動を支援（再掲）
- シ 環境活動に取り組む団体の交流の場の創出

【コラム】環境基金を活用した企業や大学による取組み


区では、環境保全・改善を目指す先導的な活動に対し、環境基金から助成金を交付することで、その活動を支援しています。

<主な助成対象活動>

■株式会社ダイモン

事業名	トッシーラー機に適合するバイオ素材の有効活用（開発）を用いたプラスチック減量と食ロスの効果
活動の概要	トッシーラー機（蓋の代わりにフィルムによる容器の密封）の開発及び無償レンタル事業の実施により、トッシーラーの普及によるプラスチック使用削減、食品廃棄物の削減を目指す。また、SNSでの発信により広く啓発を行う。
写真	

■東京電機大学

事業名	*VR技術による都市部での冠水状況体験システムの実証実験
活動の概要	道路冠水の際の避難の困難さをVR技術により疑似体験できるシステムを開発し、区民が利用・体験することで防災意識の向上を図る。
写真	

【区の実施】 大学との連携「夢をかなえよう。withあだちの6大学」

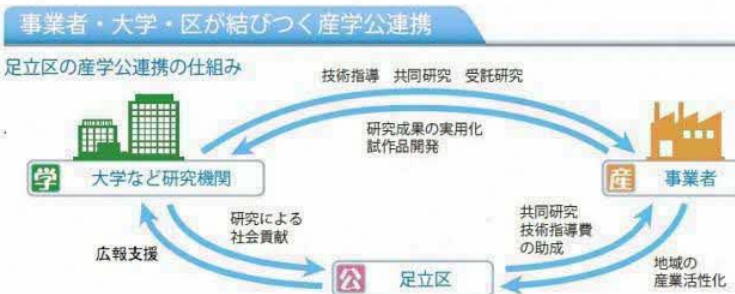
足立区では、区内六大学を中心に様々な大学との連携を行っています。各大学は専門分野がそれぞれ異なり、区ではその特色を生かした様々な連携の取組みを進めています。

夢をかなえよう。



ア 産学連携事業

産学公連携事業により、企業と大学との交流・連携を進め、区内企業の活性化を図っています。



イ あだちの大学リレーイベント企画

区内の大学が連携し、区民向けの企画をリレーして実施しています。



放送大学リレーイベント企画「理科好きあつまれ！科学のセカイ入門講座！自分だけのけんび鏡でミクロの世界をのぞいてみよう！」

ウ 大学生地域活動プラットフォーム

大学生が区内企業や地域団体等と交流し活動する中で、区に愛着を持つようになり、地域での活動がさらに広がることや、卒業後も足立区との関わりを持ち続けてもらえることを目的とし、企業見学やオンラインインタビューなどを実施しています。



(3) 環境に関する情報、環境配慮行動の発信

地球環境を守るための具体的な行動や、取り組みによる削減効果を「見える化」して発信します。SNSや動画、*A-メールなど多様な媒体を活用し、若者や外国人を含むあらゆる層へ、ターゲット別に届きやすい情報提供を強化していきます。

【具体的な取り組み】

ア 環境情報の収集、整理と使いやすい形での提供

① 環境への興味を持たせ、関心を高めるための情報の提供

- *生物多様性に関する小・中学生向けの情報発信
- 生物多様性に関する日常生活と結びつけた普及啓発
- 日常的に目にする場所での環境に関する掲示

② 具体的な行動を促す情報提供

- CO₂排出実質ゼロに向けた区民・事業者の行動変容を促す情報発信
- 省エネルギーにつながる高効率で環境に配慮した設備・機器の情報提供・普及促進（再掲）
- 区内外を流れる荒川などの河川と沿川を生き物が息づく自然地として維持・保全
- 建築物の省エネ性能表示制度の啓発
- ごみの出し方や分別方法のわかりやすい周知
- 処理経費の発信等ごみ施策の「見える化」の強化
- 区民、区内事業者への排出ルールの周知徹底

③ データや科学的知見などの情報提供

- 大気、水質、騒音等の調査結果の情報提供
- 魚類調査の実施と結果の公表（再掲）
- *野鳥モニターによる野鳥調査の実施と結果の公表（再掲）
- 特定外来生物等の防除の普及啓発（再掲）
- 区施設の*ZEB化による効果の見える化と啓発、環境学習への活用

イ 環境活動に取り組む団体等の情報提供

ウ 環境に関する情報を若者自身が発信、拡散するしくみの検討

エ 手続きの待ち時間等を活用した情報発信（外国人向け動画等）

オ 環境問題や現状を正しく理解してもらう工夫

- ① 専門家による講座の実施
- ② 動画を活用したわかりやすい啓発

カ SNSを活用したタイムリーな情報発信

- ① 季節や場面に応じた具体的な行動の発信
- ② ショート動画を活用した発信
- ③ 多様性社会に対応した情報発信（多言語）

【区の実施】 SNS等での情報発信

「アダチ若者会議」や「きかせて！みんなのいけん」で集約した若者、子どもの意見では、SNSや動画など、若者らしい情報への接し方・発信方法が重視されている傾向が強く見られていることから、教育やメディアを通じた情報発信が効果的であると考えられます。

区では、プラスチック分別回収や*ごみ屋敷対策事業等についての動画を作成し、SNS等の活用と併せ情報発信を行っています。



区で発信している動画

(4) すべての世代への環境に関する学びの機会の提供

地球環境を守る大切さを学ぶため、環境情報プラザ等での講座や体験学習を実施します。子どもから高齢者まで、あらゆる世代が実践的に学ぶ機会を充実させ、得られた知識を日々の具体的な行動へとつなげるしくみづくりを推進します。

【具体的な取り組み】

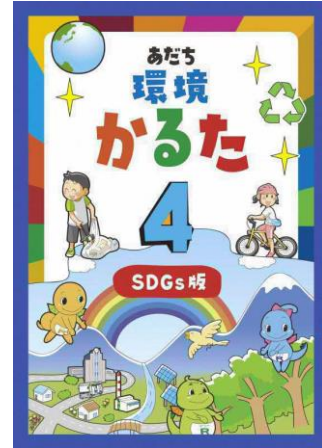
- ア 環境学習拠点の利用拡大に向けたプログラムの充実、施設のあり方の検討
- イ 保育園等で実施できる環境学習プログラムの提供
- ウ 保育園等における*緑のカーテンの設置
- エ 専門家と連携した区民参加型生き物調査や子どもを対象とした体験学習を兼ねた生き物調査の実施（再掲）
- オ 小・中学生が自ら取り組むプログラムの実施
 - ① 小学校高学年を対象にした環境学習ワークブックとこれに連動したデジタル教材及び小学校低学年を対象にしたうんこSDGsドリルを活用（再掲）
- カ 楽しみながら環境を学んでもらう工夫
 - ① ゲーム感覚、競技形式の環境イベント
 - ② アプリを使った生き物調査
 - ③ タブレットの活用（学校との連携）
- キ 小・中学生向けの出前講座の実施
- ク *PPAモデルによる学校への太陽光発電導入拡大と環境学習への活用（再掲）

【区の実施】 あだち環境かるた大会

区内在住・在学の小学生を対象に「あだち環境かるた大会」を開催しています。大会では、「あだち環境かるた4”SDGs版”」を使用し、児童に楽しみながら環境問題について考えるきっかけにしてもらうことを目的としています。



あだち環境かるた大会の様子



あだち環境かるた4”SDGs版”

【区の実施】 小・中学校環境学習出前講座

2019（令和元）年度から実施している事業で、小・中学校を対象として環境問題をテーマにした講座を出前方式で実施し、児童・生徒に環境保全などに興味を持ってもらうだけでなく、実際に行動へ移すきっかけとしてもらいます。



環境学習出前講座の様子

【区の実施】 足立区環境情報プラザ

2024（令和6）年4月に旧あだち再生館と旧荒川ビジターセンターの一部機能を引き継いだ新たな環境学習施設として、足立区生涯学習総合施設「学びピア 21」内に新しく開設されました。

区内の各地域学習センター等で開催する環境意識啓発講座（年間約80回）や、保育園・幼稚園向けの出張講座（年間40回）など、区民が広く環境に対して興味をもち、行動に繋がるような講座を実施します。

そのほか、定期情報誌の発行や、デジタル地球儀「SPHERE（スフィア）」の常設展示など、環境に関連する情報を様々な形で区民に向けて発信しています。



デジタル地球儀「SPHERE（スフィア）」

（5）環境活動のリーダーを育て取組みを波及させるしくみづくり

環境意識の高い区民に学びと活躍の場を提供し、環境マイスターなどの地域リーダーを育成します。基金活用やイベント出展を通じて活動を区全体に広げ、知識や指導・啓発スキルの習得支援により、地域の環境に関する啓発の担い手としての活躍を促します。

【具体的な取組み】

- ア あだち環境ゼミナール等講座の実施による新たなリーダーの育成
- イ 育成したリーダーの活躍の場の提供
- ウ ミニ講演会や見学会などの機会提供
- エ 入門、中級、上級など段階に応じた学習機会の提供
- オ 環境の知識に加え指導や啓発に必要なスキル向上の支援
- カ 職員が環境について学ぶ機会を創出
 - ① 環境以外の様々な講座も活用し、環境行動のきっかけとする

【コラム】 若者による環境活動

ア 環境審議会・環境基金審査会に若者委員が参加

本計画の策定を諮問した環境審議会や、区民・事業者による環境活動への基金の助成について審査する環境基金審査会に若者委員（概ね30歳未満）の枠を設け、若者独自の視点から意見を述べてもらっています。

区においても、若者の意見を聞き、反映させる体制を整備しています。

イ 東京電機大学ボランティア部ららいふ

足立区環境基金助成を活用し、区内小学生を対象に、ペットボトルキャップを用いた工作を通じて、環境保護や資源の大切さを楽しく学んでもらうことを目的としたワークショップを開催しました。

(6) 五感で学ぶ自然体験と環境学習の推進

実体験を重視した学びを展開します。生物園や公園での活動を通じ、生き物の尊さや自然の恵みを五感で感じる機会を創出します。実体験による深い学びを提供することで、自然との共生を意識した具体的な行動へとつなげます。

【具体的な取組み】

ア 親子で参加できる自然体験イベントの実施

- ① 生物園や都市農業公園、足立区環境情報プラザなどにおける講座や自然観察、体験学習の実施（再掲）

→荒川河川敷での体験イベントなど

イ 参加型イベントの充実

- ① 区内の豊かな自然や生き物を感じることができるイベント

ウ 自然体験ができる施設等の情報提供

→自然や生物とふれあうことができる場の情報提供

→公園おでかけマップの活用やSNSなどによる公園の魅力の発信（再掲）

エ 記憶に残る実体験を伴う環境学習の実施

- ① 区内の豊かな自然や生き物を感じることができるイベント

オ 学校外で自然体験や学習に取り組む機会の提供

- ① 生物園や都市農業公園、足立区環境情報プラザなどにおける講座や自然観察、体験学習の実施（再掲）

→荒川河川敷での体験イベントなど

カ 友好都市等と連携した自然体験事業の実施（再掲）

【区取組み】魚沼自然教室

区の友好自治体である新潟県魚沼市で、区内の中学生を対象に宿泊体験型プログラム「魚沼自然教室」を実施しています。地元の方の協力により農作業体験(田植え、稲刈り)、食文化体験(笹団子づくり、餅つき等)、野外炊飯などを行っています。



田植えの様子

【コラム】親子で参加できるイベントや講座

ア 「わくわく植樹体験 in 鹿沼」

環境学習ツアー「わくわく植樹体験 in 鹿沼」は、友好都市・栃木県鹿沼市で行う日帰りの自然体験プログラムです。区内在住の小学生とその保護者が親子で参加できます。

現地では、森に苗木を植える植樹体験に加え、杉板焼きなど木工教室で木のぬくもりを感じながらものづくりも楽しめます。体を動かす体験を通して、森林がCO₂を吸収することや水を育むことなど森林が果たす様々な役割と緑の大切さを学び、友好自治体との交流にもつなげます。

植えた苗木が将来の森づくりにつながることを実感し、身近な環境配慮の行動を考えるきっかけにもなります。



親子で杉板焼体験
(わくわく植樹体験 in 鹿沼)

イ 「川ベリレジンキーホルダーを作ろう」

学びピア 21 内の生涯学習センター（講堂）で行われた「川ベリレジンキーホルダーを作ろう」は、荒川河川敷で採取できるプラスチックごみや植物の押し花などを材料に、UVレジンでキーホルダーを制作する体験講座です。

小学生とその保護者がペアで参加し、素材の色や形を観察しながら配置やデザインを相談して、“荒川の今”を小さな作品に閉じ込めます。工作を楽しみつつ、漂着ごみや分別・リデュースなど、家庭でできる行動にもつなげやすいのが特徴です。



川ベリレジンキーホルダー

第5章 計画の進行管理

1 推進体制

本計画の実効性を確保するために、区民・事業者・区等による計画の推進体制を整備します。区では、区内組織を設けて施策・事業の進捗状況の点検、担当課との調整・連携を図り、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

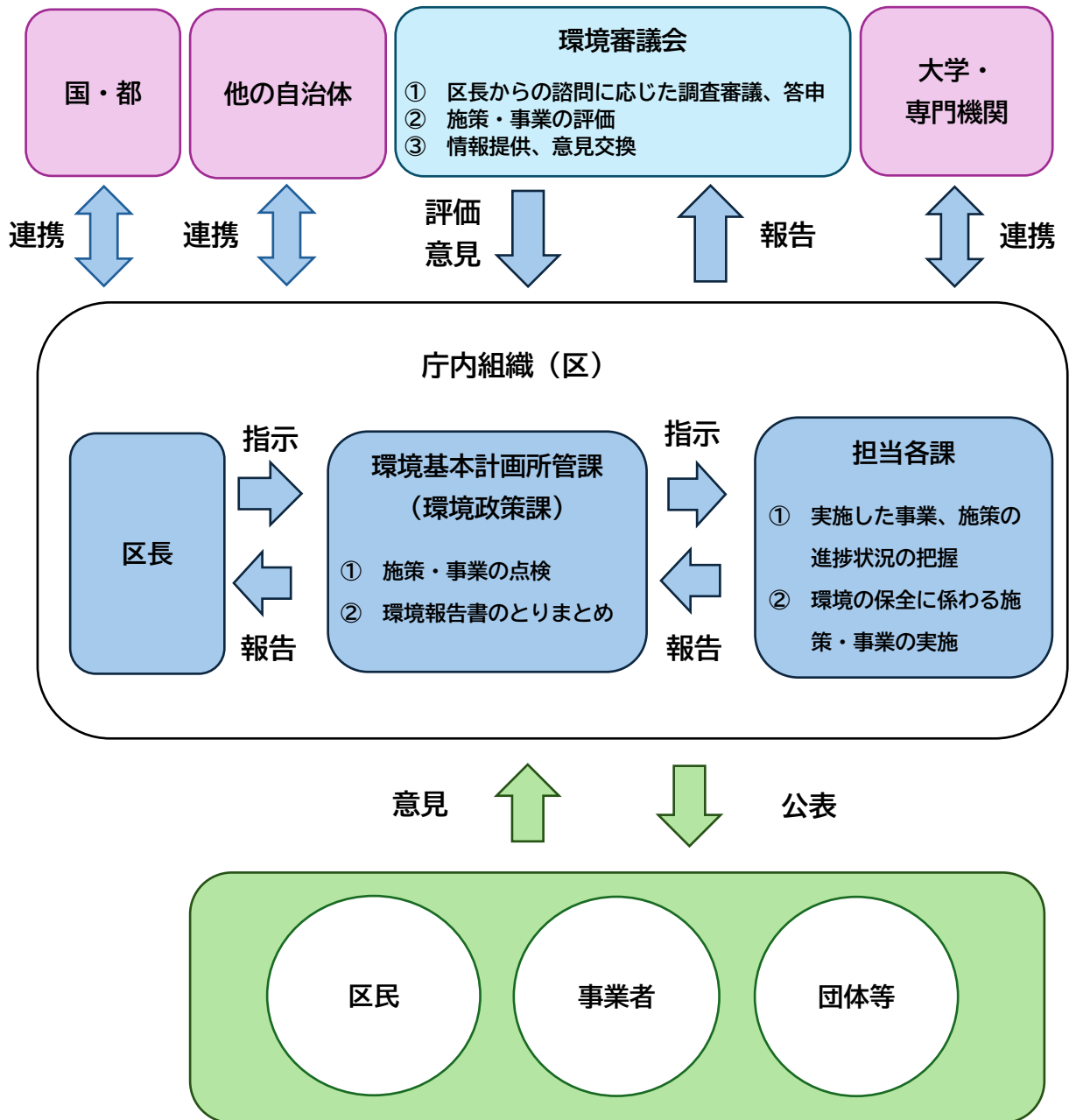
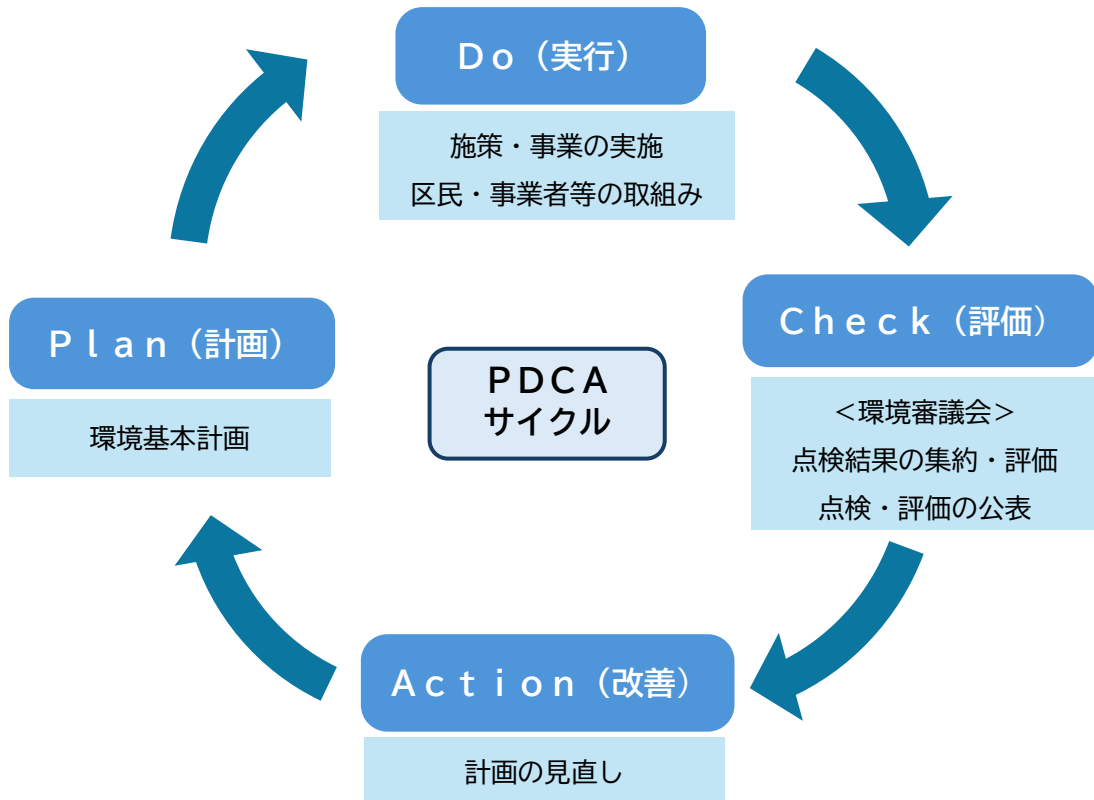


図 計画の推進体制

2 進行管理の方法

毎年、本計画の施策がスケジュールどおり進捗しているかどうかを把握・評価し、進行管理を行います。



3 点検・評価結果の公表

各施策の成果指標に従い、環境審議会で評価した結果を議会に報告し、「*足立の環境」や区のホームページ等で公表します。

また、様々な機会を通じて区民及び団体や事業者等から広くご意見を伺い、計画の見直しの際に反映させていきます。

4 計画期間

本計画は2033（令和15）年度までを計画期間としています。

	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15
第四次 環境基本計画								
				計画の見直し				

第6章 環境保全行動指針 —区民・事業者・区の行動指針—

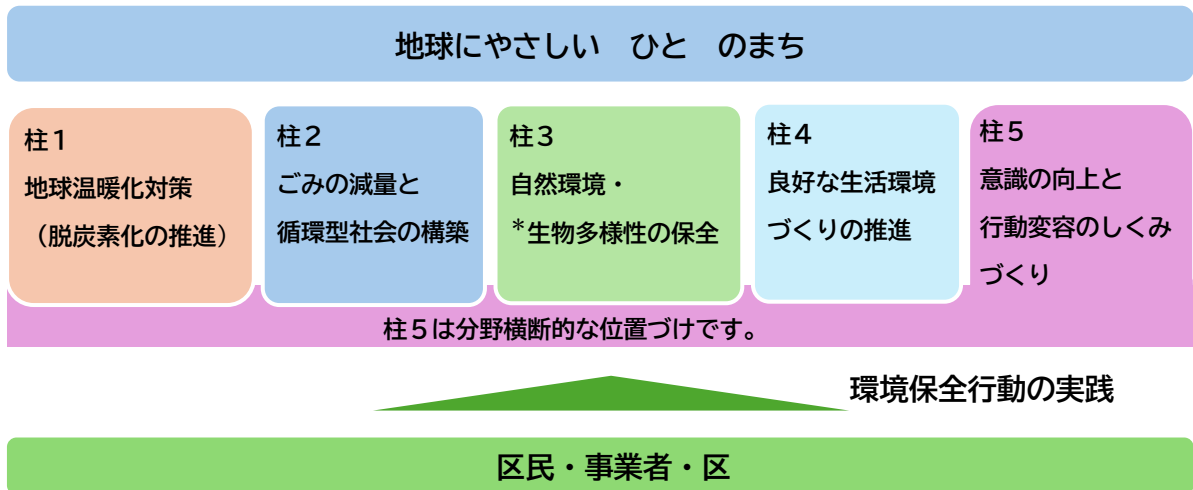
(1) 本章の位置づけ

第1章から第5章では、足立区環境基本条例第8条に基づき、地域の環境を総合的かつ計画的に保全し、地球環境の保全に寄与するための目標や施策の体系を示しました。

しかし、環境の視点から目指す姿である「地球にやさしいひとのまち」を実現するためには、行政による施策の推進だけではなく、足立区に関わるすべての主体が日常生活や事業活動の中で環境に配慮した行動を実践していくことが不可欠です。

そこで本章では、足立区環境基本条例第9条に基づき、区民・事業者・区それぞれが環境の保全に向けて取り組むべき行動の指針を示します。

これらの取組みは、地域全体で環境負荷の低減を進めるとともに、区民一人ひとりの生活の質の向上（ウェルビーイング）にもつながるものです。



(2) 主体の特性に応じた取組み

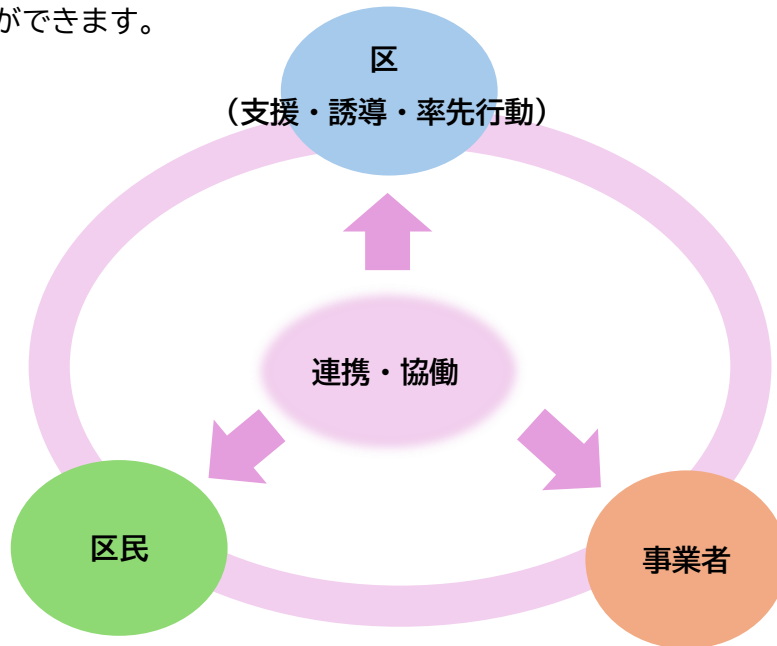
環境保全の取組みは、区民、事業者、区がそれぞれの立場に応じて実践する必要があります。

家庭での取組みは、住居形態や家族構成、生活スタイルなどにより異なります。また、事業者の取組みも、業種や事業規模、経営形態などによって多様です。

そのため、本章の行動指針は一律の取組みを求めるものではなく、それぞれの状況に応じて実践可能な取組みを進めていくための基本的な方向性を示すものとします。

(3) 区民・事業者・区の協働による環境保全

環境保全の取組みは、行政のみで実現できるものではなく、区民、事業者、区がそれぞれの役割を果たしながら連携・協働して進めていくことが重要です。こうした主体の協働により、地域全体で環境負荷の低減を図り、持続可能な地域社会の実現につなげていくことができます。



(4) 本章の構成

本章では、本計画で掲げる5つの柱に沿って、環境保全に向けた行動の方向性を整理しています。

区民、事業者、区の各主体がそれぞれの立場や役割に応じて取り組むべき行動指針を示し、日常生活、事業活動、行政運営の中で環境配慮の取組みを推進していくことを目的としています。

また、区は事業者として率先して環境配慮の取組みを進めるとともに、「区（行政）の支援策など」では、区民や事業者の取組みを支援・誘導する役割を担い、区全体で環境保全の取組みを推進していくことを示しています。

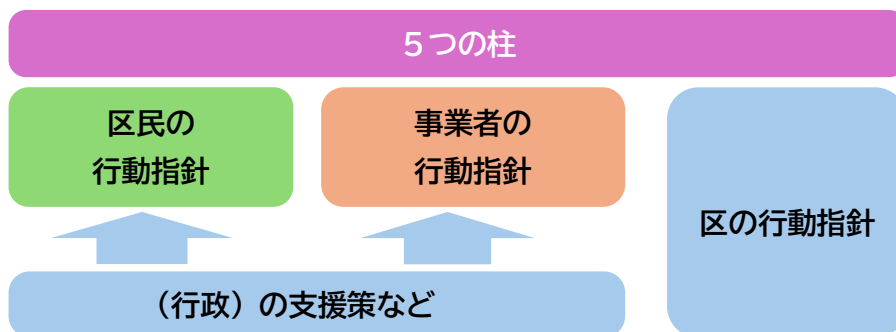


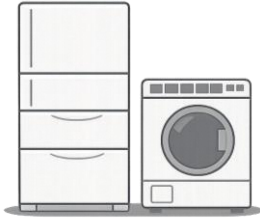
図 第6章の構成

柱1 地球温暖化対策（脱炭素化の推進）

区民の行動指針

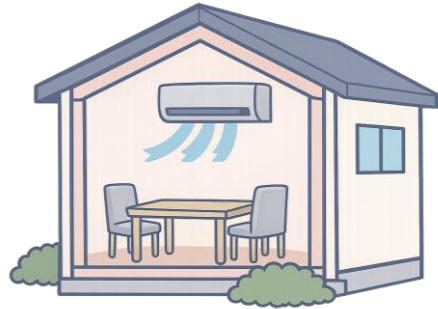
省エネ家電を選択する

家電の買替え時には統一省エネラベルの星の数（省エネ性能）を意識して選ぶ。



住まいの断熱性能を高める

高断熱・高气密化された住宅を建築、選択する。



気候変動による健康被害を防止する

適切に冷房を利用し、熱中症を予防する。



物流の環境負荷の低減に協力する

再配達削減のため、宅配便を1回で受け取るよう心がける。



その他の行動

ア 気候変動による災害リスクに備える

- ① 水害・風害時の避難行動を事前に考える（マイ・タイムラインの作成）とともに、避難場所を決め家族で共有する。
- ② 災害時のエネルギー確保のため蓄電池や*V2H（電気自動車からの給電設備）の導入を検討する。

イ 再生可能エネルギーを導入する

- ① 太陽光発電システムや蓄電池、エネファーム等を導入する。
- ② 電力契約を再生可能エネルギー由来の電力プランに切り替える。

ウ 環境負荷の低い移動をする

- ① 自転車や公共交通機関を積極的に利用する。

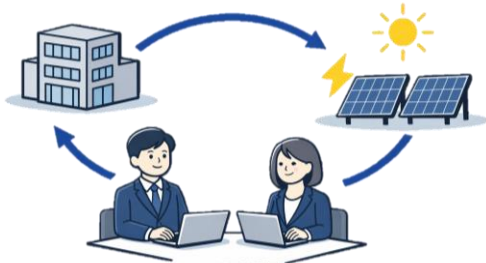
区（行政）の支援策など

- ① 太陽光発電等設備導入を設置費補助金事業により支援。
- ② コミュニティタイムライン策定の支援。
- ③ スマートムーブ（移動手段を工夫し、CO₂排出量を削減）の促進。
- ④ 自転車利用促進に向けた走行環境や自転車駐車場の整備。

事業者の行動指針【足立区エネルギー対策ガイドライン】

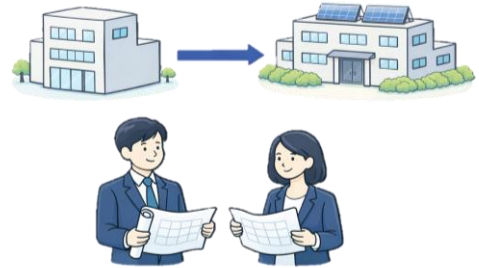
クリーンな電力を選択する

事業所で使用する電力を再生可能エネルギー由来の電力プランに切替える。



建物の省エネ化の推進

建物の新築・増改築時にゼロエネルギービル（ZEB）化を進める。



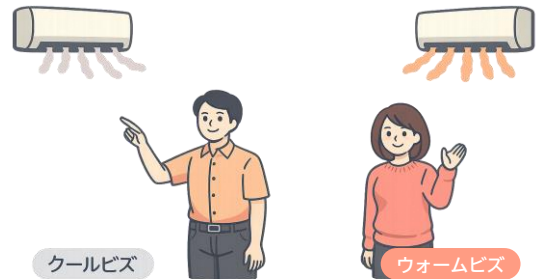
機器の省エネ化の推進

省電力のOA機器を採用する。



気候変動に適応した職場環境の整備

適切な温度設定と*クールビズ、*ウォームビズを推進する。



その他の行動

ア 気候変動による災害リスクに備える

- ① ゼロエミッションビークル（*ZEV）と併せV2B（電気自動車からビルへの給電設備）を導入し災害時の非常用電源として活用する。
- ② 異常気象や災害に備えた*BCP（事業継続計画）を策定し、災害時の避難や事業継続体制を整備する。
- ③ 災害時の避難や事業活動などについてあらかじめ検討し社内で共有する。

イ 移動による環境負荷を削減

- ① ZEVへの移行やカーシェアの活用を検討する。
- ② テレワークやWEB会議等の活用で、移動に伴うエネルギー消費を削減する。

ウ 日常の省エネ行動

- ① 積極的に階段を利用し、エレベーターの使用を控える。

エ 環境に配慮した経営に計画的に取り組む

- ① 一定規模以上の事業者は、法令に基づいて定期報告を行い、計画的に省エネやCO₂削減に取り組む。
- ② エネルギー使用量を把握・見える化し、*エネルギーマネジメントを実施する。

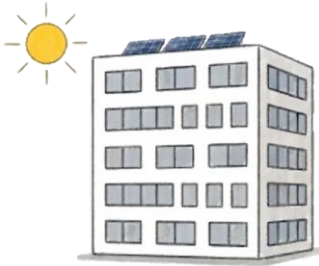
区（行政）の支援策など

- ① スマートムーブ（移動手段を工夫することでCO₂排出量を削減）の促進。
- ② 電気自動車購入費補助金による支援。
- ③ 区内事業者の再生可能エネルギー由来の電力導入や省エネルギーの取組み事例についてホームページ等で紹介する。

区の行動指針

再生可能エネルギーへの転換

太陽光発電設備の導入と、再生可能エネルギー由来の電力への切り替えを進める。



移動の低炭素化を進める

公用車の更新時は、ゼロエミッションビークル(*ZEV)等の低燃費車への移行に努める。

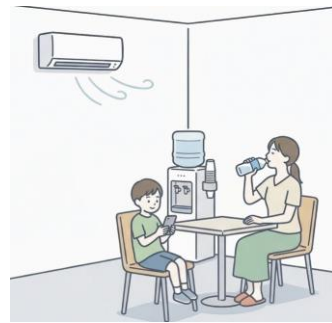


気候変動による健康被害を防止する

区の催しの参加者や従事する職員の熱中症対策を徹底する。

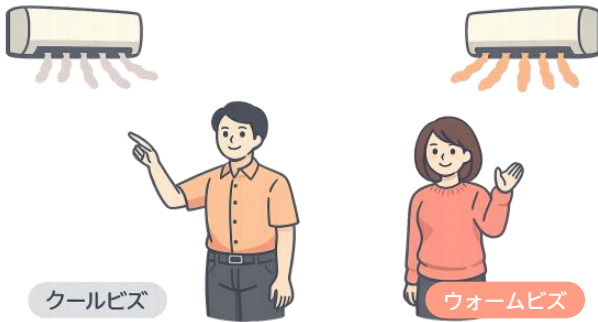


涼み処の設置など、気軽に立ち寄って涼むことのできる場所を提供する。



気候変動に適応した職場環境の整備

適切な温度設定と*クールビズ、*ウォームビズを推進する。



その他の行動

ア 日常の省エネ行動

① 職員が公用車、自家用車を運転する際には、エコドライブを徹底する。

イ 機器の省エネ更新

① 区施設の改修計画との整合を図り、LEDや高効率な空調機器等、将来のコストを考慮したエネルギー効率の高い機器への更新を計画的に進める。

ウ 建物の省エネ化の推進

① 省エネ、創エネにより区施設の*ZEB化を進める。

エ 気候変動リスクに備える

① 熱中症特別警戒情報発出時には区施設を*クーリングシェルターとして開放する。

柱2 ごみの減量と循環型社会の構築

区民の行動指針

使わない食品も有効活用

*フードドライブや*フードシェアリングサービスを利用する。



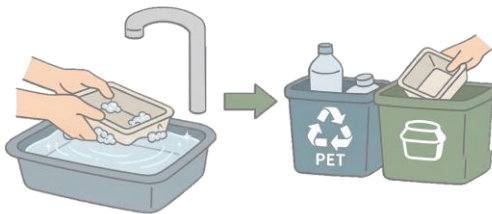
資源とごみを分別する

*雑がみ(ざつがみ)を燃やすごみではなく、資源として出す。



資源を正しく出す

プラスチックは汚れを流したうえで適切に分別する。



生ごみの減量化を進める

生ごみは、*生ごみ処理機や*コンポスト化容器などを活用し減量に努める。



その他の行動

- ア 環境に配慮した製品を選ぶ
 - ① 商品を購入する際は、エコラベルが表示された製品を選ぶ。
- イ 食材の使い切りを徹底する
 - ① 調理をするときは、食材を最大限に利用する。
- ウ 買い物時にも*食品ロス削減に協力する
 - ① すぐに食べる食品は、棚の手前から商品を取る(てまえどり)。
- エ 3Rを実践する
 - ① 使い捨て製品を避け、リユース・リサイクル可能な製品を選ぶ。
 - ② 壊れたときはすぐに捨てずに修理して使う。
 - ③ リユースプラットフォーム「おいくら」を活用し、不要になった物品の販売、譲渡を検討する。
- オ *マイクロプラスチックの発生を防ぐ
 - ① 屋外で使用するプラスチック類の紛失や劣化を防ぐ。

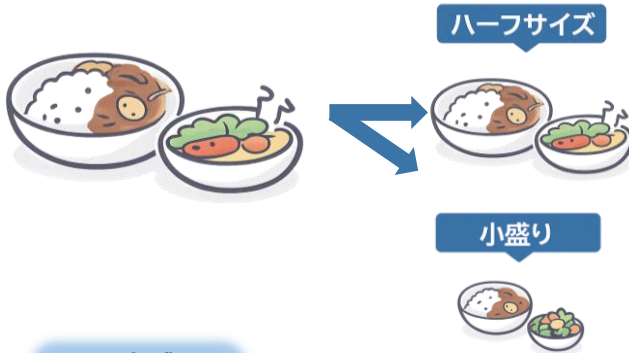
区(行政)の支援策など

- ① 食品ロス削減につながるフードドライブ、フードシェアリングの活用を促進。
- ② *集団回収の周知と推進。
- ③ 生ごみ処理機・コンポスト化容器購入費補助金による活用促進。
- ④ 「雑がみ」の理解促進と分別に関する情報発信の強化。
- ⑤ 事業者との連携による粗大ごみの資源化等リユースのしくみを構築。
- ⑥ 多言語対応の分別の啓発物等、多様性に対応したごみ、資源に関する情報発信。

事業者の行動指針

食品廃棄物の抑制

飲食店等でのハーフサイズや小盛りメニューの導入、および調理・販売工程の見直しにより、食品廃棄物（*食品ロス）の削減を徹底する。



適正な廃棄物処理

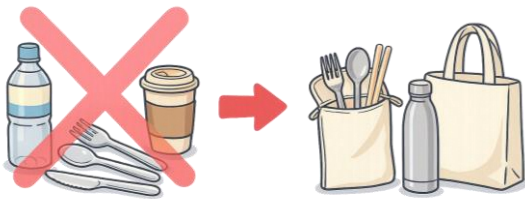
廃棄物の保管場所を適切に管理するとともに、自らの責任において法令に基づいた適正な処理を行う。



3Rを実践する

使い捨て製品を避け、リユース・リサイクル可能な製品を選ぶ。

使い捨て製品



使い捨てプラスチックの削減

生産・流通・販売の過程で、プラスチックの使用抑制や過剰な包装の抑制等を心がける。



その他の行動

ア 業務のペーパーレス化

- ① 資料の電子化などにより、紙資源の使用削減に努める。

イ 事業系ごみの排出ルールを遵守する

- ① 小規模（少量排出）の事業者で、区の収集を利用する場合は、事業系有料ごみ処理券を貼り、指定の集積所に排出する。

ウ *マイクロプラスチックの発生を防ぐ

- ① 屋外で使用するプラスチック類の紛失や劣化を防ぐことで、マイクロプラスチックの発生を抑制する。

エ 環境に配慮した製品を選ぶ

- ① グリーン調達基準に適合した製品、エコラベル製品などを利用する。

区（行政）の支援策など

- ① ふれあい指導の充実。
- ② *集団回収の周知と推進。
- ③ *フードシェアリングアプリなどの活用促進。
- ④ 廃棄物管理責任者講習会の開催。

区の行動指針

使い捨てプラスチックの削減

区主催の会議やイベントにおいて、ペットボトルやプラスチック製品の使用を控えるよう努める。



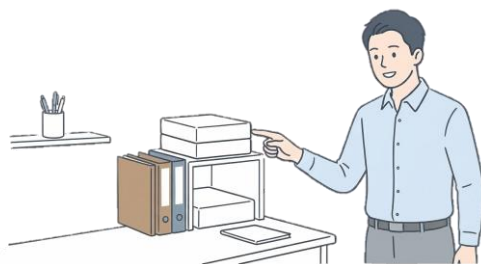
業務のペーパーレス化

会議資料の電子化などにより、紙の使用量削減に努める。



環境に配慮した製品を選ぶ

*グリーン購入を推進し、再生紙や再生原材料を使った商品を選ぶ。



*食品ロス削減の推進

食品ロスに関する知識を習得し、率先して削減に向けて行動する。



その他の行動

ア 廃棄物の発生を抑制

- ① 使い捨ての紙コップや割り箸は使わない等、廃棄物の発生をできる限り抑える工夫をする。

イ プラスチックごみの削減

- ① マイボトル専用の給水スポットを設置する。
- ② 区施設の自動販売機で販売される商品は環境に配慮した製品を増やしていく。

ウ *マイクロプラスチックの発生を防ぐ

- ① 屋外で使用するプラスチック類の紛失や劣化を防ぐことで、マイクロプラスチックの発生を抑制する。

エ 適正な廃棄物処理

- ① 区の施設においても基準に基づき正しく廃棄物を分別する。

オ 集積所の適切な管理

- ① ごみ集積所における、カラスによる被害への対策を強化する。

柱3 自然環境・生物多様性の保全

区民の行動指針

自然への関心と理解を深める

観察会や生物調査、イベントに積極的に参加し、身近な生き物や植物に関心を持つ。



外来生物について正しく理解する

外来生物について正しく理解し、原則、生物を外国や日本国内の他地域から持ち込まない、移動させない。



足立区の自然を守る

公園の花植えなど、環境保全に繋がる催しに参加する。



家庭での緑化推進

庭やバルコニー、玄関、屋上などで樹木や草花を育てる。



その他の行動

ア 環境に配慮した製品を選ぶ

- ① 海のエコラベル（MSC認証）や森林の認証マーク（FSC認証）など、*生物多様性に配慮してつくられたエコラベル商品を購入する。

イ 地域のみどりを大切にする

- ① 身の周りにある樹林を大切にする。

区（行政）の支援策など

- ① 生物多様性の理解を深める講座やイベント等の実施と周知の強化。
- ② 自然に関する情報発信強化。
- ③ 区民参加型の生物調査の実施。
- ④ 区内の豊かな自然を感じられるイベントの実施。

事業者の行動指針

自然への関心と理解を深める

自然観察会や調査、各種イベント等に、地域の一員として積極的に参加する。



緑化に取り組む

敷地内や屋上・壁面の緑化を推進する。



足立区の自然を守る

敷地内の既存樹木を保全する。



「みどりのネットワーク」の形成

広い範囲の開発行為等を行う場合には、計画的に*生物多様性に配慮した緑地の整備などを図り、みどりのネットワーク化の形成に貢献する。



その他の行動

ア 生物多様性への理解を深める

- ① 社会貢献活動の一環として、従業員や顧客に対して、業務と生物多様性の関係性をわかりやすく発信する。

イ 足立区の自然を守る

- ① 新たに植栽を行う際には、みどりの量を十分確保するとともに、区の自然の特徴にあった種類を選択する。

ウ 木材の有効活用

- ① 施設の新築・改築時に国産木材を活用することを検討する。

区（行政）の支援策など

- ① 地域の一員として参加できる、事業者向けイベント等の情報発信。
- ② 環境基金助成など、環境保全の取組みに対する支援事業の活用促進。

区の行動指針

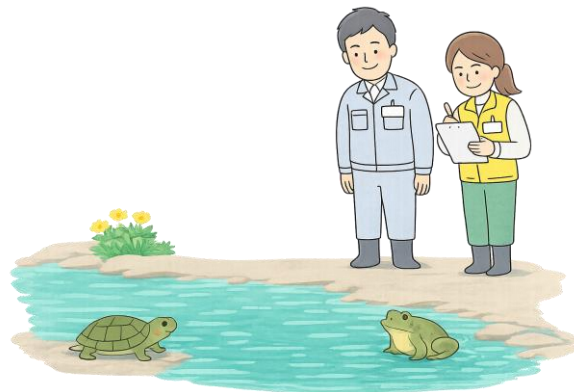
自然とふれあう機会の提供

関係機関等と連携しながら、自然や生物とふれあう機会を提供し、その情報を周知する。



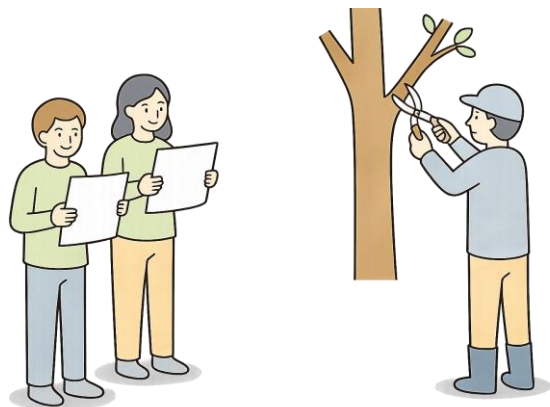
外来生物への理解を推進

公園等の管理者に外来生物の正しい知識を普及・啓発する。



足立区の自然を守る

樹木・樹林を守るための取組みや活動の周知・啓発を行う。



自然環境に配慮する

工事を行うときは、*生物多様性に配慮した計画、設計、施工を行う。



その他の行動

- ア 木材の有効活用
 - ① 区施設の新設、建て替え、改修時には国産木材（建材等）の活用を検討する。
- イ 生物多様性への理解を深める
 - ① 自らの業務と生物多様性の関係性を理解し、*ネイチャーポジティブ（生物多様性の回復）を意識した取組みを進める。
- ウ 足立区の自然を守る
 - ① 区内の樹木・樹林を保全する。

柱4 良好な生活環境づくりの推進

区民の行動指針

地域美化活動への参加

区や町会・自治会、ボランティア団体等が実施する地域美化活動に積極的に参加する。



公共の場でのマナーを徹底する

空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てをしない。



喫煙ルールを守る

喫煙者は、歩行喫煙及び駅周辺の路上等での喫煙はしない。



騒音発生を防止する

音響機器やペットの鳴き声、早朝・深夜のオートバイや自動車利用などで、騒音を出さない。



その他の行動

- ア ペットを適正に飼育する
 - ① 散歩時のペットのふんはきちんと持ち帰る。
- イ 駐輪ルールを遵守する
 - ① 自転車は自転車駐車場を利用し、放置しない。
- ウ 安心して暮らせるまちをつくる
 - ① 殺虫剤や農薬等は、安全な製品を選び、適正に使用する。
 - ② エコドライブの実践や自家用車の利用を減らすことで、大気汚染の防止に努める。

区（行政）の支援策など

- ① 喫煙所の整備。
- ② 地域美化活動の支援。

事業者の行動指針

騒音発生を防止する

騒音・振動を発生させる機器や自動車、拡声器等の使用を抑制するとともに、使用する場合には、周辺に影響を及ぼさない措置を講じる。



大気汚染を防止する

フロン使用機器廃棄時の適正処理、有害化学物質の適正管理等、法令に基づいて取り組む。



美しいまちづくりに協力する

事業所周辺の美化に取り組む。



景観に配慮する

事業所等を設置、増改築する際には、地域の景観との調和を意識する。



その他の行動

- ア 有害物質の使用削減を心掛ける
 - ① 揮発性有機化合物(*VOC)排出の少ない塗料など、大気汚染の発生原因になる成分が少ない製品を利用する。
- イ *アスベスト対策を徹底する
 - ① 法令に基づき、建築物等の解体、改造、補修作業を行う際に、アスベスト飛散防止策を講じる。
- ウ 工事の際は近隣へ配慮する
 - ① 建設工事などを実施するときは、騒音・振動、悪臭を発生させない。
- エ 環境活動で地域貢献する
 - ① 清掃美化活動実施団体(企業)として主体的な清掃活動を実施。
 - ② ごみゼロ地域清掃活動に参加する。

区(行政)の支援策など

- ① 解体工事現場等でのアスベストの調査や飛散防止状況確認の実施を強化する。
- ② 清掃美化活動実施団体への清掃物品の供与や広報紙等による活動紹介。

区の行動指針

区施設における美化活動の率先

来訪者が気持ちよく過ごせるように区施設の内外を美しく保つ。



工事の際は近隣へ配慮する

区施設を整備する際は、あらかじめ近隣住民の理解を十分に得るように努める。



*アスベスト対策を徹底する

区施設の建築物等の解体、改造、補修作業を行う際に、アスベスト飛散防止策を講じる。



景観に配慮する

施設の新設、改修時には、地域の景観との調和を意識する。



その他の行動

- ア 周辺環境に配慮した施工
 - ① 区施設の整備に際し、環境への影響に配慮する。
- イ 環境活動で地域貢献
 - ① 地域の美化活動等に積極的に参加する。

柱5 意識の向上と行動変容のしくみづくり

区民の行動指針

環境情報の積極的な収集

環境に関する最新のニュースや情報に関心を持ち、正しい知識を身につける。



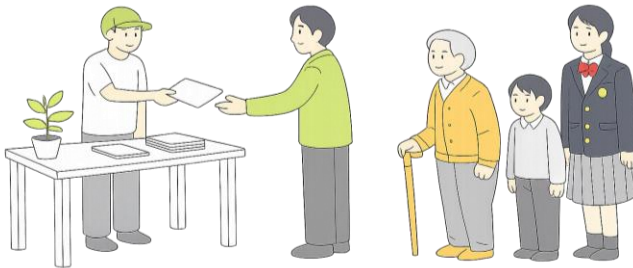
環境情報をシェアする

家庭や職場、学校などで環境について話題にし、情報を共有する。



環境保全活動に参加する

区や民間団体が主催する清掃活動、植樹、環境イベントなどに参加し、地域の環境保全活動を支援する。



主体的な環境保全活動を実践する

自らが主体となって継続的な環境保全活動に取り組む。



その他の行動

ア 環境について学ぶ機会を持つ

① 環境に関する学習や体験ができる施設を積極的に活用する。

イ 環境意識の向上に努める

① 区の事業などを活用し、子どもの頃から生物や自然とふれあう機会を持つ。

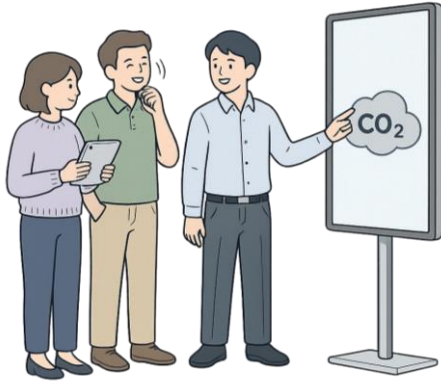
区（行政）の支援策など

- ① 情報発信の強化による意識啓発。
- ② 小・中学生向け出前講座の実施。
- ③ 生物園や都市農業公園での自然観察、体験学習イベントの実施。
- ④ 実体験を伴う自然体験の機会を創出する。
- ⑤ 友好自治体との連携による環境学習の実施。
- ⑥ 環境問題を「自分ごと化」できる専門家の講座実施。
- ⑦ 環境ゼミナールによる環境人材の育成。
- ⑧ 環境マイスターの活躍の場を整備、創出する。
- ⑨ 環境マイスターの発信力、指導スキル向上を支援する。

事業者の行動指針

環境情報の周知と共有に努める

事業所内で、区などが発信する環境情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。



サステナブルな職場づくり

研修への参加を推奨するなど事業所内の環境リーダーを育成し、環境保全活動を活発化する。



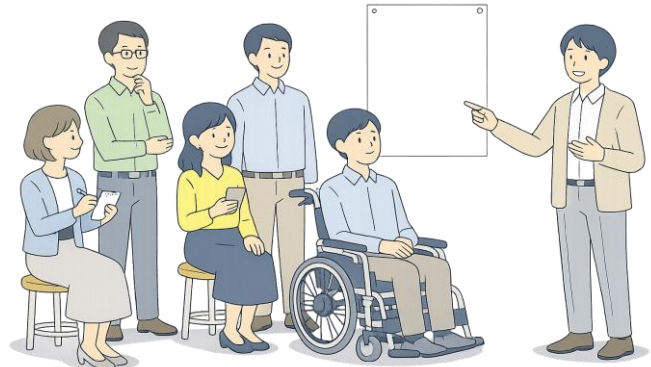
環境保全活動に参加する

業界団体や商店街など、既存の事業者ネットワークを活用し、環境保全活動に取り組む仲間を増やしていく。



環境学習と社会貢献の推進

従業員研修や社会貢献活動の一環として、環境学習の機会を創出する。



その他の行動

ア 行政との協働・連携

- ① 行政との連携を図り、環境に配慮したまちづくりを進める。

イ 取組みを波及させる

- ① 自らが行っている環境行動について、積極的に情報を発信する。

区（行政）の支援策など

- ① あだち環境ゼミナールの実施。
- ② 環境基金助成による活動支援。

区の行動指針

多様な主体と連携する

環境に関するイベントや講座等において、区民や地域団体、事業者等と積極的に連携する。



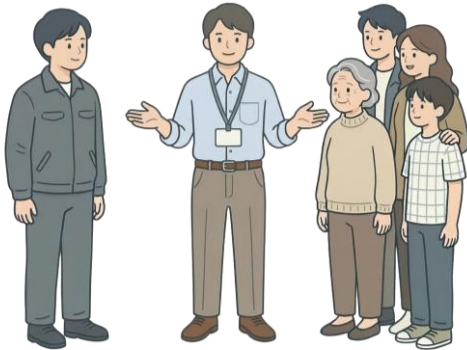
職員の環境意識の向上に努める

民間や他自治体が実施するイベントや講座等に積極的に参加する。



環境活動をコーディネートする

事業者や区民のマッチングなど、コーディネーターとしての役割を担う。



多様性への対応

文化的背景の異なる外国をルーツとした区民に対しても、多言語による情報共有等で環境活動



その他の行動

ア 施策の分かりやすい情報発信

- ① 自らの業務における環境に関連した情報をわかりやすく庁内外に発信する。

イ 取組みを波及させる

- ① 環境に関するデータや情報、自らが行っている環境行動について、積極的に情報を発信する。

ウ 多様な主体との連携する

- ① 区内の人材や先進的な事業者などの情報を蓄積し、活用する。